

# 令和元年度主要施策成果説明書

知事直轄組織

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

静岡県の新ビジョン「富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」の実現に向け、全庁一体的な施策の推進に取り組んだ。新ビジョンを着実に推進するため、「成果指標」によって目標達成に向けた施策の効果を測り、「活動指標」によって施策の進捗状況を確認した。併せて、社会経済情勢の変化に的確に対応できているか検証を行い、施策の重点化や再構築を図った。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 防災・減災対策の強化、次世代産業の創出と展開、魅力的なライフスタイルの創出

##### ア “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進

防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくりを目指し、全市町に設置している「ふじのくにフロンティア推進区域」の早期完了に向け、アドバイザー派遣等の支援を行った。

全 35 市町 75 区域のうち 41 区域が完了しており、取組は順調に進捗している。進捗が遅れている区域に対しては、事業調整や企業誘致など、引き続き全庁体制で早期完了を支援していく。

また、都市的サービスを提供する拠点相互の連携・補完により地域課題の解決を図るため、「ふじのくにフロンティア推進エリア」の認定制度を新たに設け、御殿場市と川根本町の 2 地域をエリア認定した。

#### (2) 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

##### ア 観光客の来訪の促進

スマートフォンのニュースアプリの活用やふじのくに魅力発信サイト「痛快！静岡県」により、全国に向けて静岡県の情報を発信した。引き続き、ウェブサイト、SNS、情報誌等、情報の受け手の特性に適したメディアを活用し、観光をはじめとした本県の魅力を発信していく。

#### (3) 地域外交の深化と通商の実践

##### ア 地域外交の推進

平成 30 年 4 月に改訂した「静岡県地域外交基本方針」に基づき、本県と友好協定を締結している中国浙江省、韓国忠清南道やモンゴル国ド

ルノゴビ県をはじめ、重点国・地域を対象に教育、文化、経済、スポーツなど様々な分野での交流を推進した。また、介護福祉人材確保を目指したモンゴル日本理解人材育成事業や、インドネシア西ジャワ州での海外合同面接会による高度人材確保など、本県への優秀な外国人材確保に向けた事業なども新たに実施した。その他、通商推進プロジェクトチームによる県産品の販路拡大等に向けた取組や東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据えた県内市町のスポーツ交流の推進、富士山静岡空港を活用した観光誘客の促進など、本県と各国・地域にとって相互にメリットのある地域間交流を進めた。

さらに、中国、韓国、台湾、東南アジアにおいて駐在員事務所を運営し、海外における情報収集・提供、海外進出県内企業支援等の現地活動に努めた。

海外との交流が広がりを見せていることから、今後はコワーキングオフィスを活用した「機動的な海外拠点」を設置し、現地でのネットワーク構築や情報発信・収集に取り組む。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により相互訪問等は困難なことから、当面は駐在員事務所やオンラインを活用し、重点国・地域等との関係維持・強化を図る。

#### (4) 現場に立脚した施策の構築・推進

##### ア 戦略的な情報発信と透明性の向上

県政に対する県民の理解を促進するため、情報の受け手となる方々の年齢等の属性や広報媒体の特徴を考慮し、時機を捉えた分かりやすい情報提供に努めた。特に、県政への関心の低い若年層に向けては、県政の理解促進のため、SNSなどを活用した広報を行った。SNSの登録者数は増加しており、若年層に向けた有効な広報手段となっている。今後は、これまで利用してきたメディアに加え、動画やLINEを活用し、若年層を含む幅広い県民に県政情報を届けていく。

##### イ 県民参画の促進

知事広聴、県政世論調査など様々な手法を用いて県民のこえの的確な把握と施策への反映に努めた。「県に意見要望等がある人のうち、伝えた人の割合」は前年度から1.0ポイント減少し、17.9%となったことから、県民が意見を伝える手段の充実、周知を図り、意見への回答例等の公表により、意見を伝えることの効果を実感していただくなど、県民が意見を伝えやすい環境整備に努めていく。

また、県の政策形成に対して、県民から施策等の改善意見をいただき施策等へ反映する“ふじのくに”士民協働施策レビューを開催し、県民の県政参画の一層の促進に努めた。

(5) 健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行

ア 将来にわたって安心な財政運営の堅持

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太の方針 2019)」では、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた一方で、社会保障関係費等の義務的経費などが増加することから、引き続き厳しい財政運営が見込まれた。

こうした状況を踏まえ、歳入の面では、新成長産業の育成や、中小企業・小規模企業の経営革新等の取組の促進、農林水産業の生産性の向上と競争力の強化等を図り、本県経済の持続的な成長を促すことにより、企業収益と県民所得の向上を通じて、税源の涵養に努めた。

また、歳出の面では、事業のビルド・アンド・スクラップを徹底するとともに、エビデンスを重視した分析に基づく事業評価により、実施結果が課題解決に直結していない事業の改善を進めるなど、歳出の重点化、効率化を図った。

国に対しては、国・地方を通じた中長期的に安定的な税財政の枠組の構築や、臨時財政対策債の廃止と償還財源の確実な確保等について提言した。

# 令和元年度主要施策成果説明書

危機管理部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある危機事案に備えるため、平常時から予防対策等に積極的に取り組みつつ、危機管理体制の構築、防災対策の推進、消防体制の充実強化、浜岡原子力発電所の安全対策を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 危機管理体制の構築

県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある危機事案に対し、災害対策本部の現場指揮官として、関係部長を指揮し、全庁的な応急対策の総括・調整を行う危機管理監を中心とした危機管理体制を構築した。

また、県内4箇所の地域局において、市町等と連携し、地域における危機管理体制の強化に努めた。

#### (2) 防災対策の推進

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害等を推計した「第4次地震被害想定」を基に、「想定される大規模地震による犠牲者を2022年度までに8割減少させる」という減災目標達成に向け、183の個別のアクションにより構成される「地震・津波対策アクションプログラム2013」を中心に、ハード・ソフトの両面から様々な対策を組み合わせた総合的な地震・津波対策を積極的に推進するとともに、減災目標を確実に達成するため4つのアクションを追加した。

国が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を平成31年3月に公表したことを受け、本県は、多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策の取組、地域住民・関係者の意見等を踏まえた「県版ガイドライン」を作成し、「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を市町地域防災計画へ反映すること等を促進した。

地域防災の核となる自主防災組織の活性化と県民の防災意識の高揚を図るため、ふじのくに防災学講座の開催など多様な啓発事業を積極的に行うとともに、防災リーダーや次世代の地域防災の担い手等を養成するため、ふじのくに防災士やジュニア防災士等の人材育成研修を実施した。

また、県民の平常時の防災対策や災害時の適切な避難行動を促進するため、

多言語対応の機能を具備した総合防災アプリ「静岡県防災」の運用を開始した。

さらに、富士山火山防災対策を推進するため、新たな知見等によるハザードマップ改定に向けた取組や、周辺市町・山小屋や関係機関と連携した「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に基づく情報伝達訓練を行ったほか、登山者に向けて富士山噴火時避難ルートマップや登山届アプリの周知・啓発を行った。

### (3) 防災訓練の実施

県・市町における災害対策本部運営機能の向上及び防災関係機関との連携の強化、地域の危機管理体制の確立及び危機管理意識の高揚を図るため、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練、大規模凶上訓練及び地域防災訓練を年間訓練の柱とし、台風や土砂災害などの個別の事象を想定した訓練も行うなど、年間を通じ、計画的に実践的な訓練を実施した。

### (4) 消防体制の充実強化

消防体制の充実強化を図るため、市町等が整備する消防水利や消防車両への助成を行ったほか、地域防災力の要である消防団の活性化や充実強化に努めた。

また、静岡県消防防災航空隊は、市町の要請を受け、消防防災ヘリコプターを用いて水難・山岳事故の救急救助や林野火災の消火などを行い、市町の消防活動の支援等を行った。

令和元年9月からは消防防災ヘリコプターの新機体による運用を開始するとともに、令和2年4月からの二人操縦士体制の本格導入に向けた体制を整えるなど、ヘリコプターの安全対策の充実強化に努めた。

### (5) 浜岡原子力発電所の安全対策

浜岡原子力発電所とその周辺環境の安全確保のため、津波対策工事の点検等により発電所における安全対策を確認するとともに、環境放射能調査により発電所からの周辺環境への影響がないことを確認した。

また、原子力防災対策に万全を期すため、関係市町の避難計画の策定支援等を通じて県の広域避難計画の実効性向上を図ったほか、原子力防災訓練や原子力防災資機材の整備・維持管理等を実施した。

さらに、静岡県防災・原子力学術会議原子力分科会を開催して浜岡原子力発電所の安全性について検証し、その内容の情報公開を行うとともに、原子力防災センターにおける一般公開等を通じて、原子力発電所の安全対策、防災対策について県民の理解の促進に努めた。

### (6) 令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風による災害及び東日本大震災等についての対応

令和元年房総半島台風により被災した南房総市に発災直後から延べ26人（う

ち県職員 11 人、市町職員 15 人) を派遣するとともに、令和元年東日本台風による県内の被災市町を支援するため、延べ 126 人(うち県職員 96 人、市町職員 30 人) を派遣し、災害復旧の支援を行った。

また、東日本大震災及び熊本地震により被災した地域等への支援として、21 人を被災自治体の要請に応じ長期派遣した。

静岡県被災者支援対策本部の事務局である危機管理部は、被災地を訪問し、派遣されている職員等と面談、情報交換をするなど、被災地への支援を側面から支えた。

# 令和元年度主要施策成果説明書

経営管理部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に向けて、行政の生産性の向上や県有施設の最適化、歳入確保に積極的に取り組みつつ、市町への積極的な権限移譲や市町と連携した施策の推進、高度情報化の推進及び情報公開の推進を主要な課題と捉え、施策・事業を実施した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 行政経営の推進

「静岡県の新ビジョン（総合計画）」の位置付けを踏まえ、平成30年3月に策定した「静岡県行政経営革新プログラム（計画期間：平成30年度～令和3年度）」に基づき、「政策の実効性を高める行政経営」を推進した。

令和元年度は、外部有識者からなる行政経営推進委員会において、行政経営革新プログラムの進捗や、外郭団体の点検評価等について検討を行ったほか、ひとり1改革運動による改革・改善を進める組織風土の醸成、公の施設における指定管理者制度の積極的な活用や運用の改善など行財政改革に取り組んだ。さらに、「地方自治法等の一部を改正する法律」の公布によって、令和2年4月から都道府県に内部統制が義務付けられたことから、監査委員との意見交換の結果を踏まえ、「静岡県の内部統制に関する方針」を策定・公表した。

また、県庁における働き方改革として、「業務の見直し・効率化」「多様な働き方の実現」「職場環境の改善」「心身の健康増進・不安解消」の4つの柱を掲げ、仕事のやり方を根本的に見直す新たな業務改善や在宅勤務制度の試行、オフィスレイアウトの見直しなど、仕事の効率化や職員が能力を最大限に発揮できる職場づくりに取り組んだ。

今後は、行政経営革新プログラムに掲げた全ての目標の着実な達成を目指すとともに、働き方改革による、仕事に「働きがい」を、生活に「生きがい」を感じられる組織風土の実現に向けた取組を進めていく。

## (2) 県有施設の最適化

県有施設の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、将来に渡って県が保有すべき施設の総量に関する目標を掲げ、県有施設における今後30年間の管理方針や対策費用を記載した個別施設計画を策定した。

また、個別施設計画に基づく取組を着実に実施していくため、長寿命化対策を目的とした新たな基金を造成したほか、公共施設の整備・運営に、民間の能力とノウハウを幅広く取り入れるための意見交換の場として、公共施設官民連携プラットフォームを設置した。

今後も、施設を通じた持続的な行政サービスを提供していくため、施設需要の把握に努め、ファシリティマネジメントによる県有施設の最適化に向けた取組を進めていく。

## (3) 歳入確保への取組

県税収入の確保及び収入未済額の縮減に向けて、数値目標を設定し、進行管理を行うとともに、滞納処分中心の滞納整理により徴収強化を図るなど、税務行政の適正かつ効率的な運営に努めた。特に、県税収入未済額の8割以上を占める個人県民税については、静岡県個人住民税徴収対策本部会議による取組（数値目標や滞納整理強化月間の設定、県職員の市町への短期派遣、各財務事務所に設置した地区部会による地域毎の実情、課題に応じた対策の実施等）により、市町と連携した滞納対策を進めた。

また、納税しやすい環境の整備により収入率の向上を図るため、自動車税定期課税、個人事業税定期課税、不動産取得税に加えて、個人事業税の随時課税についてクレジットカード納付を実施するなど、納税者の利便性の向上を図った。

税外未収金対策については、税外収入債権管理調整会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、縮減目標や回収強化期間を設定して、全庁を挙げて未収金回収に取り組んだ。

県有財産の売却については、県有財産の売却計画（2018～2022）の売却計画額55億6,500万円に対して、2年度目（令和元年度）の売却実績額は22億2,600万円、累計での売却実績額は32億9,500万円、売却率は59.2パーセントとなった。

今後も、県税収入の確保に向けて適正かつ公平な課税に努め、納税者を取り巻く状況の変化に対応した納税環境整備などを進めるとともに、税外未収金の回収や県有財産の売却をより一層進めることにより、確実な歳入確保へ取り組んでいく。

#### (4) 地域が自立できる行政体制の整備

市町への権限移譲については、「ふじのくに権限移譲推進計画（第3期）」に基づく市町の意向を踏まえた権限移譲を進め、計画に基づくPDCAサイクルの構築により、権限移譲に関する市町の意向を丁寧に聞き取り、市町に対する県の協力体制の充実・強化を図ることで、市町における円滑な事務執行の確保等を図った。また、第3期計画の計画期間が令和元年度末で満了することに伴い、令和2年3月に新たな計画（第4期計画）を策定した。

行政経営研究会では、「水道事業の広域連携」「ファシリティマネジメントの推進」等について、平成30年度までの研究成果を踏まえ、研究内容の具体化に向けた検討等を進めたところであり、今後も本研究会の取組を通じて、市町の体制強化の支援や広域連携を進め、地域が自立できる行政体制の整備に取り組んでいく。

このほか、過疎対策に係る市町との情報共有や地域コミュニティの活性化等による活力あるまちづくりを推進するとともに、地域が抱える課題を検討する会議、県・市町の規制や制度の検証を行う“ふじのくに”規制改革会議の開催等を通じ、地域や市町との連携・協働を推進した。

#### (5) 高度情報化の推進

平成30年3月に策定した「静岡県高度情報化基本計画（ICT戦略2018）・官民データ活用推進計画」を推進するための各施策を実施し、高度情報化及び地域情報化の推進を図った。

AI等の新世代ICTの実装・利活用の促進を図るため、RPAを新たに42業務に導入し、パソコン上の単純作業を自動化するとともに、音声認識技術を新規導入し、会議録等の作成にかかる負担を軽減した。また、県内の超高速ブロードバンド環境の向上を図るため、富士宮市など3市町に対して光ファイバ網の整備費を助成した。

庁内においては、急速に進展している情報通信技術を活用し、申請・届出等の受付や結果通知等の処理を行う電子申請システムを運用するとともに、全庁的な情報ネットワークを活用して、行政事務の生産性の向上を図るなど、「電子県庁」の推進に努めた。

また、県のIT資産を効率的に活用し、情報システムに係る運用コストを削減するために整備した県庁情報処理基盤については、保守期限を迎える現行基盤を更新すべく提案競技を実施し、令和2年12月の移行を目標に新基盤の構築を開始した。

#### (6) 開かれた県政等の推進

県施策の意思決定や事業実施等を記録する公文書を適正に管理するための取組を進めるとともに、情報提供の推進に関する要綱に基づく政策形成過程情報の公表やこれに対する県民の意見を募集するパブリック・コメントの実施、審議会等の会議録の公開、事務事業及び予算の執行実績並びに県が出資した法人の財務諸表等の公開、職員の出張旅費に係る情報の公表などの情報提供施策を推進した。また、歴史的公文書の公開に努めるとともに新たな県史の編さんに取り組んだ。

今後も、県政への県民の信頼性の向上と県民参画による施策の推進を図るため、公文書の適正な管理と公表すべき行政情報の公表を徹底し、透明性の高い情報公開制度の運用を図る。

# 令和元年度主要施策成果説明書

くらし・環境部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」の基本理念の下、「くらし」「住まい」「環境」といった県民生活に身近な分野の施策を一体的、効果的に実施した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 「命」を守る安全な地域づくり

##### <防災・減災対策の強化>

想定される巨大地震による建築物等の倒壊被害を最小限にするため、「静岡県耐震改修促進計画」において目標とする令和2年度末の耐震化率95%の達成に向けて、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化等を総合的に推進し、住宅の耐震化については、耐震補強における割増助成を継続し耐震化を促進した。

また、県民だよりや市町広報誌等により、県民に対して耐震化の必要性と支援制度についての周知や、市町と連携した「耐震診断未実施の住宅」へのダイレクトメールの発送を行うとともに、戸別訪問などにより、耐震化の進まない高齢者世帯等を中心に啓発活動を実施したものの、令和元年度の耐震補強助成実績は779戸と、平成30年度の実績1,012戸を下回った。

一方、耐震性が不足している住宅の建替えや住み替えを促進する建替え助成事業の実績は、助成対象の拡充により実績が増加した平成30年度と同程度であった。

ブロック塀等の安全対策については、平成30年6月の大阪府北部の地震でのブロック塀等の倒壊被害を踏まえて強化した県民への助成制度の周知を継続した結果、ブロック塀等撤去・改善事業の助成実績は、平成29年度の実績から大幅に増加した平成30年度の約8割、平成29年度比では約5倍の実績となった。

多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は92.1%(平成30年度末)、住宅の耐震化率は89.3%(平成30年)であり、目標達成に向けた更なる取組が必要である。

今後も、市町等と連携して、耐震補強の助成制度や建替え助成制度を活用し、住宅の耐震化を推進していくとともに、ブロック塀の安全対策、

特定建築物の耐震化、更に緊急輸送路等の沿道建築物の耐震診断等についても、補助制度等を活用し、県民に対し早期の実施を働きかけていく。

#### <安全な生活と交通の確保>

官民協働による犯罪に強い社会づくりのため、「静岡県防犯まちづくり条例」及び「第4次ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、関係機関と連携して、犯罪の更なる減少を図る施策を実施した。特に、子どもが被害者となる重大な事件・事故が相次いで発生したことを受けて、県、市町及び民間が実施する防犯・交通安全対策を、「静岡県子どもの安全確保緊急対策アクション」として取りまとめ、「オール静岡」で子どもの安全確保対策に取り組んだ。この結果、令和元年における刑法犯認知件数は17,876件となり、令和3年の目標である20,000件以下を、平成30年に引き続き達成した。

また、犯罪被害者を支援するため、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、各種施策を実施するとともに、性暴力被害者の心身の健康回復、潜在化防止のため「静岡県性暴力被害者支援センター SORA」を運営するなど支援体制の充実に取り組んだ。

今後も、犯罪の発生状況に対応した的確な防犯情報の提供等により、県民総ぐるみの防犯まちづくりを推進していくとともに、市町・警察等と連携した犯罪被害者の支援体制の充実に努めていく。

交通事故防止対策については、「第10次静岡県交通安全計画」に基づき、関係機関・団体等と連携して「あなたが主役の交通安全県民運動」等を実施した結果、令和元年における交通事故死者数は101人となり前年に比べ3人減少し、交通人身事故件数は25,102件となり前年に比べ3,300件減少した。

引き続き、「第10次静岡県交通安全計画」で定めた「交通事故死者数100人以下、人身事故発生件数30,000件以下」の達成に向けて、高齢者事故防止対策及び自転車事故防止対策を中心に推進していく。

さらに、安全な消費生活を確保するため、「第3次静岡県消費者行政推進基本計画」及び「第2次静岡県消費者教育推進計画」に基づき、消費者教育の推進、消費生活相談、事業者指導により、消費者被害の防止と救済に取り組んだ。

しかしながら、悪質商法の手口はますます巧妙化しており、新たな手口の消費者被害などに適切に対応していく必要があるため、今後も警察や市町と連携し、不当取引行為防止に向けた効果的な事業者指導を実施していく。併せて、消費生活相談窓口の機能強化等による高齢者の見守り体制の強化や、成年年齢の引き下げに伴う若年層の消費者被害を未然に防ぐ消費者教育の充実に努める。

## (2) 誰もが活躍できる社会の実現

### <活躍しやすい環境の整備と働き方改革>

誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを推進するため、「第2次静岡県男女共同参画基本計画」に基づき、「静岡県男女共同参画センター あざれあ」を拠点として県内各地で施策を推進した。

今後市町、「しずおか男女共同参画推進会議」、「ふじのくに女性活躍応援会議」、男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体等との連携・協働により、一層の意識改革や、あらゆる分野において女性が活躍できる環境整備に取り組んでいく。

また、地域における多様な主体による協働の推進を図るため、県民参加の受け皿として重要な役割を果たすNPOの基盤強化や、NPO等の活動を支援する市民活動センターの機能強化に取り組んだ。

今後は、県民の社会貢献活動への参加を促すとともに、市民活動センターの中間支援機能を強化するため、引き続きセンターのスキルアップにつながる継続的な支援を行っていく。また、市民活動センターの設置が進んでいない伊豆地域においては、令和元年9月に発足した伊豆地域市民活動ネットワークの運営を支援することにより、市民活動関係者間の交流を促進し、協働の機会創出につながるようネットワークの活性化を図っていく。

### <誰もが理解し合える共生社会の実現>

外国人県民と日本人県民とが異なる文化や生活習慣についての相互理解を深め、外国人県民も安心して生活を送り、活躍できる環境を整備するために、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」に基づき、多文化共生意識普及のための啓発イベントの開催、外国人県民への多言語による情報提供及び「やさしい日本語」の普及啓発を図った。

また、令和元年7月から、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」の運用を開始し、外国人県民からの生活上の相談に多言語で対応している。

併せて、多文化共生推進本部にプロジェクトチームを設置し、部局横断的な課題に、柔軟で迅速に取り組む体制を整備し、入管法改正による新たな在留資格創設等に伴う多文化共生施策の強化、充実に努めた。

引き続き、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」の相談機能の充実に図るとともに、県内の地域日本語教育の体制構築及び「やさしい日本語」の一層の活用を推進する。

また、住む人も訪れる人も快適に安心して過ごせる地域づくりを進めるため、「第5次ふじのくにユニバーサルデザイン行動計画」に基づき、

ユニバーサルデザインの理念普及や県民の理解向上に努めた。

引き続き、「心のUDプラス実践講座」などの講座実施及び情報発信により、困っている人を見かけた際に行動できる「心のUDプラス」の視点を一層の重点として展開していく。

### (3) 多彩なライフスタイルの提案

#### <魅力的なライフスタイルの創出>

ふじのくにならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備による豊かな暮らし空間創生事業を実施した。

また、空き家対策として、所有者等の多様な相談ニーズに対応するため、市町や民間団体と連携し、県内12か所でワンストップ相談会を開催した。

併せて、建築基準法に基づく建築確認審査・検査等の公正かつ適確な実施に努め、建築物等の強さ、防火などの安全性等の確保に取り組んだ。

県営住宅については、県営住宅再生計画に基づき、建替え、居住改善等により整備を進めている。令和元年度は、155戸の建替事業に着手した。

特に、少子高齢化の進展等を踏まえ、子育て世帯や高齢者、障害者を含む住宅困窮者に公営住宅を的確に供給していくため、ユニバーサルデザインに配慮した住みやすい住宅など、多様なニーズに対応した住宅の整備を図るとともに、効率的な管理運営に努めた。

引き続き、魅力的なライフスタイルの創出に向けて、豊かな暮らしや多彩なライフスタイルを実現できる魅力的な住まいづくりを推進していくとともに、良質な住宅ストックの形成を図っていく。

また、本県ならではの花と緑が映える暮らしの空間を創出するため、「静岡県緑化推進計画」に基づき、豊かな暮らし空間を創る緑化活動の促進に取り組んだ。

今後も、地域緑化のシンボルとなる「花と緑のおもてなし空間」の整備や、緑化コーディネーターの育成・活用、園庭・校庭の芝生化の推進を更に進めるため、(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て実施する環境緑化事業を支援していくとともに、静岡県芝草研究所での芝生の研究調査と普及啓発を進め、適切に管理された芝生地拡大に取り組んでいく。

さらに、移住・定住を促進するため、東京及び静岡で運営している「“ふじのくにに住みかえる”静岡県移住相談センター」で相談業務を行ったほか、首都圏での移住相談会の開催やホームページ等での情報発信、創

設した「移住・就業支援金制度」のPR等に取り組んだ。

今後も、来所困難者への相談対応を強化するためオンラインを活用した相談を実施するほか、移住・定住情報サイトで市町の移住関連支援策を一覧化するなど、移住の検討に役立つ情報発信を強化していく。

#### <持続可能な社会の形成>

改定版「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」（緩和策）に基づき、県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」や環境マネジメントシステムの導入支援等を実施するとともに、「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」（適応策）に基づき、普及啓発や静岡県気候変動適応センターによる調査等を実施した。

今後も、温室効果ガス排出削減策の推進による地球温暖化の進行の「緩和」と、気候変動による影響の回避や軽減を図る「適応」を、気候変動対策の車の両輪として取り組んでいく。

また、「第3次静岡県循環型社会形成計画」の目標達成に向け、県民総参加で3Rを推進するため、地球規模での海洋汚染が懸念される海洋プラスチックごみの防止を目指した「6R県民運動」をはじめとしたごみの発生抑制等に取り組んだほか、産業廃棄物の適正処理の推進のため、処理業者の監視・立入検査、排出事業者を対象とした研修会、PCB廃棄物の処理促進等を実施した。目標達成には一層の取組が必要であるため、引き続き、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に取り組んでいく。

不法投棄対策では、監視・パトロールに加え、関係団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」の締結など監視力の強化に取り組んだ。

今後も、不法投棄の撲滅に向けて、未然防止や早期発見対策に取り組み、生活環境の保全と不法投棄を許さない地域環境づくりを目指し、県民、事業者その他団体との連携による県民総ぐるみの監視体制を構築していく。

快適な暮らしの基盤である大気、水等の生活環境の保全については、工場や事業所の監視指導、大気環境の常時監視、水質調査、化学物質の適正管理の推進等に取り組んだ。

また、再生可能エネルギー発電施設の建設事業をはじめとする開発事業が環境保全に十分に配慮して行われ、本県の豊かな自然環境や生活環境等が損なわれないよう、事業者に対し適切な環境影響評価の実施等についての指導等を行った。

引き続き、良好な生活環境等を維持していくため、大気汚染や水質汚濁の防止、環境影響評価制度による環境保全等に取り組んでいく。

健全な水循環の確保と継承に向けて、天候や河川の流況に応じた早期の節水対策による水資源の利用調整に取り組み、農業用水や生活用水等

の給水制限に至る状況を回避した。

今後も、関係者間の調整による水資源の確保や、水道事業者間の広域的な連携を推進し、水道事業の基盤強化に取り組んでいく。

リニア中央新幹線の工事による自然環境への影響、大井川の水資源の減少を回避するため、関係市町と一体となって万全な措置がなされるよう取り組んだ。

#### (4) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

##### <文化芸術の振興>

富士山を適切に保存管理し、後世へ継承するため、「富士山憲章」に基づき、富士山の環境保全対策に取り組んだ。

環境負荷の軽減に向けては、公募ボランティア等との協働による清掃活動や環境保全活動に対する助成等を実施した。さらに、登山者を対象に、「富士山のごみ持ち帰り等マナー向上キャンペーン」を実施したことで、登山道や山小屋周辺におけるごみの放置が減少した。

また、環境保全団体や企業、行政等で構成された「ふじさんネットワーク」の活動を積極的に支援することで、環境保全意識の高揚を図るとともに、外来植物の除去や侵入防止対策を実施した。

今後も、県民・企業・NPO等との協働による環境保全活動を通じ、富士山への関心と理解を高めていく。

##### <美しい景観の創造と自然との共生>

県内における生物多様性の保全に関する基本指針である「ふじのくに生物多様性地域戦略」の普及・啓発を図るため、生物多様性に関するシンポジウムを開催するとともに、市町を対象とした会議を開催した。

併せて、外部有識者による「ふじのくに生物多様性地域戦略推進会議」において、的確な進捗管理を行った。

生態系を保全・再生・創出する取組を推進するため、里地・里山の生物多様性の魅力を再発見するとともに、保全活動の活性化を図るためのモデル事業を新たに実施し、その成果を広く県民に普及することにより、保全活動への参加を促進する仕組みを構築し、豊かな生物多様性に恵まれた里地・里山の保全を図った。

県内の生物多様性を保全していく上で、重要な指標となっている絶滅の可能性のある野生生物とその保護方針を取りまとめた「静岡県レッドデータブック（植物・菌類編）」のほか、関連書籍の「静岡県野生生物目録」、「静岡県レッドデータブック普及版」を改訂し、令和2年3月に公表した。

また、県内における生物多様性の次世代への継承に向け、「第12次鳥

獣保護管理事業計画」に基づく野生動物の保護管理のほか、南アルプスの高山植物の保全に取り組んだ。

県内全域で生態系や農林業等に深刻な影響を与えているニホンジカについては、「第二種特定鳥獣管理計画」に基づき、個体数の調整に取り組んだ。しかし、令和元年度の伊豆・富士地域におけるニホンジカの推定生息頭数は依然として高水準であることから、今後も、繁殖を抑制するためメスジカの捕獲を強化するなど、ニホンジカの個体数を適正に管理していく。

さらに、県民の自然とのふれあいを推進するため、県立森林公園の再整備事業を実施するとともに、「森づくり県民大作戦」や「企業の森づくり」への参加促進を図るなど県民参加の森づくり活動等に取り組んだ。

今後も、より多くの県民に自然とふれあう機会を提供するため、自然ふれあい施設の計画的な再整備や、幅広い年齢層の森づくり活動への参加促進などに取り組んでいく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

スポーツ・文化観光部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

- (1) すべての人々が能力を発揮して活躍できる環境を整備するため、「総合教育会議」等を運営したほか、人づくりの推進、私立学校における魅力ある学校づくりの支援、魅力ある高等教育・学術の振興を図る施策を展開した。
- (2) 国内外との活発な交流の中で、本県の魅力を幅広く発信し、世界の人々が憧れる地域づくりを進めるため、文化の振興や富士山に関する総合的な取組に加え、観光交流、スポーツ交流、富士山静岡空港の利活用など、交流人口の拡大に向けた施策を展開した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

##### ア 安心して出産・子育てができる環境づくり

私立幼稚園等の園児数は、少子化の進行により、昭和 53 年度の 60,058 人をピークに、令和元年度には 25,353 人まで減少している。しかしながら、幼児期の教育は、これからの社会を支える人材の育成はもとより、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その充実が必要不可欠である。

このため、私立幼稚園の自主性や独自性を活かして実施した教員の資質向上や幼小連携の促進に向けた取組みを支援したほか、私立幼稚園における人材の確保・定着を促進するため、教員の給与改善に係る経費に対する助成を実施した。

引き続き、幼児教育の充実を図るとともに地域における子育て機能を支援していく。

##### イ 「文・武・芸」三道鼎立の学びの場づくり

地域ぐるみ、社会総がかりの教育の推進のため、「総合教育会議」を開催し、知事と教育委員会が本県教育の課題等について協議した。各回の会議に先立ち、知事が幅広い分野の有識者から意見を聞くために本県独自の取組として設置した「地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会」を開催した。

また、平成 30 年 3 月に策定した「県教育振興基本計画」の進捗状況を評価し、課題及びそれらに対して取り組むべき施策を「総括的評価」として取りまとめ、関係部局において認識の共有を図った。

今後も、教育委員会等関係部局と連携し、総合教育会議での合意事項等

の具体化や、県教育振興基本計画に基づく取組を推進していく。

県民自らが行う人づくりの実践活動を促進するため、市町等を通じて、人づくり推進員が子育て、人づくりに係る助言等を行う人づくり地域懇談会の開催を働き掛けたほか、人づくり推進員のための研修や人づくりの推進に係る広報を行った。

引き続き、人づくり推進員が「有徳の人」づくりの周知及び啓発の担い手としての役割を高められるよう、その活動を支援する。

令和元年度の私立高校の生徒数は 31,244 人で、本県の高校生の 32.3% を占めるなど、私立学校は公教育の一端を担っており、私立学校の自主性、独自性を生かし、生徒や保護者、地域から信頼される魅力ある学校づくりを促す必要がある。

このため、教育条件の維持、向上が図られるよう、国際交流の推進や体験学習の実施、社会人・補助教育の活用などの特色ある取組を実施する学校を支援している。

また、私立学校におけるいじめ、不登校等の対策強化のため、スクールカウンセラーの配置等の取組に対する助成を実施した結果、スクールカウンセラー配置校比率は、平成 30 年度 86.0% から令和元年度は 93.0% に増加している。

今後も、私立学校が県民の多様な教育ニーズに幅広く応えるため、特色ある取組を実施している学校を支援していく。

## (2) 誰もが活躍できる社会の実現

### ア 次代を担うグローバル人材の育成

日本人学生の海外留学を推進するため、「ふじのくに海外留学応援フェア」の開催や、文部科学省・日本学生支援機構「トビタテ！留学 JAPAN」制度を活用した産学官連携による支援に取り組んだ。また、外国人留学生の受入れを促進するため、新たに留学コーディネーターを設置するとともに、アジア地域における「日本留学フェア」へ参加し、現地学生に県内大学への留学を働き掛けた。

今後は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う出入国の規制状況を踏まえつつ、日本人学生の海外留学及び外国人留学生の受入れを促進する取組を進めていく。

将来日本や世界での活躍を目指すきっかけの場として、県内の中学生を対象に、各界を代表する講師陣の講義等を提供する「未来を切り拓く Dream 授業」を開催した。

今後も、子供たちの優れた能力を更に伸ばす取組を進め、国内外で活躍できる人材を育成していく。

静岡県立大学及び静岡文化芸術大学は、地域に立脚した大学として、本県の学術の向上や地域社会の発展に積極的に寄与し、県民に支持され続ける大学となることが期待されている。

両大学の自律的・効率的な大学運営を支援するため、公立大学法人の業務実績の評価を行うとともに、それぞれの強みを活かした質の高い教育・研究活動を展開していくため、財政支援を行っている。

今後も、両大学の魅力を高め、地域に貢献できる人材を育成していく。

高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元については、コンソーシアムへの支援を通じ、大学間及び大学・地域の連携強化に取り組むことで、高等教育機能の充実と大学の教育研究成果の地域への積極的な還元を図った。

今後も、地域で活躍できる人材を育成するため、コンソーシアムへの支援を通じて大学間及び大学・地域との連携を推進し、教育連携や共同研究等の取組の充実を図っていく。

### (3) “ふじのくに”の魅力の向上と発信

#### ア スポーツの聖地づくり

県民を熱狂と興奮の渦に巻き込んだラグビーワールドカップ 2019 に引き続き、2021年に予定される東京 2020 オリンピック・パラリンピックを絶好の機会と捉え、国内外との交流の拡大に取り組むとともに、アスリートの育成や多様なスポーツの振興などを通じて、スポーツの聖地づくりを推進している。

ラグビーワールドカップ 2019 については、開催都市の責務である本県開催の成功に向けて、会場整備や交通輸送・警備等に係る計画策定、大会ボランティアの募集・研修等、開催都市として必要な準備を行うとともに9月の大会を運営した。また、ラグビーの競技人口拡大やファンの裾野を拓げるため、タグラグビー教室や小・中学校教員を対象としたタグラグビー指導者養成研修等の開催、ラグビー教本の制作に取り組んだ。

今後は、大会のレガシー創出に向け、「ラグビー文化の醸成」「国際交流の促進」等に取り組んでいく。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックについては、本県開催の成功に向け、輸送・セキュリティ対策などの準備のほか、開催1年前イベント等

の節目イベントの開催や観戦勸奨、バーチャル自転車体験会などにより機運醸成に取り組んだ。また、国内外からの来訪者が安全・快適に大会を楽しめるよう、都市ボランティアの研修を実施した。

令和元年度に実施したテストイベントでは、本番を想定した観客輸送を実際に行うことで輸送運営計画の評価・検証を行った。また、聖火リレーの実施においては、実行委員会において選考等の準備を進め、聖火リレールート及び聖火ランナーの検討・公表を行った。

事前キャンプ誘致については、各市の取組を支援した結果、新たに6市7件の覚書締結が実現し、令和元年度末現在で、合計15市26件の覚書が締結されている。

本県では、国民体育大会における総合成績8位以内を目標に掲げ、各競技団体に対して強化合宿・県外遠征等に対する助成を行っている。ここ数年の成績は10位台後半から20位台で推移しており、令和元年度の順位は前年の19位から17位へ上昇したが目標に至らなかった。

引き続き、国体男女総合成績での貢献が期待できる団体種目の強化やジュニア世代の発掘・育成・強化に力を入れるとともに、才能ある選手の育成・強化に必要不可欠である優秀な指導者の養成を支援していく。

## イ 文化芸術の振興

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムを推進するため、静岡県文化プログラム推進委員会が企画し、本県ならではの文化資源を活用する「県域プログラム」の実施及び準備を行ったほか、地域課題への対応を図る活動等を対象とした「地域密着プログラム」においては、公募により採択した19件のプログラムについて、アートマネジメント等の経験のあるプログラムコーディネーターによる支援活動を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月以降に予定していたプログラムは中止・延期・縮小を余儀なくされており、今後は「新しい生活様式」に対応するよう内容を工夫した上でプログラムを再編成して実施する。

また、文化プログラムの周知や参画拡大のため、引き続きウェブサイトやSNS等を活用した広報の充実をはじめ、ロゴマークを活用したプログラム認証の拡大を図っていく。

県民が文化芸術に触れる機会の拡充については、次代を担う子どもたちに本物の文化芸術に触れる機会を提供する「ふじのくに子ども芸術大学」や、広く県民に芸術作品の発表や鑑賞機会を提供する「ふじのくに芸術祭」等を開催し、多くの県民に参加していただくとともに、県立美術館の展覧

会、ふじのくに地球環境史ミュージアムの展示や体験型講座、グランシップでの文化事業、SPACの舞台公演などを通じて、県民が文化に親しむ機会を提供した。

今後も、県立美術館を始め、グランシップ、市町文化施設等による文化芸術の鑑賞機会やふじのくに芸術祭での発表機会等の提供を行うとともに、子どもが文化と出会う機会を充実していくため、SPACの中高校生舞台芸術鑑賞事業に加え、県内プロオーケストラ等が学校やホール等で行うアウトリーチ事業の拡充を図る等、県民が文化を体験し、参加できる環境づくりを進めていく。

本県を代表する「学術、文化芸術、スポーツ」施設の集積エリアである東静岡から名勝日本平、さらには三保松原に広がる地域の「文化力」を活かし、新たな交流と活力を生み出す地域づくりを推進するため、その玄関口となる東静岡駅南口県有地において“ふじのくに”の文化力の高さをアピールする「文化力の拠点」の形成に向けた取組を進めてきた。

令和元年度は、平成31年3月にとりまとめた「施設整備に係る県方針」を基に、民間事業者に実現可能な事業手法や民間機能などの提案を求める「事業計画案公募」を実施し検討を行ってきたが、導入機能などについて課題が明確となったことから、まずは、老朽化が進み早急な建替が必要な県立中央図書館を先行整備することとした。

今後は、基本構想に掲げる、東静岡駅南北が一体となった「文化とスポーツの殿堂」の形成に向け、南北公有地の相乗効果を生む利活用について検討するなど、静岡市との連携を図りながら、東静岡周辺地区の整備を進めていく。

世界遺産富士山については、第43回世界遺産委員会において、保全状況報告書について審査が行われ、取組の順調な進展を歓迎するとされるなど高い評価を得られた。あわせて令和2年12月1日までに保全状況報告書を提出するよう要請されたが、知事及び富士山世界文化遺産学術委員会委員長が世界遺産委員会に出席するとともに、ユネスコ関係者と面会し意見交換を行った結果、提出を求めている報告書は簡易なもので良く、当該報告書をもって最終のものとするを直接確認できた。

引き続き、関係機関等と連携し、富士山の適切な保存管理を実施していく。また、富士山保全協力金を活用した富士登山者の安全対策や環境の保全、富士山の日運動の推進などにより、富士山の顕著な普遍的価値を後世へ確実に継承する取組を進めていく。

富士山の包括的な保存管理や来訪者の多様なニーズに対応する拠点施設

の「富士山世界遺産センター」において、大宮・村山口登山道の位置や経路の特定を始めとした富士山に関する調査研究、富士山世界遺産セミナーの開催、企画展や常設展による情報発信など各事業を実施した。また、令和元年度来館者数は、目標の年間30万人を上回る31万4,999人であった。

引き続き、基本コンセプトである「守る、伝える、交わる、究める」に基づく諸活動を展開していく。

韮山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、第42回世界遺産委員会において求められた、資産の保全状況等に関する最新の保全状況報告書を、日本国政府が令和元年11月にユネスコ世界遺産センターへ提出した。

今後も、関係自治体等と連携し、資産の保存管理や世界遺産委員会の決議事項に適切に対応していく。

文化財の確実な保存、文化財を支える多様な人材の育成及び文化財の効果的な活用を図るため、総合的な保存・活用の方針となる「静岡県文化財保存活用大綱」を令和2年3月に策定した。あわせて、県指定文化財の新規指定を行うとともに、所有者等が行う国・県指定文化財の保存・修理事業等に対し助成を行った。

また、「しずおか文化財ウィーク」を設け、市町や文化財所有者の協力を得ながら、県民が身近に文化財に触れられる機会を提供し、令和元年度は19万3,800人に参加いただいた。本年度は、「ふじのくに文化財オータムフェア」と名称を改め、関係施設と連携した企画展を実施するなど、参加人数の一層の増加を図っていく。

今後も関係市町や文化財所有者等と連携し、文化財の計画的な保存・活用に向けた取組を進めていく。

#### (4) 世界の人々との交流の拡大

##### ア 世界クラスの資源を活かした観光交流の拡大

令和元年の本県の外国人延べ宿泊客数は、249万人となり、平成30年の179万人と比較して70万人、率にして39.1%増加した。これは、富士山静岡空港における就航先や既存路線の拡大に加え、9月から11月にかけて開催されたラグビーワールドカップ2019日本大会に向けての県域DMO「静岡ツーリズムビューロー」を中心とした魅力ある体験プログラムの商品化やプロモーションなどの成果が表れたものと考えられる。また国内においても、4月から6月にかけて、県、市町、地元観光事業者及びJR6社等が協働して実施した「デスティネーションキャンペーン」の期間中において、主要な観光施設等の入込客数が対前年比110%、宿泊施設の宿泊客数が対前年比107%

となるなど好評であった。今後、国内外からの旅行需要を確実に取り込んでいくため、マーケットインの考え方に基づいた本県オリジナル商品の企画や、既存商品のアレンジや組み合わせによる付加価値の高い観光商品づくりなど、受入強化を図っていく。

また、旅行形態の個人旅行へのシフトや、インターネット等が情報源の主流となっていることから、旅行者のニーズや属性を踏まえたマーケティングやデジタル技術の活用を一層進める必要がある。このため、宿泊事業者や観光事業者等が有しているデータを収集・蓄積し、旅行者への効果的な情報提供や、観光事業者による旅行商品の開発促進や効果的なプロモーション等に活用するための観光デジタル情報プラットフォームを構築することとし、活用方策や蓄積する県内観光情報の調査等を実施した。

駿河湾フェリー事業については、県と環駿河湾地域3市3町（静岡市、下田市、伊豆市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）が設置した一般社団法人が令和元年6月から運航を開始し、これにあわせ、同地域の周遊観光を促進するため、県と関係市町・観光協会等で構成する協議会において観光交流促進事業等を実施した。

今後も、「静岡県観光躍進基本計画」における「国際競争力の高い観光地域づくり」、「観光客の来訪の促進」及び「観光人材の育成と来訪者の受入環境の整備」の3つの基本方針に基づく施策を推進することで、持続的な観光地域づくりを進め、来訪者と地域住民、双方の「心の豊かさ」と「経済的な豊かさ」を実現していく。

## イ 交流を支える交通ネットワークの充実

競争力の高い富士山静岡空港の実現に向け、国の訪日誘客支援空港の認定を活用したエアポートセールスを行うとともに、富士山静岡空港利用促進協議会を通じた利用促進活動の助成や航空貨物の利用促進、公共交通アクセスの確保に向けた取組等を実施した結果、令和元年度の富士山静岡空港の利用者数は、過去最高となる約73.8万人を記録した。

また、県、運営権者である富士山静岡空港株式会社、富士山静岡空港利用促進協議会の三者による「富士山静岡空港航空営業戦略会議」を設置し、就航路線の拡大、空港利用者の増大に向け、当会議において戦略を共有するとともに、三者それぞれの資源を活かした施策に取り組むこととした。

公共施設等運営権制度1年目となった令和元年度は、運営権者と定期的に会議を開催し、情報共有や円滑な業務遂行に努めたほか、運営権者が適正かつ確実に事業を実施していることを確認するため、モニタリング実施方法を整理した。

また、空港の安全運用を図るため、県では滑走路端安全区域（RESA）の

確保に向けた基本設計等を実施した。

さらに、空港周辺的生活・自然環境の保全対策を適切に行うとともに、空港を拠点とした地域の魅力づくりの推進のため地元市町が実施する空港周辺の賑わいを創出する取組等を支援したほか、空港西側県有地の一体的かつ計画的な整備を進めるため、土地利用条件の整理等を行い、活用イメージの検討を行った。

#### (5) 安心して暮らせる医療・福祉の充実

##### ア 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

スポーツ活動を通じて、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害者スポーツ応援隊による普及啓発や競技会の開催等に加え、パラリンピック競技を中心とした障害者スポーツの体験機会の拡大を図る取組を実施した。引き続き、障害のある人がスポーツに親しむ機会の提供を支援し、障害者スポーツの裾野拡大に取り組んでいく。

障害のある人の文化芸術活動やその支援者等を支援等するため、平成30年度に開設した県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営のほか、障害のある人の作品を有償で借り受け、作者に還元するモデル事業に取り組んだ。今後も、文化芸術活動の振興を通じて障害のある人の社会参加の促進を図っていく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

健康福祉部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

健康福祉部では「県民の『幸福』と『安らぎ』を築くため、安定した生活を支える健康福祉を実現」を基本理念とし、静岡県の新ビジョンに基づく「安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸」、「地域で支え合う長寿社会づくり」、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」、「健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現」、「安心して出産・子育てができる環境づくり」、「すべての子どもが大切にされる社会づくり」、「安全・安心な生活を支える危機管理」の7つの柱による諸施策を推進した。

#### ア 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸

県民が、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、必要などきに、安全で質の高い医療が速やかに受けられる体制の整備が不可欠である。

このため、医療人材を確保し、県内各地域の現状に即して効果的に配置するとともに、医療機能の分化と連携などを推進し、医療提供体制の一層の充実を図る。

また、健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究成果を活用した科学的知見に基づく健康施策の推進に県民総ぐるみで取り組む。

#### イ 地域で支え合う長寿社会づくり

高齢化の進行とともに、認知症の人や、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯が増加し、医療や介護、生活支援に対する需要の増大・多様化が見込まれる中、人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりが求められている。

このため、在宅医療と介護の連携や認知症施策の強化、地域での生活を支える仕組みの充実により、地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会づくりに取り組む。

#### ウ 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

障害を理由に分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らせる共生社会の実現が望まれている。

このため、障害のある人や障害に対する正しい理解の県民への浸透を図るとともに、障害の特性に応じたきめ細かな支援体制を強化し、障害のある人の自立と社会参加を促進する。

#### エ 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

誰もが健全で幸せに暮らせる社会を実現するためには、支援を必要としている人が安心な生活を取り戻せる社会的援助の仕組みが必要である。

このため、経済的に困窮している世帯の生活基盤の崩壊を防ぐ相談体制の充実や自立に向けた支援の強化に取り組むとともに、心の問題を抱えた人が自殺に追い込まれることがないように、多様な主体が連携して支援するなど、希望や自立につなぐセーフティネットの整備を進める。

#### オ 安心して出産・子育てができる環境づくり

多くの県民は、結婚して、家庭を持ち、2人から3人の子どもを持ちたいと願っていることから、その希望がかなえられ、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備が不可欠である。

このため、「子育ては尊い仕事」を基本理念とし、社会全体で子育てを応援する意識の向上を図るとともに、保育サービス・幼児教育の充実、子どもや母親の健康の保持・増進により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。

#### カ すべての子どもが大切にされる社会づくり

子どもの心身の健やかな発達を妨げ、時には生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たず、また、子どもの貧困が社会問題化するなど、支援を必要とする子どもが増加している。

このため、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるほか、社会的養育や特別な支援が必要な子どもの健やかな育ちに向けた支援や、子どもの貧困対策を充実させ、すべての子どもが大切にされる社会づくりを進める。

#### キ 安全・安心な生活を支える危機管理

地域社会から健康被害などをなくし、安全で安心できる暮らしを確保することは、県民共通の願いである。

このため、食の安全性の向上、医薬品や生活衛生の安全確保、若者を中心とした薬物乱用の防止などの健康危機対策を推進する。

また、昨今増加している自然災害等に対処するため、医療体制の整備や災害後の県民生活の支援体制の確保を進める。

## 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

1 安心医療の確保・充実と健康寿命の延伸	
(静岡県保健医療計画)	(静岡県医療費適正化計画)
(静岡県がん対策推進計画)	(静岡県肝炎対策推進計画)
(静岡県感染症・結核予防計画)	(ふじのくに健康増進計画)
(ふじのくに健康増進計画後期アクションプラン)	(ふじのくに食育推進計画)
(静岡県歯科保健計画)	

### <主要な事業の実績>

#### (1) 医師確保対策の推進

平成 22 年度に設立した「ふじのくに地域医療支援センター」、平成 26 年度に創立した「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」により、全国最大規模の医学修学研修資金貸与や、県内外 8 大学に全国最多の 52 枠の地域枠（令和 2 年度入試）を設置するなど、医師の確保及び地域偏在の解消に取り組んでいる。

医学修学研修資金制度については、令和元年度末までの利用者の累計が 1,200 人を超え、このうち、県内での勤務者が前年から 61 人増の 522 人となるなど、取組の成果が着実に現れている。

その他、医学修学研修資金利用者と医療関係者が一堂に会し、県内で活躍する医師による講演会、意見交換会などを通じて、本県の地域医療に貢献するところぞしを育む「夏季セミナー」の開催や、カレッジの魅力を紹介するガイドブックの作成、複数の病院が連携して魅力的な研修を行う「専門医研修プログラム」の促進などに取り組んでいる。

また、女性医師の活躍を目的として「ふじのくに女性医師支援センター」を設置し、出産等により離職した女性医師からの就業相談、求人病院とのマッチング、キャリア形成支援、病院訪問による離職医師の情報収集など、県内女性医師支援の推進を図っている。

さらに、令和 2 年 3 月、本県の医師確保の方針や目標医師数、その達成のための具体的施策等を内容とする「静岡県医師確保計画」を策定した。浜松医科大学や県医師会、県病院協会、その他関係団体とも連携を図りながら、同計画に定める目標医師数を達成するための施策を推進していく。

#### (2) 看護職員確保対策の推進

高齢化や疾病構造の変化等に伴う訪問看護や高度専門医療への対応など、医療需要の増大や多様化により、慢性的な看護師不足が継続している中、国が令和元年 10 月に公表した 2025 年の看護職員需給推計による看護職員不足（報告値 764 人不足）に対応するため、公益社団法人静岡県看護協会（ナースセンター）等の関係機関との連携を図りながら、看護職員の養给力強化、県内就業定着促進・離職防止、再就業支援及び看護の質の向上を柱とした様々な取組により、看護職員の確保及び定着促進に努めている。

養成施設の運営支援、県立看護専門学校助産師養成課程の運営による養给力強化、修学資金の貸与による新卒者の県内就業促進や新人看護職員研修の支援による定着促進、勤務環境改善計画策定病院への助成など、医療機関支援による離職防止、ナースセンターに配置したコーディネーターによるきめ細かな再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上に重点的に取り組んだ。

### (3) 救急医療に係る体制の整備

救急医療施設を、初期、第2次及び第3次救急医療施設として体系化するとともに、令和元年度は、医療体制が脆弱な賀茂地域の2次救急医療機関と隣接圏域の3次救急医療機関とで検査画像データなどを共有するネットワークを整備し、賀茂地域で重篤患者が発生した際の医療機関の連携体制を強化した。これにより、限られた医療資源を効率的に活用するとともに、地域の実情に合わせた救急医療体制を整備することで、休日・夜間等の診療時間外における医療の確保と重篤患者に対する適切な救急医療の提供を図っている。

### (4) 在宅医療提供体制の整備の取組

団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢化の著しい進行により在宅での医療を必要とする方の増加が見込まれることから、在宅医療の提供体制を確保するため、病院からの在宅への受け渡しや、地域において訪問診療を実施する診療所や、在宅患者の急変時対応などの後方支援機能を担う有床診療所の施設・設備整備等を支援し、在宅医療を実施する診療所等を確保する取組を行った。また、令和元年度は、新たに、訪問看護出向研修支援事業を創設し、これらの事業を活用して、総合的な在宅医療提供体制の整備を実施した。

### (5) がん対策の推進

静岡県がん対策推進条例及び第3次静岡県がん対策推進計画（平成30年3月策定）に基づき、がんとその予防に関する理解促進のための啓発活動、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、AYA（Adolescent and Young Adult；思春期及び若年成人）世代のがん患者の支援、がん教育の推進等、医療機関・教育機関等の関係団体と協働し、総合的ながん対策の推進を図った。

### (6) 難病対策の推進

令和元年7月から333疾患に拡大された指定難病患者等に対し、医療費負担の軽減や訪問相談などの支援を実施した。

難病の患者に対する医療等に関する法律において都道府県が処理することとされている事務については、平成30年4月1日以降政令指定都市に権限移譲されたことに伴い、静岡市及び浜松市との定期的な協議を開催する等の、円滑な事務処理執行のための調整を行った。

難病患者の早期診断・早期治療の開始及び状態が安定している患者の身近な医療機関への紹介・逆紹介を推進するため、平成31年3月に難病診療連携拠点病院として浜松医科大学医学部附属病院を指定するとともに、難病医療協力病院として平成31年3月に35病院を指定、令和元年12月に2病院を指定し計37病院を指定している。

#### (7) 国民健康保険の運営

平成 30 年度から県と市町が共同で運営を行う新制度が始まっており、静岡県国民健康保険事業特別会計を設置するとともに、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、市町の収納率の向上や医療費の適正化などの取組を進め、安定的な財政運営を行った。

また、保険者努力支援制度等を活用して、市町の保健事業の支援等の取組を行った。

#### (8) 健康長寿日本一に向けた取組

第 3 次ふじのくに健康増進計画に基づき、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究（特定健診データ分析等）、⑤重症化予防対策の 5 事業を柱とする「ふじのくに健康長寿プロジェクト」の推進や、歯科設備整備の助成となる歯科保健対策の充実などに取り組んだほか、健康経営の視点を取り入れた取組として、企業への健康づくり活動費の助成、健幸アンバサダーの養成、子どもの頃からの生活習慣病予防の出前講座などを実施した。

また、静岡県受動喫煙防止条例（平成 31 年 4 月 1 日全面施行）に基づき、望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に取り組み、飲食店における標識掲示を推進した。

#### (9) 社会健康医学の推進

「社会健康医学研究推進基本計画」で定めた「研究」、「人材」、「成果」、「拠点」の基本方針に基づく取組を推進するため、拠点となる（仮称）静岡社会健康医学大学院大学の設置認可申請を行うとともに、社会健康医学研究を県立総合病院リサーチサポートセンターに委託して実施した。また、研究成果の還元の一環として、県民向けのシンポジウムを開催した。

### <評価及び課題>

地域の医療提供体制については、静岡県保健医療計画等に基づき整備を進めてきており、計画等の目標を達成するため、地域における医療連携体制の強化や医療従事者の確保を推進するとともに、静岡県医療審議会や静岡県医療対策協議会を開催するなど、医療の提供者や受療者等をはじめとする幅広い関係者との協議のもと、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、実効性のある具体的な施策を進めていく。

また、厚生労働省から公立・公的医療機関等の 2025 年に担うべき医療機能について、再検証要請されたことから、病院間の役割分担や連携体制など様々な地域の実情を尊重しつつ、各地域にふさわしい医療提供体制について地域医療構想調整会議等において、丁寧な議論を重ねていく。

第 8 次静岡県保健医療計画は、静岡県長寿社会保健福祉計画（介護保険事業支援計画）をはじめとする他の関連計画との整合性を図ることを踏まえ、その進捗管理等においても関係機関と連携して取り組んでいく。

医師確保は本県の喫緊の課題との認識の下、各種取組を進めてきた結果、本県の平成 30 年 12 月末の医師数は 7,690 人と、平成 28 年 12 月末時点と比べて 286 人増加した。医師数の全国順位は平成 28 年と同じく 11 位であるが、増加数 286 人は本県の医学修学研修資金貸与開始（平成 19 年度）以降、最多である。また、人口 10 万人当たり医師数は、平成 30 年 12 月末で 210.2 人であり、平成 28 年 12 月末時点（200.8 人）

と比べて9.4人(4.7%)増加し、全国の増加率(2.7%)を上回った。全国順位は平成28年と同じ40位であるものの、39位(神奈川県)との差は前回の4.6人から2.2人に縮小している。

しかしながら、国が新たに示した医師偏在指標においても、本県は全国39位の「医師少数県」に位置付けられるなど、依然として医師不足の状況にある。

このため、今年度も医学修学研修資金の活用のほか、県医師会と連携し県内で就業を希望する医師と県内病院を結び付ける「静岡県ドクターバンク」事業を新たに立ち上げるなど、引き続き医師の増加と地域偏在の解消に取り組んでいく。

看護師確保対策については、養成力強化、離職防止・定着促進、再就業支援、看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進してきた結果、平成30年12月末時点の人口10万人当たり看護職員数は、1,028.4人と平成28年12月末時点と比べて51.6人(5.3%)増加し、全国の増加率(4.3%)を上回った。

また、平成31年4月に設置した県立看護専門学校助産師養成課程については、10人の新生が全員国家試験に合格し、県内で就業した。

しかしながら、高齢化や疾病構造の変化等に伴う訪問看護や高度専門医療への対応など、看護職員の需要が増大する一方で、夜勤など厳しい勤務環境等を理由に離職する者もあり、県内は慢性的な不足状態にある。

また、国が令和元年10月に公表した2025年の看護職員需給推計では、看護職員の不足が見込まれていることから、引き続き、養成施設の運営支援による養成力強化、大学生に貸与を拡充する看護職員修学資金の活用による離職防止・定着促進、県ナースセンターによる再就業支援、特定行為研修等の支援による看護の質の向上の4つの柱に沿った施策を推進し、着実な看護師確保、定着につなげていく。

救急医療提供体制の整備について、県内11か所の救命救急センターの運営を支援し、安定した救急医療を提供しているほか、全国に先駆けて2機体制の運航を実現しているドクターヘリについて、令和元年度は2機合計の出動回数が年間1,588回となるなど、県内の救急医療やへき地医療に大きな効果を発揮している。ドクターヘリを安全かつ安定的に運航するため、天候等の影響を受けずに確実かつ効率的に点検を行う格納庫等の整備について、平成28年度の東部ドクターヘリに引き続き、令和2年度には西部ドクターヘリへの支援に取り組んでいく。

在宅医療提供体制の整備については、人材確保等が課題となり、訪問診療や訪問看護等を実施できない医療機関が多いと考えられるが、訪問診療を受けた患者数は平成25年度の12,565人から平成30年度の15,748人へと3,183人増加していることから、訪問診療を実施している医療機関当たりの患者数は増加しており、在宅医療を安定的に提供する体制は確保されてきていると考えられる。

がん対策については、平成30年3月に策定した第3次静岡県がん対策推進計画に基づき、今後も引き続き、成人の喫煙率の減少、がん検診受診率及び精度管理の向上、がん診療連携拠点病院等の国・県指定病院の機能強化、がんゲノム医療や低侵襲医療の推進、がん教育の推進、小児・AYA世代の生殖機能温存費用支援などに取り組み、がんを患っても安心して生活を続けることができる地域づくりに努める。

難病対策については、令和元年7月1日から対象疾患が2疾患追加され333疾患に拡大されたことから、今後も引き続き難病申請ガイドブック等を活用し、難病の医療費助成制度に関する広報に取り組んでいくとともに、指定難病医療費受給者や医療機関からの問い合わせが多い質問については、「よくある御質問と回答」を作成しホームページで公開する等、一層の制度の周知を図っていく。

また、神経・筋疾患群などの専門分野に係る難病診療分野別拠点病院の新規指定を行う等により、難病医療提供体制の構築を図り、難病患者の早期診断・早期治療や紹介・逆紹介を推進するとともに、多様・希少な疾患に対応できる医療従事者の養成を図っていく。

国民健康保険については、少子高齢化や就業構造の変化等により高齢者と低所得者の増加が進み、一人当たり医療費が増加する一方で保険料（税）収入は伸び悩むという状況の中、静岡県国民健康保険運営方針を基に、市町とともに安定的な財政運営に努めていく。また、保険者努力支援制度等を活用して、市町の保健事業の支援等に取り組んでいく。

健康長寿日本一に向けた取組については、ふじ33プログラムと減塩55プログラムからなる健康長寿プログラムがこれまで全市町で実施されたほか、県民が健康づくりの取組を行った場合にポイントを得て、協力店で特典を受けられる健康マイレージ事業も全市町が参加するなど、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組は着実に普及している。今後は糖尿病等の重症化対策も積極的に行うほか、健康経営の視点を取り入れた、職場における健康づくりの取組支援等を市町と連携して行っていく。

受動喫煙防止対策については、6割を超える飲食店で禁煙・分煙・喫煙可の標識を掲示するなどの成果が見られており、引き続き望まない受動喫煙を防ぐ環境整備に取り組んでいく。

社会健康医学の推進については、社会健康医学の研究成果を具体的な健康増進施策や疾病予防対策として県民に還元していく仕組みを構築する必要がある。また、令和3年4月の大学院大学開学に向け、運営する公立大学法人の設立や、学生募集、入試、施設改修等を着実に進めていく。

- |                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 2 地域で支え合う長寿社会づくり<br>(静岡県長寿社会保健福祉計画) (静岡県地域福祉支援計画)<br>(静岡県保健医療計画) |
|------------------------------------------------------------------|

## <主要な事業の実績>

### (1) 地域包括ケアシステムの推進

団塊の世代が75歳に到達する2025年を見据え、市町が進める地域包括ケアの推進のため、市町における生活支援や介護予防サービス創出の充実に図るとともに、地域リハビリテーション提供体制の強化を実施した。

また、保健医療、福祉介護の団体等で構成する「地域包括ケア推進ネットワーク会議」の県会議及び圏域会議等の開催により、多職種連携の強化を図るとともに、支え合いの地域づくり、認知症施策、地域リハビリテーションの推進等の事業を行った。

### (2) 第8次ふじのくに長寿社会安心プランの推進

2025年における本県の地域包括ケアシステムのあり方を示すとともに、その実現に向けた施策の方向性や目標、具体的な取組を掲げた「第8次ふじのくに長寿社会安心プラン(第8次静岡県長寿社会保健福祉計画)」(平成30年度～令和2年度)に基づき、「健康づくり、社会参加の促進」、「共に支え合う地域社会の実現」、「認知症にやさしい地域づくり」、「自立と尊厳のある暮らしを支える長寿社会づくり」、「誰もが暮らしやすい長寿社会の環境整備」の5つを施策の柱として、市町の介護予防、生活支援などの取組を支援し、広域的立場から人材の確保・養成、サービス提供基盤の整備などを実施した。また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に、医療、介護の関係者等で構成する「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を設置し、現行計画の進捗管理と、次期計画策定に向けた検討を行った。

### (3) ふじのくに型福祉サービスの推進

県内にある介護サービス基盤等の社会資源を活用し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、年齢や障害の有無に関わらず、垣根なく福祉サービスを提供する「ふじのくに型福祉サービス」を普及するため、「ふじのくに型福祉サービスガイドブック」による周知のほか、静岡県宅老所・グループホーム連絡協議会等が主催する「全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム in 静岡」の開催を支援した。

### (4) 支え合いの地域づくりの推進

年齢を重ねても住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを進めるため、広域的に生活支援や介護予防サービスを提供する民間事業者等のサービス提供主体と、市町や地域包括支援センター等とのマッチングや、市町における移動サービス創出を支援するため、実現モデル事業を実施した。

また、住民による支え合い活動を促進するため、市町が配置する生活支援コーディネーターの養成研修や地域で展開されている生活支援団体の活動現場の体験会を開催したほか、壮年熟期の人を主な対象とし、社会参加の促進と生活支援の担い手育成を図る「壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業」を実施し、市町における地

域包括ケアシステムの実現に向けた取組を支援した。

(5) 地域リハビリテーションの推進

在宅の高齢者へのリハビリテーションの提供体制を強化するため、かかりつけ医の相談役や連携づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医や、市町における介護予防事業等に関与する地域リハビリテーション推進員、訪問リハビリテーションに従事する専門職の養成などに取り組んだ。また、地域包括ケア推進ネットワーク会議に設置した「地域リハビリテーション推進部会」において、医療・介護の連携や市町支援の方策などを検討した。

(6) 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

高齢者が、元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくり、スポーツ活動、文化活動など高齢者の社会参加や生きがい創出を、しずおか健康長寿財団や静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）と連携して推進した。

(7) 静岡県地域福祉支援計画の推進

「第3期静岡県地域福祉支援計画（平成28年度～令和2年度）」に基づき、市町の地域福祉活動の推進を図るため、「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、各市町の地域福祉活動の現状、課題等について情報を共有化し、地域福祉計画に基づく取組を支援した。

(8) 民生委員・児童委員の一斉改選及び民生委員・児童委員協力員制度の創設

誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進するため、地域課題の多様化により民生委員・児童委員の活動の負担が増していることへの対応として、一斉改選に合わせ、民生委員・児童委員の活動を補佐する民生委員・児童委員協力員制度を創設し、活動支援を行った。

(9) 認知症総合対策の推進

認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進するため、同じ障害や病気、生活上の問題等を抱える人が支え合うピアサポート活動や、認知症サポーターの支援活動（チームオレンジ）を促進したほか、各市町が認知症本人の声を聴いて施策につなげる取組を進めるため、「認知症の本人の声を施策につなげるための静岡県合同ワークショップ」を開催した。

また、高齢期の認知症とは異なる課題が発生する若年性認知症の人の社会参加の機会として、若年性認知症向けデイサービスの就労メニューを考案するとともに、若年性認知症の人や家族に対する理解の促進や状態に応じた適時適切な支援を行うため、「若年性認知症相談窓口」を運営した。

かかりつけ医の相談役となる認知症サポート医の活動を促進するため、認知症サポート医リーダーを養成するとともに、認知症疾患医療センターが地域に出向き、認知症の人と家族に対する相談会を行うなど、認知症の早期発見、早期対応の一層の体制整備に取り組んだ。

(10) 特別養護老人ホーム等の整備の推進

特別養護老人ホームの入所希望者の待機解消に向け、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、看護小規模多機能型居宅介護

事業所などを整備する社会福祉法人等に助成を行い、在宅サービスの充実を図った。

(11) かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進

かかりつけ薬剤師・薬局に求められている在宅業務を推進するため、各地域における医療・介護に関する多職種に対する窓口体制の検討等を行うとともに、在宅業務に対応する薬剤師を育成する研修及び薬剤師の在宅業務内容等の啓発を行った。

また、薬局と医療機関等との連携強化のため、薬剤師における臨床検査結果等の理解、活用を推進する研修を実施するとともに、腎機能検査値等を活用した医療機関との連携モデル事業等を実施した。

(12) 福祉人材の確保対策の推進

増大する福祉サービスの需要を支える人材を安定的に確保するため、無料職業紹介事業を行う静岡県社会福祉人材センターに配置している求職者の相談や就職支援に当たる専門員を5人配置し、求人求職間のマッチングを推進した。また、小・中・高校生を対象とした福祉介護職のイメージアップのためのセミナーを開催したほか、大学等での出前説明会を実施するなど、福祉人材のすそ野の拡大を図った。

(13) 介護人材確保の推進

外国人介護人材の早期確保を促進するため、フィリピン共和国に直接赴き、現地看護系大学との協力関係を構築するとともに、外国人技能実習制度を活用した県内介護事業所への就労受入れを支援した。

また、外国人介護人材が県内の介護現場に円滑に就労・定着することを支援するため、技能実習生を対象に介護技術の向上を目的とした集合研修を実施した。

介護分野への就労促進を図るため、介護事業所で実務を経験しながら研修を受講して人材を育成する事業の実施により99人の直接雇用を実現するとともに、専門性の高い介護職員の負担軽減を図るため、介護の周辺業務を担う介護サポーターの育成と介護事業所とのマッチングの一体的実施により33人の直接雇用につなげた。

(14) 介護職場の労働環境改善の推進

介護事業者の主体的な職員処遇の改善を支援するため、キャリアパス制度導入を進める介護事業所に対して訪問相談を実施するとともに、働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を優良介護事業所として表彰したほか、「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」をより積極的にPRできるよう「静岡県働きやすい介護事業所認証ロゴマーク」を作成し、制度の周知に活用しながら、新たに70事業所を認証し、累計216事業所となった。

また、いわゆる3K職場として後ろ向きなイメージで見られている介護職場について、県民が前向きなイメージとして捉えることができるよう、実際の介護現場で活躍する職員や関係団体からの意見を反映させた「介護の新3K」（感謝を分かち合える仕事、心がつながる仕事、感動できる仕事）を決定し、広く周知を図った。

介護事業所へのICT機器の導入支援として、従来の介護記録システム・見守り機器に加え、業務の一体的管理を行う業務改善システムを新たに助成対象とし、県内13事業所が活用するなど、介護業務の効率化による職員の負担軽減を図った。

## <評価及び課題>

地域包括ケアシステムを推進し、地域で支え合う長寿社会を実現するため、平成30年3月に策定した「第8次ふじのくに長寿社会安心プラン」に基づき、市町や関係団体等と連携し、地域住民による支え合い活動の推進、地域リハビリテーションの推進、認知症総合対策の推進などに重点的に取り組んだ。また、「長寿社会保健福祉計画推進・策定部会」を3回開催し、現行計画の進捗の確認や課題等の整理、市町計画策定に当たって留意事項を定めた県方針案の策定を行った。現行計画の進捗の確認では、計画に掲げた136個の指標を評価した結果、介護サービス量・基盤を除く、政策的な取組等にかかる指標68個について、平成30年度末で、目標を「達成又は達成確実」「達成可能性あり」となったものは38個、「数値悪化」は7個となった。今後も現行計画の着実な実施を図るとともに、次期計画策定に向け、関係団体との議論を深めていく。

ふじのくに型福祉サービスの推進では、「全国宅老所・グループホーム研究交流フォーラム in 静岡」に全国から宅老所・グループホーム関係者、福祉・介護・医療関係者等約170人が参加し、ふじのくに型福祉サービスの理念を全国に発信することができた。今後も関係団体等と連携して、垣根のない福祉サービスの推進を図っていく。

地域住民による支え合い活動の推進については、「壮年熟期」の人を主な対象とした社会参加の促進事業において、経験や知識を活かし社会を支える担い手を養成する講習・体験会を8市町で開催し、276人が参加したほか、吉田町で社会参加促進フェアを開催し、250人が参加するなど、社会参加への気運を高めることができた。移動サービスに関しては、県内3か所で実現モデル事業を実施し、新たに移動サービスを創出するとともに、移動支援サービス創出支援事業に係る事例報告会には133人が参加し、普及事例集を配布するなど、県内各地域への普及が図られた。今後も、移動サービスの創出や継続に係る課題解決に向けた助言を行うなど、市町の取組を支援する。

地域リハビリテーションの推進については、地域における効果的なリハビリテーション提供体制の強化を図るため、新たに、地域リハビリテーションの中核として活動する「地域リハビリテーションサポート医」を15人、「地域リハビリテーション推進員」を179人養成した。引き続き、サポート医及び推進員の養成を行うとともに、市町が行う介護予防事業等へのリハビリ専門職の派遣に協力する地域リハビリテーション協力機関を指定し、予防、発症から退院、在宅での生活まで、切れ目のないリハビリテーション体制の強化を図っていく。

住民参加と多様な主体の協働による地域の支え合いの体制づくりを目指して、「第3期静岡県地域福祉支援計画」に基づき、令和元年度は『地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築に係る取組推進』をテーマに県内3地区で「地域福祉を考えるブロック会議」を開催し、市町の地域福祉計画策定・推進状況等の把握、今後の市町の計画改定に向けた情報提供や取組支援を行った。また、高齢者や障害のある人がいつまでも地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図った。今後も市町の地域福祉の体制整備を支援していく。また、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動支援として、令和元年12月の一斉改選に合わせ協力員制度を導入し、

見守り活動の分担や委員への助言等により活動負担の軽減を図った。今後も地域で支え合うことができる体制づくりの強化を図っていく。

認知症総合対策の推進については、市町における認知症サポーター養成講座を支援し、令和元年度末で認知症サポーター養成数が 361,977 人となり、目標（2020 年に 360,000 人）を前倒しで達成した。今後は、認知症サポーターの地域での活躍を促進するため、認知症の人や家族の困りごとを認知症サポーターが支援する仕組みづくりに取り組んでいく。「認知症の本人の声を施策につなげるための静岡県合同ワークショップ」には 102 人が参加し、今後の認知症施策推進に向けた基本的考え方や具体的な方法等を本人の声や県内外の事例を交えて紹介した。今後も、認知症の本人同士が暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う本人ミーティングを市町等に普及していく。

働き盛りで発症する若年性認知症については、若年性認知症の人の社会参加の機会を促進するため、4 事業者が作業特性・地域性を考慮した企業を訪問し、若年性認知症向けデイサービスにおける就労メニューを考案した。引き続き、介護事業所や民間企業等の協力を得ながら、若年性認知症の人の社会参加機会の確保に取り組んでいく。

また、認知症に関する鑑別診断や専門医療相談を実施する認知症疾患医療センターの運営を支援するとともに、同センターが地域に出向いて行う集合相談や訪問相談、多職種による事例検討会を実施することにより、認知症の状態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく医療・介護サービスが提供される体制の構築に取り組んでいく。その他、かかりつけ医や薬剤師など、医療職を対象とした認知症対応力向上研修を開催して認知症の早期発見、早期対応の体制整備を図るほか、地域における連携の推進役となる認知症サポート医のリーダーを 130 人養成し、認知症サポート医リーダー連絡会を開催するなど、地域で認知症の人や家族を支援する体制の構築を推進していく。

特別養護老人ホームの整備定員数は、公募の不調等による整備の見送り等があり、令和元年度末の目標数 19,627 人対して、19,506 人と目標を下回る結果となった。令和 2 年度は第 8 次静岡県長寿社会保健福祉計画の最終年であり、その達成に向け、依然として入所希望が多い特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスについても、地域医療介護総合確保基金を活用し、計画的に整備を促進していく。

かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化として、在宅業務に対応する窓口体制の検討を行い 17 地域薬剤師会全てに在宅訪問推進委員を設置し、各保健医療圏における 12 回の会議やイベント等を通じて関係者や県民への周知を図った。また、モデル事業により、薬局から医療機関に対し腎機能検査値等を活用して薬に関する情報提供が 396 件行われ、連携推進が図られた。引き続き、各地域における機能や連携の強化を図り、かかりつけ薬剤師・薬局を推進していく。

福祉人材の確保対策として、慢性的な人材不足を解消するため、個別就労支援を行う専門員を配置するほか、新たに大学等への出前説明会を開催し、令和元年度の静岡県社会福祉人材センターを通じた福祉介護分野の就職人数は 841 人となり、平成 30 年度と同じく、全国第 1 位となった。引き続き、静岡県社会福祉人材センターを活用し、小中学校での福祉職セミナーの開催や職場体験事業などを通じて、すそ野の拡大とマ

ツチング促進による人材確保の強化に取り組んでいく。

介護人材の確保については、平成 27 年度時点の県内の介護職員数 50,030 人から年々増加しているが、今後、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、約 8,000 人の介護職員が追加的に必要とされることから、引き続き、県民の介護の仕事に対する理解の促進に努めるとともに、外国人をはじめとする多様な人材の新規就労を拡大していく。

介護職場の労働環境の改善については、約 9 割の介護事業所で処遇改善加算を取得するなど、介護職員の給与改善が進んでいることに加え、令和元年 10 月にはベテラン介護福祉士を中心とした処遇改善が実施された。引き続き、働きがいのある労働環境の整備に向けて、優良介護事業所や働きやすい介護事業所の表彰・認証を通じて介護事業所を積極的に PR し、介護の仕事と職場としての介護事業所の魅力を広く県民に周知していくとともに、ICT を活用した介護業務の効率化を一層推進することで、職員の身体的・精神的な負担軽減等の支援に取り組んでいく。

### 3 障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現

(静岡県障害者計画)

(静岡県障害福祉計画)

(静岡県障害児福祉計画)

(静岡県アルコール健康障害対策推進計画)

#### <主要な事業の実績>

##### (1) ふじのくに障害者しあわせプランの推進

平成30年3月に策定した「第4次静岡県障害者計画」に基づき、「障害に対する理解と相互交流の促進」、「多様な障害に応じたきめ細かな支援」、「地域における自立を支える体制づくり」の3つの施策を柱として、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現に向け、各圏域自立支援協議会に圏域スーパーバイザーを設置し、専門的な見地から広域調整等のサポートや市町の相談支援体制整備に係る助言を行った。

また、同じく平成30年3月に策定した「第5期静岡県障害福祉計画」、「第1期静岡県障害児福祉計画」に基づき、市町と連携し、サービス量等の拡大や、福祉施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行などの成果目標の達成に向けて取り組んだ。

##### (2) 共生社会の実現のための「合理的配慮の提供」の推進

平成29年4月に施行した「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害福祉に専門的な知識を有する有識者による「障害者差別解消相談窓口」の設置や、県民が一体となって障害者差別解消に取り組む「障害を理由とする差別解消推進県民会議」の開催のほか、差別解消に係る顕著な取組等を行った事業者・団体等を表彰した。また、障害のある人への「合理的配慮の提供」のため、全市町に加え病院でのヘルプマークの配布や声かけサポーターの養成に取り組んだ。

平成30年3月に施行した静岡県手話言語条例を踏まえ、ろう者や手話通訳者などの意見を聴く協議の場として、「静岡県手話言語施策推進協議会」の開催のほか、県民誰もが手話で簡単なあいさつをすることができることを目指す「手話であいさつを」運動を展開するため、手話あいさつ運動推進員を養成し、イベントや小学校に派遣し、言語である手話の普及促進に取り組んだ。

##### (3) 重症心身障害児(者)への支援

重症心身障害児(者)が安心して地域生活を送れるよう在宅支援の充実を図るため、看護、介護従事者研修や在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修などの人材養成研修を実施した。

さらに、保護者のレスパイトを目的として、医療型短期入所事業所の指定を促進するための助成を行うとともに、医療機関に専門家を派遣する事業所の開設支援や、重症心身障害児(者)の円滑な受入れを促進するため、事業所への講師を派遣するなど、受入支援を実施した。

##### (4) 発達障害のある人への支援

発達障害のある人の福祉向上を図るため、保護者や支援者の支援力向上研修や、医師の診療スキルの向上及び専門的な医療機関とのネットワークを構築するための陪席研修等を実施し、身近な地域における支援体制の充実を図った。

また、令和2年度から県発達障害者支援センターを東部地域と中西部地域の2箇所体制とし、センターの運営を専門的な支援経験が豊富な民間法人に委託するため、業務の引継ぎや物品の調達を行った。

#### (5) 精神障害のある人への支援

依存症、高次脳機能障害、摂食障害、てんかんなど、多様な精神疾患ごとの相談支援体制や関係機関との連携体制の構築に取り組み、新たな疾病であるゲーム障害・ネット依存への対策を図るため、ゲーム障害・ネット依存に関する啓発を行うとともに、ネット依存者等を対象とした回復支援プログラムを実施した。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するため、障害保健福祉圏域ごとに協議の場を設置し、ピアサポートを活用しながら、入院中の精神障害のある人の地域移行促進及び措置入院者の退院後支援計画の作成などを促進した。

#### (6) 障害のある人への就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送ることで、誰もが「幸せ」となるユニバーサル社会を目指すため、「静岡県工賃向上計画」に基づき、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点に、事業所の受注機会を拓げるための取組や収益向上につなげるための支援などに取り組んだ。具体的には、ブランド認定した製品などの販売促進や「障害者優先調達推進法」に基づく就労施設等からの物品等の調達推進を図った。

また、「授産品」がより身近に感じられ、広く県民に親しまれることを目的に愛称を募集し、「ふじのくに福産品」に決定するとともに、ロゴマークを作成した。

このほか、障害のある人の農業分野での職域拡大を目指した、農業生産者と障害福祉サービス事業所による施設外就労のマッチング支援や、障害のある人に居宅介護職員資格取得のための研修を実施した。

### <評価及び課題>

障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数は、令和2年3月末現在、249団体であり、前年度より16団体増加しているが、目標値の達成にはより一層の推進が必要である。「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害のある人の不便さを取り除く「合理的配慮の提供」の徹底を図るほか、ヘルプマークの理解促進や声掛けサポーターの養成に取り組んでいく。

障害福祉サービスの1か月当たりの利用人数は平成30年度の28,574人から29,681人と着実に増加しており「第4次静岡県障害者計画」、「第5期静岡県障害福祉計画」及び「第1期静岡県障害児福祉計画」に基づき、引き続き必要な福祉サービスの確保に努めていく。

重症心身障害児（者）に対して、適時適切な医療・福祉サービスを提供できる人材を養成するとともに、その支援のため、医療・看護・介護・福祉の専門職の連携を強化していく。また、重症心身障害児（者）等を対象とした医療型短期入所事業所は令和3年度の目標値である15箇所に対して12箇所にとどまっており、保護者のレスパ

イトのニーズに応えるために今後も提供主体となることが見込まれる医療機関に対して市町と連携し、当該事業の拡大に取り組んでいく。また、地域における医療的ケア児等への支援について、支援を総合調整する人材の養成、スキル向上及び圏域で核となる人材の育成に努めていく。

発達障害のある人への支援については、新センターへの円滑な移行により、身近な地域での相談支援機能の充実強化を図り、専門人材の養成などにより地域における支援体制の強化に取り組んでいく。また、各圏域の自立支援協議会発達部会や児童発達支援センターの設置を促進するなど、市町、地域と連携して発達障害のある人に対する重層的な支援体制の構築を図っていく。

精神障害のある人への支援については、2次保健医療圏域ごとに各精神疾患等の治療を担う拠点となる医療機関の設置数が、令和2年3月末現在、131箇所であり、前年度より74箇所増加しており、引き続き確保に努めていく。また、精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、県及び各圏域における自立支援協議会地域移行部会等において保健・医療・福祉関係者が協議し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく。

令和元年度の福祉施設から一般就労への移行実績は492人で、令和2年度の目標値である633人に対して78%の達成状況であり、更に移行を促進するため、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点とし、福祉施設と企業、地域支援機関と連携した求人のマッチングなど、就労支援体制の充実を図っていくとともに、福製品の販路拡大や新たな受注先の開拓を進めていく。

また、障害のある人の工賃向上と経済的な自立を支援するため、授産品の愛称「ふじのくに福産品」とロゴマークを活用し、福産品の継続的な購入を県民に呼び掛ける「ふじのくに福産品一人一品運動」を展開していくとともに、新たに農福連携ワンストップ窓口を設置するなど積極的に推進していく。

#### 4 健全な心身を保ち誰もが理解し合える社会の実現

(静岡県人権施策推進計画)

(静岡県地域福祉支援計画)

(いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画)

(静岡県動物愛護管理推進計画)

#### <主要な事業の実績>

##### (1) 生活困窮者自立支援制度による事業の実施

郡部の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援窓口において、適切な支援につなぐ自立相談支援事業や就労支援事業、住居を喪失した又は喪失するおそれのある離職者等に住居確保給付金を支給する事業などを実施し、自立を支援した。また、就労に向けた準備が必要な人に対して、生活改善や就労体験による就労準備支援事業を継続して行うことに加え、新たに一定の住居を持たない生活困窮者等に、一時的な生活の場を提供する事業などを実施し、生活再建を支援した。

##### (2) 様々な人権に関わる施策の推進

地域や職場における人権啓発活動のリーダーとなるべき人材を育成するため、人権啓発指導者養成講座を開催したほか、子どもの自尊意識向上のための保育士のセミナーや、ハラスメントに係る企業向けセミナーの開催などにより、県民の人権問題に対する認識を広め、人権尊重の意識の高揚を図った。

また、市町が行う地方改善事業に対する指導監督により、人権同和対策の効果的な推進を図るとともに、人権関係団体の活動を促進し、人権啓発事業の効果的な推進を図るため、活動費等に対し助成を行い、県民福祉の向上に努めた。

##### (3) あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進

「静岡県人権施策推進計画（第2次改定版）（平成28年3月策定）」に基づき、人権啓発センターを拠点として、市町や学校、企業等が主催する人権研修会への出前講座による講師派遣や、啓発図書・DVDの貸出し等、あらゆる場における人権教育・人権啓発に取り組んだほか、人権フェスティバル等の講演会の開催、テレビ・ラジオのスポットCMや啓発ポスターの掲出、街頭啓発、インターネットやSNSを活用した広報等の各種啓発活動とともに、市町への各種啓発事業の委託を行うなど、県民の人権意識の向上に努めた。

また、今後の人権施策に反映させるため、人権問題に関する県民意識調査を実施し、社会状況の変化に伴う県民意識の動向の把握に努めた。

##### (4) ひきこもり対策の推進

精神保健福祉センター等に設置した「静岡県ひきこもり支援センター」において、本人や家族に対する相談支援を行うとともに、ひきこもりへの対応方法等の講演会や家族交流会を実施し、支援の充実を図った。

また、地域でひきこもり状態にある当事者やその家族への相談対応をしている支援者を対象として、ひきこもりに関する知識や支援方法の習得を目的とした研修を開催した。

このほか、静岡県ひきこもり支援センターの機能の一部として、NPO法人等に委託し、県内5箇所を設置している居場所では、身近な地域で社会への第一歩を踏み出

す支援を行うため、料理、散歩、ゲーム等、利用者に応じて計画したプログラムを実施し、自宅以外で安心して過ごすための支援を行った。

また、ひきこもり支援のための基礎データを得るため、民生委員・児童委員等を対象にひきこもり等に関する状況調査を市町と共同して実施した。

#### (5) 自殺総合対策の推進

本県が取り組むべき自殺対策の行動計画である「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」に基づき、ゲートキーパーを養成したほか、自殺対策を実施する市町を対象に助成等を実施した。40歳未満の若年層を対象として、「若者こころの悩み相談窓口」での相談支援やこころのセルフケアワークショップ、ツイッター等の広告を活用した相談窓口の周知等に加え、若者が日常利用しているLINEを活用し、5月の連休後、夏休み明け前及び春休み期間中にLINE相談の実施により若年層対策の強化を図った。

また、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制を整備するため、関係機関との連携や研修を実施し、大規模災害に備え、広域的な精神科の医療救護活動が必要な場合の応援体制の充実を図った。

#### (6) 動物愛護の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」に基づき、人と動物とが共生する社会の実現を目指し、終生飼養や新しい飼い主探しなどの飼い主としての責任の徹底を図るとともに、飼い主のいない猫対策としての地域猫活動を支援する等、殺処分がなくなる環境づくりを推進した。

また、「災害時における愛玩動物対策行動指針」に基づき、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」を活用し、避難所へのペット受入方針の決定が進むよう働きかけを行ったほか、災害時動物愛護ボランティアリーダーの育成に取り組んだ。

### <評価及び課題>

県内郡部12町の生活困窮者を対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、各種事業を展開した。自立相談支援事業においては、生活困窮者300人から相談があり、このうち122人について支援プランを作成して支援した結果、22人の就労が実現した。住居確保給付金においては、3人に対して、延べ11か月分の家賃相当額を支給し、求職活動のための住居の確保を支援した。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、住居確保給付金の相談・申請件数が大幅に増加しており、相談者が抱える様々な課題に的確に対応し、最適な支援を提供することが更に重要となるため、関係機関等との連携の一層の強化に努め、自立を支援していく。

就労に向けた準備が必要な人を対象として実施している就労準備支援事業については、合宿型のセミナーと就労体験を組み合わせることで県内3地区で開催したところ、27人が参加し、うち1人が就労に結びついた。参加者には就労意欲の向上が見られるため、今後も関係機関と連携を図りながら、着実にステップアップできるよう、個々の事情に応じたきめ細かな支援の提供に努めていく。

また、生活再建支援事業については、家計に問題を抱える生活困窮者等からの相談に応じ、生活の再建に向けた意欲を引き出した上で、家計収支の視点から助言・指導を行い、相談者自身の家計を管理する能力を高めた。引き続き、他の関係機関との連携を含めた支援を包括的に行っていく。

有効求人倍率が低下する傾向が続くと、就労支援を行っても就労できない生活困窮者が増加することも懸念される。このため、有効求人倍率の状況を注視しつつ、引き続き、支援対象者の状況に応じたきめ細やかな支援を実施していく。

令和元年度の「人権尊重の意識が生活の中に定着した住み良い県」と感じる人の割合は、38.1%と前年度から 7.2 ポイント減少した。県民の人権に対する意識の多様化や関心度の減少傾向などを踏まえ、県民が人権により関心を持つよう、性的少数者の人権に焦点を当てるなど、「静岡県人権施策推進計画」の見直しを検討する。引き続き、人権尊重の意識の一層の高揚を図るとともに、メディアやインターネット等による広報を活用し、関係機関・団体と連携・協働しながら、あらゆる場における人権啓発・人権教育に継続的に取り組んでいく。

「静岡県ひきこもり支援センター」の相談件数は、前年度から 163 件増加し 2,014 件となった。ひきこもりは長期化及び高年齢化する傾向にあり、長期化する前の早い段階での相談を促すため、引き続き、支援センターの周知に努めるほか、ひきこもりの相談業務を行っている支援者に対して研修会を開催し、支援者の専門性の向上を図り、地域でのひきこもり当事者や家族の支援を充実させていく。また、ひきこもり当事者が自宅以外で安心していられる「居場所」等、個々の相談者の状況に配慮したひきこもり支援体制の強化を図る。

令和元年の自殺者数は前年より 22 人少ない 564 人となり改善した。自殺者数全体は減少傾向にあるが、若年層の自殺者が増加しているため、若年層向けの電話相談、LINE相談による相談窓口の充実、ICTを活用した相談窓口の周知や教育委員会との連携等により支援の充実を図り、若年層対策を強化するとともに、経済団体と連携したゲートキーパー養成、遺族支援、大規模災害に備えた自殺対策等、自殺者数全体の更なる減少に向け、県、市町、関係機関が一体となり、社会全体での総合的な自殺対策に取り組んでいく。

犬猫の殺処分頭数は、県動物保護協会、県獣医師会、市町、ボランティア等と協働し、終生飼養の徹底や新しい飼い主探し等の取組を実施してきた結果、令和元年度は 719 頭となり、3年連続で 1,000 頭を切った。

今後も、引取り頭数の多くを占める飼い主のいない猫への対策として、屋内飼育等の適正飼養の指導や地域猫活動を支援していく。

また、被災時における犬・猫の保護のため、避難所へのペット受入方針未決定の市町に対して、ペットの受入を促すとともに、災害時動物愛護ボランティアリーダーの登録がない市町に対する働きかけと県獣医師会や県動物保護協会等とともに静岡県被災動物救護計画の改定に取り組んでいく。

## <主要な事業の実績>

### (1) 家庭・職場・地域における子育て支援の充実

令和元年度末で「ふじさんっこ応援プラン」の計画期限が到来したため、プランの基本理念である「子育ては尊い仕事」を継承しつつ、社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、「県子ども・子育て支援事業支援計画」や「県次世代育成支援対策行動計画」、「県子どもの貧困対策計画」を包含する「第2期ふじさんっこ応援プラン（令和2年度～令和6年度）」を策定した。

「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づく効果的な取組を行う市町を支援したほか、国の「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、働きやすい職場環境づくりに向けてイクボスを養成するための出前講座を開催するなど、地域の実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援を実施し、本県の少子化対策の強化・充実を図った。

子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、「ふじさんっこ応援キャンペーン」を開催し、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の向上を図る等、民間、市町と連携し、地域における子育て環境の充実に取り組んだ。

### (2) 保育サービスの充実

保育所等の待機児童ゼロの実現に向けて、市町と連携して保育所13施設及び認定こども園14施設を整備したほか、既存施設の定員増や小規模保育所等の設置により定員を拡大した。

保育士等の確保のため、修学資金の貸与等による保育士を志す学生の支援や、保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士の掘り起こしと保育所への復帰支援を実施した。また、保育士等の離職防止と定着促進を図るため、本県が構築した保育士キャリアアップ制度に基づく、処遇改善につながる研修を実施するとともに、新たに、ICT導入・活用等による勤務環境改善を図り、保育士等の業務負担を軽減するための管理者向けの研修と保育所等の巡回支援を行った。

また、令和元年10月1日から実施された幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するため、周知のための説明会を実施するとともに、市町が必要とするシステム改修費や事務費を支援した。

### (3) 子どもや母親の健康の保持・増進

妊娠・出産、子育て期の切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置を市町に働きかけ、その運営を支援するとともに、市町職員やセンター職員を対象とした研修を実施した。また、妊娠・出産及び子育ての悩み等に対応するための各種相談支援事業を実施するとともに、先天性難聴児の早期発見等を図るための検査体制の整備などを行った。

不妊・不育で悩む方への支援として、不妊・不育専門相談センターの専門的な相談対応とともに、体外受精などの特定不妊治療への助成や一般不妊治療（人工授精）、

不育症治療に対する助成を行うなど、経済的負担の軽減を図った。

また、こども医療費の助成についても所得制限の撤廃、政令市への支援を行うことで県内すべての18歳年度末までの子どもが助成を受けられる環境を整備し、子育て世代の経済的負担の軽減を図った。

### <評価及び課題>

本県の合計特殊出生率は、全庁を挙げて少子化対策に取り組んできた結果、平成16年の1.37を底として緩やかに上昇傾向にあるが、令和元年は1.44と、平成30年から0.06ポイント低下し、出生数も前年より1,735人減少するなど、依然として少子化に歯止めがかかっていない。今後も「ふじのくに少子化突破戦略の羅針盤」に基づき、優良事例の普及拡大を図ることにより、少子化対策を行う市町を支援し、出生数の増加に向け取り組んでいく。

子どもを生み育てやすい環境づくりについては、自主的に子ども・子育てを応援する活動を行う「ふじさんっこ応援隊」の参加団体数が、前年度から35団体増加して1,626団体となり、今後も更なる参加促進に取り組んでいく。

保育所等の待機児童数は、保育所・認定こども園の施設整備等により1,855人分の定員を拡大した結果、前年から90人減少し122人（令和2年4月1日現在）となった。待機児童解消に向けて、今年度は、保育所等の受入枠を2,000人以上拡大するなど、引き続き市町と連携して施設整備を進めていく。

本県の認定こども園・保育所等の保育教諭・保育士数は、前年度より555人増加して13,782人となった。引き続き、保育士等の確保のための修学資金等の貸付や、潜在保育士の復帰支援、離職防止と定着促進のための処遇改善を伴う保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、保育の受入枠の増加に伴い必要となる保育士の確保を図るため、新たに保育士試験受験者を対象に筆記試験の合格対策講座を実施する。

令和元年度末における「子育て世代包括支援センター」の設置数は37箇所であり、今後も引き続き市町を支援して設置促進に取り組んでいく。

## 6 すべての子どもが大切にされる社会づくり

(静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画)

(静岡県ひとり親家庭自立促進計画) (静岡県子どもの貧困対策計画)

### <主要な事業の実績>

#### (1) 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実

国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等を踏まえ、児童福祉司を5人増員するとともに、非常勤特別職の弁護士を配置し法的対応機能を強化するなど児童相談所の体制を整備したほか、市町の在宅相談支援体制の強化のため、「子ども家庭総合支援拠点設置促進・人材育成研修」を実施し、子ども家庭総合支援拠点の役割や業務、拠点設置・運営に関する具体的助言等を行った。

児童虐待防止について広く理解と関心を得るため、「児童虐待防止・静岡の集い」を開催し、支援を必要とする保護者等に対するつながりの必要性についての講演や「子ども虐待防止オレンジリボンたすきリレー」の開催など広報啓発を行った。

また、児童虐待防止法の改正による、しつけの際の体罰禁止の明示に合わせて、保護者等に向けリーフレットを配布し周知を図った。

児童養護施設や里親の元で暮らしている子どもの将来の安定した自立を図るため、大学等の修学支援や高校卒業時就職一時金の支給、継続支援計画の作成や生活・就労相談等を実施した。

ひとり親家庭の自立を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる生活相談や就業支援のほか、経済的支援、子どもの就学支援など総合的な支援を実施した。

さらに、支援の一層の充実を図るため、「ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現」を基本理念とする「第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」(令和2年度～令和6年度)を策定した。

#### (2) 子どもの貧困対策の充実

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や保護者の生活・就労支援等を実施したほか、新たに子ども食堂等の居場所づくりの担い手の育成や支援に取り組んだ。

健康福祉センターに子ども健全育成支援員を配置し、郡部の子どもがいる生活困窮世帯に対し、世帯の抱える問題に関して個別支援を実施した。また、生活困窮世帯の小・中学生を対象に、通所型の学習支援教室を開催し、日常の学習を支援するとともに、合宿型の学びの場を提供し、生活習慣の改善や社会的体験不足の解消を図った。さらに、郡部に居住する生活困窮世帯の高校生世代の人を対象に、就労体験や大学見学等により様々な職業、進路を実際に経験する、キャリア形成支援の場を提供した。

### <評価及び課題>

児童虐待の防止については、児童相談所を含めた県全体の児童相談体制の充実に向

けた取組を着実に進めていることから、令和元年度の虐待による死亡児童数は0人となった。引き続き、毎年度0人の目標が達成できるよう、児童福祉司等の職員増員による児童相談所の体制強化、保護者支援等の専門性向上のための研修を実施していくほか、市町における母子保健を通じた虐待の発生予防や早期発見の推進、「子ども家庭総合支援拠点」を2022年度までに全市町に設置するよう働きかけ、市町における相談体制の強化を図っていく。

令和元年度のひとり親の就職率は34.7%であり、前年度から横ばいであった。雇用情勢が着実に改善する中、就職率が低迷している主な要因として、職業、年齢、賃金、雇用形態、地域など求職者の希望と企業側の希望が一致しないことによる雇用のミスマッチが生じていることが考えられる。引き続き、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就職先の開拓や、関係機関と連携したきめ細かな就業支援等により、ひとり親家庭の自立を図っていく。

生活困窮世帯の小学生、中学生を対象とした学びの場の提供については、4月から事業を開始し、切れ目のない支援を行った。子どもたちが将来への希望をもち、自立につながる場として保護者からも好評を得た。また、高校生世代を対象としたキャリア形成の場の提供を実施し、職業講話や就労体験に加え、大学見学では在学生の経験談を聞くことで、将来を見据えた具体的目標を考え、夢や希望に向けて歩み始める良い機会となった。

今後も、教育関係部局等との連携を更に強化し、子どもたちがより参加しやすくなるよう開催形態に配慮しながら、子どもたちの自立に向けた支援の充実に努めていく。

## 7 安全・安心な生活を支える危機管理

(しずおか食の安全推進のためのアクションプラン)

### <主要な事業の実績>

#### (1) 食品の安全確保対策の推進

県民への安全で安心できる食品の提供を目的とする「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン（2018-2021）」に基づき、食品の安全と安心に関する情報の提供と公開を通して消費者の信頼確保に努めるとともに、関係部局と連携して食品表示の監視指導を実施し適正化を推進した。また、食品衛生監視指導及び食品の抜取検査を実施し、生産から流通・消費に至る総合的な食品の安全確保対策を推進した。

さらに、食品衛生法改正に伴い、令和3年6月1日から原則全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の制度化が適用されることを見据え、これまでの食品製造業者への人材育成支援に加え、「はじめようホップ・ステップ・HACCP事業」として、飲食店事業者を中心とした小規模事業者への制度化の周知と導入のための講習会を開催し、導入支援に努めた。

#### (2) 大麻・危険ドラッグ撲滅対策の推進

静岡県薬物乱用対策推進方針に基づき、関係部局・機関が緊密に連携し、効果的な薬物乱用防止対策を推進した。

「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、国に先行して知事指定薬物を指定し、乱用防止を図ったほか、インターネットの販売サイトから危険ドラッグの買上検査を実施し、違法薬物の流通排除に努めた。

また、小・中・高校生を対象にした薬学講座や大学・専修学校の学生を対象にした薬物乱用防止講習会等により、若年層を中心に、大麻や危険ドラッグをはじめとした薬物の有害性や弊害など、正しい知識の普及に努めるとともに、薬学講座の講師等に対してスキルアップ研修会を開催し、児童や生徒等に対する教育の充実も図った。

#### (3) 災害時における医療体制の整備

大規模災害時に医療救護活動が円滑に実施できるよう、県及び市町の医療救護体制を定めた「静岡県医療救護計画」について、熊本地震等の状況を踏まえ、救護病院の指定要件の明確化や救護所の設置運営指針の見直し、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等との連携による保健医療活動に係るコーディネート機能の強化などの改定を行い、災害時における医療救護体制の充実を図った。

また、大規模災害時にドクターヘリが迅速かつ効果的に活用できるよう、中部ブロック8県（静岡県、愛知県、三重県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県）及びブロック内ドクターヘリ基地病院9施設との間で、「大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定」を締結し、重篤な傷病者等に対する災害時の応援・受援体制の強化を図った。

#### (4) 避難行動要支援者支援対策・福祉避難所の拡充・被災者への支援

災害対策基本法に対応する地域防災計画、全体計画、個別計画及び避難行動要支援者名簿の作成のうち、避難行動要支援者名簿については全市町において作成されてい

る。一方、個別計画は作成が進んでいない市町もあることから、市町意見交換会等で作成の進んでいる市町の対応や、進んでいない市町の問題点などの情報の共有を行っている。

災害時における要配慮者の受入体制の整備を促進するため、賀茂及び東部地域においてとりまとめた「宿泊施設への福祉避難所設置モデル」及び「指定避難所を活用した要配慮者受入モデル」、また市町の福祉避難所の円滑な開設・設置を図るための「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」により、福祉避難所の更なる設置促進を市町に促すとともに、「宿泊施設の福祉避難所設置モデル」については実際の開設を想定した訓練を行った。また、災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができる体制の拡充のため、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合との間に「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」を締結した。

市町が福祉避難所の設置を促進する際の課題としている人材確保の支援策として、静岡DCAT（静岡県災害派遣福祉チーム）や災害支援ナース（県看護協会）による福祉人材等の派遣について「福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に位置付けている。この福祉人材派遣のために県社会福祉協議会が構築した災害福祉広域支援ネットワークの支援を実施している。

また、各市町における訓練に参加し、訓練の概要を全市町に情報提供し、実施内容や課題等を共有することや、実際に訓練を見ていただくことで、市町の訓練実施の取組の促進を図った。さらに部内の危機管理機能の強化のため、防災情報共有システム「F U J I S A N」の職員向け研修を行った。

令和元年9月の台風第15号、10月の台風第19号は県内に大きな被害を及ぼしており、特に台風第19号については、伊豆の国市及び函南町において本県で15年ぶりとなる災害救助法が適用されたことから、法に基づき避難所の設置などに係る事務を両市町に委任し、救助の実施について支援した。

## <評価及び課題>

食の安全・安心の推進について、令和元年度の「食の安全に対する県民の信頼度」は、目標値の80%を達成していないが、過去最高値である73.2%となり、県民の信頼度は年々高まる傾向にある。

一方、県政世論調査の結果から、食の安全に対して判断に迷う県民の割合が、いまだ2割弱存在しており、引き続き、様々な媒体や機会を通じて食品の安全・安心に向けた各事業の情報発信を充実させ、県民にとって分かりやすく正しい知識の理解普及に努めていく。

令和元年度の「人口10万人当たりの食品を原因とする健康被害者数」は、8.1人と目標値である10人以下を初めて達成した。目標達成の主な要因は、大規模な食中毒の発生がなかったことであり、引き続き、ノロウイルス食中毒防止対策及び大量調理施設の食中毒防止対策に重点的に取り組んでいく。

食品衛生監視率については、目標の監視率100%を達成した。また、「HACCP導入を支援した食品関連施設数」は、支援の対象を拡大し、目標値400施設以上を大幅

に上回る 2,716 施設を達成した。さらに令和元年度から新たに開始した、はじめようホップ・ステップ・HACCP 事業についても、目標値以上を達成した。今後も、HACCP に沿った衛生管理の導入について、食品事業者への助言、指導及び支援を継続していく。

危険ドラッグについては、県条例に基づく知事指定薬物の指定、インターネット上の販売サイトから危険ドラッグの買上検査等を行った結果、違反は認められなかったが、全国的には違反が散見されることから、引き続き、買上検査やインターネット監視などにより、根絶に向けて取り組んでいく。

また、大麻については、若者層における乱用が進んでいることから、薬学講座や薬物乱用防止講習会等により徹底した教育を繰り返し行っていくほか、警察本部や教育委員会等の関係機関と連携の下、効果的な啓発活動等を推進する。

災害時の医療救護体制については、「防ぎえる災害死」を一人でも多く減らすため、大型台風や大規模停電など、地震以外の災害の発生状況等を踏まえ、より実践的な訓練を積み重ねることにより、いつ、どのような災害が発生しても迅速な対応ができるよう、万全の準備を進めていく。

避難行動要支援者の対応については、継続的に各地域において研修会や市町意見交換会を開催しており、関係者の意識向上や支援体制の構築が図られた結果、全市町において地域防災計画、避難行動要支援者名簿が作成されたが、全体計画及び個別計画の作成が完了していない市町があることから、引き続き、研修会、市町意見交換会等の機会を通じて計画策定の好事例や国からの情報を提供することで、市町に対し適切な指導、助言を行い、計画の作成を支援していく。

一方で「避難行動要支援者」の方々を安全に避難させるためには、避難行動要支援者一人ひとりの状況を踏まえた個別計画を策定することで、個別計画の実効性を高めていく必要がある。このため、今後、地域コミュニティの参加による個別計画の策定について検討を行っていく。

また、福祉避難所については、避難行動要支援者の避難施設として更なる確保が必要であるため、平成 28 年度に作成した 2 つのモデルも活用しながら、個別に市町職員や自主防災組織を対象とした説明会等へ出向き、説明を行うなど、市町の福祉避難所の設置促進を図るとともに、福祉避難所の開設や避難行動要支援者の受入れに関する訓練の実施を市町に対して働きかけていく。また、令和 2 年 1 月に静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合との間に締結した「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」の活用を市町に対して働きかけていく。

さらに、災害時における避難行動要支援者の円滑な受入れのための福祉避難所の運営マニュアルが未策定の市町があることから、研修会の開催等を通して、マニュアルの策定や見直しを支援していく。

部内の危機管理体制については、全庁的な図上訓練や部独自の図上訓練を実施してきており、今後も訓練を続けていくことで発災への備えを行う。

昨今の自然災害の増加により、今後、災害救助法の適用が増える可能性があるため、適用された市町に対する支援を迅速に進められるよう、説明会等を通して法制度の理

解の促進を図っていく。また、被災県民の生活再建に寄与するため、国の制度の対象とならない規模の災害により被災した県民に対して県独自の制度で支援している。今後も、適切かつ迅速に被災者自立生活再建支援金を交付し、その生活再建の支援を継続していく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

経済産業部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

本県経済の回復の動きを確かなものとし、将来にわたって持続的に発展できる力強い産業構造を構築していくためには、社会経済の変化や技術革新に柔軟に対応できる人材の確保・育成を図るとともに、次世代産業の創出や新たな成長産業の育成、地域経済を牽引し雇用を支える地域産業の振興、本県が誇る多彩で高品質な「農芸品」の生産力強化や県産材の需要拡大による林業の成長産業化、流通改革による水産業の持続的発展などに取り組んでいくことが重要である。また、海外市場を見据えた積極的な施策の展開や、エネルギーの地産地消とエネルギー産業の振興による地域経済の活性化を図っていくことが重要である。

このため、令和元年度は、経済を持続的に発展させ、県民の豊かな暮らしを実現すべく、静岡県の新ビジョン「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』の人づくり・富づくり」及び「静岡県経済産業ビジョン 2018～2021」を着実に実行した。

#### 【基本目標】産業人材の確保・育成

次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進

中小企業・小規模企業の経営基盤強化

農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）

通商の拡大と海外活力の取り込み

エネルギーの地産地消の推進

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### （1）県内産業の成長を担う人材の確保

- ・ 県内企業の人材確保を支援するため、中小企業等の採用活動を支援するコーディネータを配置し、1,554人の採用につながった。雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しさがみられるが、人材不足が解消されていない中小企業等が多いことから、今後も引き続き、採用活動のアドバイスやマッチングなどを行い

支援していく。

- ・「静岡U・Iターン就職サポートセンター」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置・運営し、社会人のU I Jターン就職を促進した。「静岡U・Iターン就職サポートセンター」の支援による県内企業就職者数は48人、県内企業へ就職が決定したプロフェッショナル人材は177人となった。引き続き、県外在住者の県内企業への就職を支援していく。
- ・「30歳になったら静岡県!」をキャッチフレーズに、SNS等を活用し、首都圏に在住する30歳前後の若者に県内企業や地域の魅力情報を継続的に発信した。SNS上のフォロワーは、1万人を超えており、こうしたフォロワーを中心としてふるさと静岡の魅力の共有を図り、静岡県へのUターンを推進していく。
- ・本県出身者が多い大学との就職支援協定締結を推進するとともに、高校等卒業生に「ふじのくにパスポート」を配付し、本県の情報を継続的に発信し、令和2年3月末までのホームページアクセス数の累計は73,819件となった。今後も、若者に「魅力的な地域や企業」などの最新情報を届けることで、ふるさと静岡との関係性を大切にし、維持してもらい、本県で活躍しようとする意欲のある若者の増加につなげていく。
- ・第4次産業革命の進展等に伴うA I ・ I C T人材の圧倒的な不足に対応するため、首都圏等のスタートアップ企業と県内企業とのビジネスマッチングや県内大学と連携した人材育成講座の開設等の施策を展開した。今後も、A I ・ I C T人材の不足が見込まれるため、「ふじのくにI C T人材確保・育成戦略」に基づき、トップレベルの人材の確保から次世代を担う人材の育成に至るまで、幅広い層を対象とした施策を展開していく。

## (2) 高度な知識と技術を持つ人づくり

- ・産業構造の変化を見据え、高度な技術・技能を持った人材を育成するため、令和3年4月の静岡県立工科短期大学の開校に向け、静岡キャンパスの実施設計・建築工事等を実施した。引き続き施設整備に加え、訓練機器の整備や学生募集、入学試験の実施など、開校に向けた準備を着実に進めていく。
- ・ものづくり人材育成協定締結企業等の協力により、産業成長分野における最先端技術の訓練を実施したほか、県内全信用金庫との協働による「企業人材育成連携協定」に基づき、技術専門校が行う在職者訓練の周知とニーズの把握を図り、在職者のスキルアップ等を効果的に推進した。在職者訓練の受講者数は、信用金庫との連携などの効果もあり、2年連続で前年度実績を上回った。また、企業の個別ニーズに応えるオーダーメイド型訓練は好調であ

るため、その拡充を図っていく。

- ・モンゴルやインドネシアにおいて、海外合同面接会を実施し、海外の高度人材と県内企業のマッチングを支援した。面接会は、日本語ができる、大学、大学院を卒業した高度人材を対象に実施し、現地政府や関係省庁の協力や支援を受け、多くの参加者を集めた。今後は、開催国を追加し、外国人材が本県で活躍できるよう、支援していく。
- ・将来の本県の農林業現場を支える専門職業人を養成する「静岡県立農林環境専門職大学」の令和2年4月の開学に向けた準備を行った。今後は、大学の円滑な運営に努めるとともに、引き続き校舎等の施設整備を進めていく。

### (3) 誰もがいきいきと働ける環境づくり

- ・女性や高齢者の活躍推進を図るため、働き方改革を推進する社内リーダーの養成やアドバイザーの派遣等により、企業におけるダイバーシティ経営の導入を促進した。また、高齢者雇用推進コーディネータによるマッチング支援により、110人の新規雇用を創出した。令和元年度に実施した職場環境づくりアンケートでは、「仕事と子育て（介護）の両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合」と「労働時間の縮減・年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる企業の割合」は、ともに前年度を大きく上回っており、引き続き、セミナー開催やアドバイザー派遣、マッチング支援等により、誰もが働きやすい職場環境づくりを一層支援していく。
- ・障害者雇用を一層促進するため、精神障害者職場環境アドバイザーを設置し、企業に対する働きかけと障害のある人の職場定着を支援した。民間企業の法定雇用率2.2%の達成に向けて、障害者雇用推進コーディネータや精神障害者雇用推進アドバイザーを民間事業所等に派遣するなど、障害者雇用の促進に取り組んだ結果、令和元年度の新規雇用は578人となり、着実に雇用人数を増加させている。今後も法定雇用率の引き上げが予定されていることから、一層の取組の充実を図っていく。
- ・外国人の活躍を促進するため、アドバイザー派遣やロールモデルの情報発信、職業訓練の実施等により、定住外国人の就業・定着を支援したほか、日本語研修や実技・学科研修を実施し、外国人技能実習生の技能検定合格を支援した。定住外国人がその能力を発揮し産業人材として活躍するためには、正社員として就労できるよう企業と外国人双方への支援が必要であることから、引き続き、アドバイザー派遣や職業訓練などを通じ、就業前から定着までを一貫して支援していく。また、特定技能制度を周知する説明

会を県内各地で開催し、989人の参加者があった。今後も研修を通じた技能向上支援や外国人材受入実務セミナーの実施、国や市町、経済団体等が参加する来日外国人材活躍支援協議会の設置を通じ、課題を解決し官民一体となって外国人がいきいきと活躍できる環境づくりを促進していく。

#### (4) 郷土を担う子どもたちの「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくり

- ・ 「生きる道」としての仕事を学ぶ環境づくりの普及を図るため、小学校をモデル校に選定し、現場体験を中心としたモデル事業を実施するとともに、教員用のガイドブックを作成した。モデル校において児童252人が仕事の現場を体験したほか、県内全小中学校の教員に対しモデルコースを紹介し、子どもたちの職業観や郷土愛の醸成につなげた。引き続き、体験提供企業と学校を結びつけ、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。
- ・ 学齢期からものづくりへの興味・関心を育むため、小中高校等で「WAZAチャレンジ教室」や「技能マイスター出前講座」を開催し、ものづくりや技能に親しむ機会を提供した。WAZAチャレンジ教室は、民間企業や児童館との連携により、新たな体験機会を創出した。技能マイスター出前講座は、前年度を上回る54校で3,780人の児童生徒に仕事観、人生観を直接語りかけた。今後も、これらの取組を継続して子どもたちが優れた技能・技術を学ぶ機会を提供することにより、仕事を学ぶ環境づくりを推進していく。

#### (5) オープンイノベーションの推進による成長産業の育成・振興

- ・ 静岡新産業集積クラスターにおける3つのプロジェクトを展開し、研究成果の事業化・製品化を促進した。ファルマバレープロジェクトでは、医療現場と地元企業とのマッチングを図るコーディネーター等による共同研究の促進や事業化支援を行った。また、山梨県と医療健康産業政策に関する連携協定を締結するとともに、人生100年時代を見据え、新たに健康長寿・自立支援プロジェクトを開始した。フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトでは、機能性表示食品制度を活用した製品開発、人材育成、製品の販売促進を支援したほか、化成品・加工機械の開発支援を強化した。また、これまでの取組に加え、ヘルスケアの取組を強化して、令和2年度から6年度までを計画期間とする新たな戦略計画「フーズ・ヘルスケア オープンイノベーションプロジェクト第1次戦略」を策定した。フォトンバレープロジェクトでは、光・電子技術の普及・啓発に関するセミナーや展示会への出展支援、研究開発を行う企業への支援等を実施するとともに、大学等の知見等を活用した地

域企業の課題解決を支援する「A-SAP（エイサップ）」により、光・電子技術を活用した新製品開発を支援した。この結果、「静岡新産業集積クラスター事業化件数」は88件となっており、順調に進捗している。今後も県内経済の活性化を目指し、中核支援機関と連携し施策を展開することで、より一層の企業の参入や事業化の推進に取り組んでいく。

- ・ 成長産業を戦略的に育成するため、次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、新エネルギー・環境、光技術関連、CNF等、成長分野へ進出する中小企業に対して、技術相談から販路開拓まで一貫した支援を行った。また、技術開発、新商品開発を促進するため、県内企業が国立研究開発法人産業技術総合研究所と実施する共同研究について、事業化に向けたさらなる研究開発に対して助成したほか、県内航空機産業の育成を図るため、設備導入に対する助成やブラジル航空技術大学との交流等を実施した。この結果、「新成長分野の経営革新計画新規承認件数」は143件、「試作・実証試験助成制度等を活用した成長分野における製品化件数」は10件で共に目標を達成した。今後も、研究開発に対する助成やコーディネータによるマッチング支援等を通じて企業の成長産業への参入や事業拡大を支援していく。
- ・ 中小製造業へのロボット導入を促進し、労働生産性の向上を図るため、「ふじのくにロボット技術アドバイザー」を配置するとともに、ロボットシステムインテグレータを育成する研修を開催した。今後は、ロボット技術アドバイザーを増員するなど、中小企業のロボット導入促進の取組を強化していく。
- ・ EV化・自動運転化等に対応するため、「次世代自動車センター」が実施する取組に対する支援を拡充するとともに、静岡県産業振興財団等と連携した支援体制を構築した。また、自動運転の実証実験について、交通課題や道路環境が異なる都市部、郊外部、過疎部の3地域の公道にフィールドを拡大して実施した。この結果、次世代自動車センターの会員企業数が342社となるなど、企業の次世代自動車への意識が高まっている。今後も、次世代自動車センターを中心に産業界や関係機関と連携し、EV化等に対応する地域企業を支援するほか、自動車産業から新たに成長産業への二次創業を目指す取組を支援していく。
- ・ CNF（セルロースナノファイバー）を活用した製品開発を促進するため、静岡大学に設置した「ふじのくにCNF寄附講座」において、研究開発と専門人材の育成に取り組んだ。また、試作品開発への助成や「ふじのくにCNF研究開発センター」の設置等により、企業の製品開発の支援や製造拠点の形成に取り組んだ。この結果、3件の製品が開発された。今後は、産学官連携による

研究拠点の形成を図り、製品化へ向けた取組を一層推進し、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含め、様々な産業分野での製品（用途）開発を促進していく。

- ・ 海洋産業の振興と海洋環境保全の世界的拠点の形成を目指すマリンオープンイノベーションプロジェクト（MaOIプロジェクト）を推進するため、推進体制の整備、研究開発と産業応用の促進、ネットワークの構築に取り組んだ。今後は、プロジェクトの拠点施設となるMaOI-PAARCの整備やデータプラットフォームの構築等を進め、拠点機能を形成する。
- ・ 直面する労働力不足やAI・IoT等「デジタル革命」の進展等、経済社会を取り巻く大きな変化に対応する新たな施策を盛り込んだ「産業成長戦略2020」を取りまとめるとともに、産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡」を中心に、アドバイザー・ボードの開催や外部の技術を活用したい県外大手企業と、技術と意欲を有する県内中小・中堅企業とのマッチングを支援する「技術ニーズ説明会」の開催等、本県経済を牽引する地域企業を集中的に支援した。この結果、「中堅・中小企業等の新たな製品開発・販路開拓等件数」が令和元年度12件となり、目標10件を上回った。今後も、引き続き、産業戦略推進センター「オープンイノベーション静岡」を中心に、官民一体となって本県経済の持続的な成長を図っていくとともに、課題である企業間マッチングの促進について、今年度構築する県内企業技術情報データベース等を活用し、一層注力していく。
- ・ 専門家の派遣やオープンイノベーション静岡によるフォローアップ等により、事業者の「地域経済牽引事業計画」の早期策定、実施を促進する等、地域の特性を生かした高い付加価値の創出と経済波及効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を実施する事業者を支援した。この結果、静岡県域基本計画に基づき27件の地域経済牽引事業計画を承認した。今後も、「地域経済牽引事業計画」の作成を支援する専門家チームの派遣等により、民間企業の牽引事業計画の早期策定、実施を促進していく。

#### （6）国内外からの企業誘致・定着の推進

- ・ 成長産業分野（食品、医薬品、環境関連等）を中心に、新たな企業の誘致と県内企業の定着活動に取り組んだ。また、新規産業立地事業費補助金や地域産業立地事業費補助金により、製造工場や物流施設等を新設・増設する企業を支援した。この結果、令和元年の製造業の立地件数は76件で全国1位、立地面積は94haで全国2位となった。誘致担当課による「企業誘致活動件数」については2,706件だった。東京事務所を中心に首都圏での取組を継続する

とともに、大阪事務所に新たに企業誘致推進員1名を配置して活動を強化した。また、県庁に配置した企業立地促進支援員を中心に、県内企業の投資動向把握等に努めた。企業誘致については、産業構造の急速な変化に対応するため、企業立地施策を3つの柱に基づき、積極的に取組を進めていく。1つ目の柱として「地域経済を牽引する企業の集積」を進めていく。県内に加え、首都圏や関西圏を重点地域として位置づけ、マザー工場や拠点化工場の立地を働きかけていく。2つ目の柱として「先端科学技術の産業応用を進める知の拠点の立地」に取り組み、自動運転やスマート農業などの実証フィールドの形成を支援していく。3つ目の柱として「小さくても高い付加価値を生む企業の立地」に取り組み、ICT企業の拠点整備を支援するほか、ベンチャー企業と県内企業のマッチング等を進めていく。

#### (7) 次世代産業を牽引する研究開発の推進

- ・ 本県産業の新たな成長に貢献することを目的として産学官の連携により重点的に実施する新成長戦略研究に取り組み、有識者による客観的評価を踏まえ効率的・効果的に研究を進めた。この結果、令和元年度の新成長戦略研究の成果の新たな実用化件数は、目標値を上回ることができた。引き続き、5研究所が連携した総合研究体制により本県産業の成長に貢献する研究開発を推進するとともに、研究成果の迅速な普及につなげる。

#### (8) 中小企業の経営基盤強化

- ・ 中小企業の生産性向上や経営力強化、ビジネス機会創出を目指し、「静岡県I・T活用研究会」を中心に、セミナーやビジネスマッチング、分科会における研究活動等を実施した。この結果、令和元年度の静岡県I・T活用研究会の会員数は累計276社・団体に増加している。引き続き、I・T活用研究会会員のI・T導入を支援する。
- ・ 中小企業の製造現場へのI・T技術や設備の導入を促進するため、工業技術研究所に最新のI・T機器の展示やセミナールームを備えたI・T導入支援拠点（静岡県I・T推進ラボ）を整備した。この結果、民間企業8社の機器を展示し、実習、セミナーも開催した。引き続き、実機を活用したセミナーや実習などを行い、中小企業の製造現場へのI・T技術や設備の導入を促進する。
- ・ BCPの指導者の養成講座や静岡県BCP研究会を開催し、人材育成と最新情報の共有を図るとともに、BCPを実際に策定しようとする個別企業や業種別組合等に対して専門家を派遣し、BCP策定を具体的に指導した。一方、「県内の従業者50人以上の企業

におけるBCP策定率」及び「県内の従業者49人以下の企業におけるBCP策定率」は、策定に必要なノウハウ、人材、資金の不足などの理由により、それぞれ策定率は微増に留まっている。引き続き、BCP策定に関して中小企業が抱える問題を解決するため、きめ細かな支援をしていく。

- ・ 中小企業の経営革新計画を支援するため、中小企業等経営強化法の制度普及・指導等を行うとともに、承認した経営革新計画の実現のため、新商品開発等の取組に助成した。その結果、令和元年度の「経営革新計画承認件数」は536件で、総合計画目標である平成30年度から令和3年度の4ヵ年累計で1,720件(単年度430件)の目標を達成した。引き続き経営革新制度の普及と経営革新支援体制の充実を図り、案件の掘り起こしを行っていく。
- ・ 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、「事業承継ネットワーク」による事業承継診断を通じた支援ニーズの掘り起こしを進め、事業引継ぎ支援センター及びプッシュ型支援事業と連携した個別支援を行った。その結果、令和元年度の事業承継診断実施件数は6,700件と総合計画の活動指標である毎年度5,000件を上回った。引き続き、事業承継ネットワーク構成各機関との連携強化により、事業承継診断を一層進め、事業承継計画の策定等の個別支援を行っていく。
- ・ 地域商業の活性化を図るため、サポート・ミーティング等を実施し、リノベーションまちづくりを担う人材を育成したほか、特設WEBサイト等により「ふじのくに魅力ある個店」の情報発信を行った。ふじのくに魅力ある個店WEBサイト閲覧回数は、魅力ある個店の登録件数が減少していることなどから伸び悩んでおり、23,133回/月と現状値を下回った。このため、観光協会や金融機関等、新たな登録依頼先を開拓して、登録店舗の増加を図るとともに、個店連携や新型コロナウイルス感染症防止対策の取組事例等を掲載するなど、特設WEBサイトの充実に取り組んでいく。
- ・ 大学発ベンチャーの継続的な創出を図るため、県と民間シード・アクセラレーターが協力し、県内理工系大学の技術・研究シーズの発掘や起業に向けたビジネスプランの策定等を支援した。具体的には、起業化・事業化が有望と見込まれる研究シーズを有する支援対象者(チーム)を10件選出して伴走支援を行い、このうち4件が起業に向けた具体的な計画を策定した。引き続き、大学発ベンチャーを継続的に創出する体制を強化するとともに、民間シード・アクセラレーターを活用して事業化の加速を支援していく。
- ・ 県制度融資により、中小企業のライフステージに応じた資金、次世代産業への参入や新たな事業展開に係る資金の調達を支援した。令和元年度は、「地震リスク分散資金」の制度延長や「事業承継資

金」における持株会社の株式取得資金の対象追加などの制度改正を行った。企業の設備投資意欲を背景に、利用金額は前年度比19.1%増の564億3,756万円余となった。今後も、中小企業が利用しやすい制度となるように改善を図るとともに、制度の周知を行い、県制度融資の利用を促進していく。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が拡大したため、県制度融資「経済変動対策貸付」に「新型コロナウイルス感染症対応枠」を新設し、融資枠の拡大、保証料補助、融資限度額の拡大、利子補給率の引上げ等により、中小企業の年度末決済に係る資金繰り支援を適時適切に行った。今後も、国の緊急経済対策を踏まえ、中小企業の事業継続を支援していく。
- ・ 大規模な災害や経済変動に備え、県制度融資「中小企業災害対策資金」に係る保証料補助制度を創設し、令和元年台風19号による被害、新型コロナウイルス感染症対応枠に対し、保証料補助を実施した。今後も、引き続き、制度の周知を行い、大規模災害や経済危機時における迅速な資金調達支援に取り組んでいく。

#### (9) 地域産業を牽引する研究開発の推進

- ・ 中小企業が直面している生産技術や新製品開発等の幅広い課題に対応するため、工業技術研究所に開設している「ものづくり産業支援窓口」が中心となり、大学や産業支援機関等とも連携して、開発段階から事業化段階まで一貫して支援した。その結果、工業技術研究所の技術指導件数や依頼試験件数は着実に増加しており、試験データの信頼性の確保に努めている。また、試験施設の整備や試験検査機器の計画的な整備を着実にやっている。

#### (10) 農芸品の生産力強化と販路拡大

- ・ A O I プロジェクトでは、A O I - P A R C を拠点に農業の飛躍的な生産性向上を図る革新的技術の開発と農業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進に取り組んだほか、開発成果の農業現場での普及を推進するため、A O I - P A R C 周辺の6 J A と連携協定を締結した。この結果、産学官金連携の場であるA O I フォーラムの参画会員数が214となり、会員間のオープンイノベーションによる研究開発件数が累計43件まで増加するとともに、そのうち7件の取組が商品化・サービス化などの事業化に結び付いた。今後は、A O I フォーラム参画者の更なる増加を図ることに加え、生産者や農業団体と連携した新技術の実証試験を促進する仕組みの構築や、A O I 機構の支援体制の充実等を行うことで、プロジェクトの研究開発成果の事業化を加速させていく。
- ・ 農芸品の海外輸出を促進するため、生産者へのG A P（農業生産

工程管理) 研修会や指導者養成により、国際水準GAPの新規認証取得を支援した。引き続き、国際水準GAPの新規認証取得を推進する。

- ・マーケットインの観点から、市場の求める農芸品の需要に的確に応えていくため、農業団体等と密接に連携しつつ、お茶や野菜、畜産物等の生産・供給体制の充実を図った。
- ・農地中間管理機構を活用して、地域を中心となる経営体への農地集積を促進したが、担い手が不足している地域と、地域外の担い手とのマッチング体制が十分でなかったことなどの理由から、令和元年度の農地集積面積は610haとなり、目標の1,200ha/年を下回った。今後は、規模拡大を目指す農業経営体が広域的に農地確保を図る仕組みづくりに取り組んでいく。
- ・静岡茶の新たな価値や需要の創出、需要に応じた生産構造への転換等による茶業の再生を図るためのプラットフォーム「Cha Open Innovation (ChaOI) フォーラム」を設立した。
- ・「静岡県茶業振興条例」に基づき総合的な茶業振興施策を進めるとともに、「茶業研究センター」の再整備に向けて、学識経験者や茶業関係者等から成る整備基本計画策定委員会を設置し、研究の方向性や機能強化について検討し、同センターの「整備基本計画」を策定した。その結果、「世界市場を見据えた茶の先端研究開発とオープンイノベーションの拠点」を目指し、ChaOIフォーラムと連携したお茶の新たな価値を創造する技術の開発に向けた機能を強化していくこととなった。今後は、「茶業研究センター整備基本計画」に基づいて、施設整備に取り組む。
- ・畜産物の安定的供給体制の構築に必要な「食肉センター」の再編整備を進めるため、静岡県食肉センター再編推進協議会において、「食肉センター再編整備計画」を作成した。また、県内の畜産経営基盤を強化するため、省力化や臭気対策に必要な設備等の導入を支援した。
- ・豚熱(CSF)の県内養豚場での発生防止のため、約16万頭の飼養豚へのワクチン接種や、野生イノシシの捕獲強化及び野生イノシシへの経口ワクチン散布等により、防疫対策の徹底・強化を図った。また、野生イノシシは1,329頭の検査を行い、161頭の陽性を確認した。今後も防疫対策を継続し、豚熱の県内養豚場での発生防止を図る。
- ・農業競争力強化を目指す産地や生産条件の不利な中山間地域を対象とした高収益・低コスト化を可能とする区画整理、暗渠排水・農道等の基盤整備や、農業水利施設の長寿命化・高度化を図る施設の再整備を、計画的に推進した。これらの取組により、令和元

年度までに高収益・低コスト化を可能とする3,123haの農地基盤整備と、32施設の基幹農業水利施設の更新整備が進んだ。引き続き、計画的に事業を推進し、農家の所得向上及び用水の安定供給の確保に取り組んでいく。

- ・ 茶園の区画整理を推進する「茶産地構造改革基盤整備プロジェクト」、水田の汎用化を推進する「高収益作物等生産拡大基盤整備プロジェクト」に取り組み、基盤整備の事業化を戦略的に推進した。これらの取組により、令和元年度から茶園の区画整理3地区（25ha）及び水田の暗渠排水整備8地区（254ha）に着手した。引き続き、基盤整備を効率的かつスピード感を持って進め、本県農業の競争力強化を図る。
- ・ 林業の成長産業化に向けて、スギ・ヒノキ人工林の齢級構成の平準化と木材の生産性向上を図るため、エリートツリーやコンテナ苗等の新技術を活用した「低コスト主伐・再造林」の確立に取り組んだ。低コスト化をさらに促進するため、実証結果の普及、新技術の導入の拡大、定着に向けた取組が必要である。木材生産の労働生産性向上を一層図るため、航空レーザ測量と森林情報解析等のICT技術を活用した生産適地の選定により、主伐・再造林を促進するとともに、林業イノベーションに関する情報共有を図るフォーラムを立ち上げ、県ホームページやSNS等の活用や林業先端展示会を通じて先端技術情報を共有するなど、林業イノベーションを推進する。
- ・ 県産材製品の需要拡大を図るため、住宅助成、木材製品の需要動向や県内供給体制等の調査、東京2020オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザの整備協力を通じた品質と供給力のPR等に取り組んだ。「公共部門の県産材利用量」は目標を達成している。今後は、木材製品需要の大半を占めている住宅分野のシェア拡大に加え、非住宅分野の新たな需要の獲得に向け、供給体制強化と販路開拓を促進する支援を展開していく。
- ・ 県内木材加工施設に県産材丸太を安定的に供給するため、間伐等の森林整備及び路網整備を実施した。この結果、令和元年の丸太生産量は、低コスト主伐・再造林の促進や利用間伐の定着により、前年度より2.3万 $\text{m}^3$ 増の47.6万 $\text{m}^3$ /年となり、木材生産の増産が図られた。今後は、引き続き、森林整備や路網整備の支援を行うとともに、50万 $\text{m}^3$ /年の達成に向け、生産適地での路網計画の策定、ドローン等を活用した管理業務の省力化などに取り組んでいく。
- ・ 山地に起因する災害から県民の生命及び財産を守るため、災害の危険性が高い箇所や台風等の豪雨による災害発生箇所において、溪流工事や山腹工事等を実施した。この結果、山地災害危険地区の整備地区数は前年度から12地区増加し、4,092地区となった。今

後も効率的・効果的な事業の執行に努めるとともに、整備した施設の適正な維持管理のため、治山パトロール等により点検を行う。併せて、山地災害危険地区の周知等により、地域住民の防災意識を向上し、災害の未然防止を図る。

- 水産業では、新鮮で付加価値の高い県産水産物を供給する地場流通体制づくりに取り組むとともに、新たに業界横断型の総合的な相談体制の整備や、漁業者等の新たなアイデアの実現を支援する水産イノベーション対策を推進した。この結果、令和元年度は「水産物の新たな流通体制構築・高付加価値化取組」の件数が8件となり、目標（毎年度5件）を達成した。引き続き、生産・流通段階の新たな取組の定着と課題の解決に向けた取組を継続していくとともに、ICT等の活用により流通改革を更に促進する中で、高付加価値化等の取組を支援し、魚価・漁業所得の向上を図る。また、水産資源の成育環境等の分析・調査体制を強化することで、サクラエビをはじめとする多くの魚種について適切な資源管理に取り組んだ。この結果、令和元年度は「水産物の効果的な資源管理に向けた新たな取組」の件数が3件となり、目標（毎年度3件）を達成した。今後も資源回復に向けた取組を継続・強化していくとともに、漁業取締船などによる取締りの強化、漁業者の意識向上、遊漁者への採捕ルールの周知等について着実に実施していく。
- 本県農林水産物の販路拡大と生産拡大を図るため、最新の市場動向等を踏まえた、「ふじのくにマーケティング戦略2020」を取りまとめた。また、首都圏等のニーズに対応した県産品の供給力拡大を図るため、生産者団体等と連携した首都圏スーパー等におけるプロモーション活動による安定的販路の確保や、市場ニーズの高い品物の生産拡大を支援した。あわせて、マーケティング拠点の整備に向けた運営体制の検討等を実施した。この結果、「首都圏における富士山しずおかマルシェでの県産品販売額」は着実に増加している。今後は新型コロナウイルスの収束後を見据え、デジタルを活用した販路拡大や、中央日本四県による経済交流圏の創出を目指した消費拡大の取組を推進する。
- 6次産業化に取り組む農林漁業者等を総合的に支援するため、6次産業化サポートセンターを運営し、相談への対応や専門家の派遣による助言指導を行った。また、新商品の表彰や、研修会、展示商談会の開催等により、生産者の販路開拓を支援した。この結果、6次産業化等の新規取組は順調に進んでいる。引き続き、農林漁業者等の経営改善戦略の策定や実行を支援することにより、市場に求められる商品作りを進めるとともに、オンラインによる商談力の向上や展示商談会の開催等による販路開拓を支援する。

#### (11) 担い手の確保・育成

- ・ニューファーマーの自立就農支援や農家後継者の新分野への進出を支援するため、就農前の研修期間や就農直後の所得を確保する資金を交付した。
- ・就農希望者に対する就農相談や短期の農業体験のほか、先進的な農業法人及び農林大学校での実践的な研修及び教育を行い、新規就農の促進、人材育成に取り組んだ。今後も、資金交付や実践的な研修制度等により新たな担い手や雇用就農者を確保していくとともに、農林大学校から移行する農林環境専門職大学においては、高度な人材の育成を図っていく。
- ・子どもとその家族等が多様な農業体験ができるよう、体験機会の提供・情報発信を行うとともに、農業体験農園の開設を支援した。引き続き、農業への理解向上と将来の農業の担い手となる人材養成を進める。
- ・「全国農業担い手サミット」を令和元年12月に本県で開催し、全国の担い手との相互研さん、交流を図るとともに、本県農業の魅力を全国に発信した。今後は、本県農業者の経営発展への意欲の向上や、組織活動の活性化につなげていく。
- ・森林技術者の確保のため、林業への新規就業の促進、森林管理や木材生産等の専門的な知識及び技術を有する人材の育成、林業経営体の組織力向上等に取り組んだ。新規就業者数は、離職者数とほぼ同数であり、林業就業者の数は、ほぼ横ばいで推移している。また、新卒者の割合が2割を下回っていることから、若年層の人材を確保する必要がある。このため、高校での出前講座の実施など、若年層に対して林業の魅力の発信を強化していく。
- ・学生募集の広報活動に精力的に取り組むとともに、実習の充実等による教育内容の質の向上を図り、また卒業後の支援体制を整備することで、過去30年で最大となる25名の卒業生を輩出する等、漁業高等学園における漁船乗組員の養成に一層注力した。今後も新規漁業者の育成・確保に向け、全国に向けて漁業高等学園のPRを強化し、質の高い多くの新規漁業就業者の確保を図るとともに、卒業後の就業定着をフォローできる体制整備を進め、水産業界にとって即戦力となる人材輩出機能を高める。

#### (12) 農山漁村の再生

- ・大規模地震時における農業用施設の被災を防止し、周辺の人家等の安全・安心を確保するため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と連携し、緊急的に必要な基幹農業水利施設や農業用ため池等の耐震対策を推進した。これらの取組により、令和元年度までに、「地震・津波対策アクションプログラム

2013」に位置付けられた農業用ため池等263箇所について、耐震性の確認や耐震工事が完了した。今後は、進捗管理を徹底するとともに、市町や関係機関と情報を共有し、ハード・ソフト両面から、より実効性の高い施策を推進していく。

- ・ 持続可能な農山村づくりに向けて、荒廃農地の発生を防止し農業の多面的機能を確保するため、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」の各制度を活用した取組により、多様な主体が参画する農地や農業用施設の保全活動を支援した。これらの取組により、ふじのくに美しく品格のある邑づくり活動への参画者は73,369人に拡大した。今後は、ウェブサイトを活用した県内外への広報等により、地域の協働活動を積極的に支援するとともに、企業や福祉事業所等の多様な主体が関わる機会を創出し、活動の拡大や質的向上を促進していく。
- ・ 地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき、市町等が実施する地籍調査を支援するとともに、被災時に県管理の公共土木施設の早期復旧を図るため、津波浸水想定区域内の緊急輸送路等の官民境界の土地情報を整備した。これらの取組により、令和元年度までに、津波浸水想定区域内の実施率は82.7%となった。引き続き、県単独事業により官民境界の明確化を先行するとともに、公共工事の測量成果の活用等により、総合的に地籍調査を推進していく。
- ・ 令和元年度から譲与が始まった「森林環境譲与税」により市町が行う地域の実情に応じた森林整備等の施策が円滑に進むよう支援した。市町の森林整備の取組を支援するため、新たに人材バンクを設置し市町の依頼に基づき専門技術者を派遣した結果、29の市町で森林環境譲与税を活用した森林整備の取組が進んだ。森林環境譲与税を活用した取組の先進事例等について取りまとめ、これから取組を進める市町に紹介するとともに、専門技術者を市町に引き続き派遣するなど、森林環境譲与税による市町の取組を支援する。
- ・ 公益性が高いにもかかわらず、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備すべき荒廃森林を対象に、森林（もり）づくり県民税を財源として「森の力」の回復を図るための森林整備に取り組むとともに、県民へ事業成果を情報発信した。「森の力再生事業による整備面積（累計）」は、16,652haと順調に進捗しているが、10年間の全体計画の達成に向けて、年度計画の着実な実施と、事業成果の情報発信に取り組む必要がある。このため、森の力再生事業の年度計画の着実な実施に向け、事業の早期着手を促進するほか、森林（もり）づくり県民税が令和2年度末に前期5年の課税期間が終了することから、事業の進捗状況、効果等を踏まえ、タウン

ミーティングの開催などにより県民意見を聴取し今後の対応を検討する。

- ・ 有事には津波に対する多重防御の一翼を担う“ふじのくに森の防潮堤づくり”について、マツが枯損している区間での保安林の再整備に加え、マツが枯損していない区間においても保安林の機能強化に着手した。この結果、令和元年度までの整備延長は約8.7kmに達した。今後も、各市が行う防潮堤の嵩上げの進捗に遅れることなく、防災林の再整備・機能強化を推進していく。
- ・ 水産業では、漁協直営食堂の運営支援等により、地場水産物の認知度向上を図り、人々の「浜への回遊」の拡大に取り組んだ。この結果、漁協直営食堂集客数は45万人と前年比6万人の減少となったが、サクラエビ不漁の影響により大きく集客を減らした店舗を除いた9店舗の合計では、平成28年度比で集客増となった。今後も、漁協直営食堂への誘客の更なる増加に向けて、民間企業をはじめ、周辺観光施設や体験施設等と連携したポケットマップの作成やスタンプラリー等のイベントを実施していくほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を踏まえた食堂等のテイクアウト販売やネット販売のPRを行い、コロナ禍の長期化も見据えた更なる集客力の向上を図る。

### (13) 都づくり

- ・ 食文化の創造に貢献する「ふじのくに食の都づくり仕事人」や企業・団体の表彰、各地域における仕事人と生産者・県民との連携強化、小学生を対象とした出前授業、ワークショップや交流会等の開催を通じて、「食の都」づくりを推進した。また、国籍、宗教を問わず誰もが安全、安心な静岡の食を体験できる「食の都」の内なる国際化を推進するため、セミナーの開催やアドバイザー派遣による個別コンサルティングのほか、ハラルポータルサイトの運営やムスリム向けガイドブックの作成など、ムスリム向けの情報発信を実施した。この結果、「食の都」づくりに関する表彰数は順調に推移している。引き続き、「しずおか食セレクション」「ふじのくに新商品セレクション」のブランド力の向上を図るとともに、仕事人や仕事人と連携した地域の取組を推進する。また、仕事人店舗におけるピクトグラムや外国語メニューの導入などの取組を支援し、「食の都」の内なる国際化を推進する。
- ・ 「第7回世界お茶まつり」を「つなごうOCHA」をテーマに、春は「ふじのくに茶の都ミュージアム」を中心に広域開催し、秋は「グランシップ」を主会場として集中開催した。また、茶の都しずおかの拠点施設である「ふじのくに茶の都ミュージアム」では、企画展や調査研究、体験メニュー等を通じて、国内外へ静岡

茶の魅力を発信した。

- ・「花の都」づくりを推進するため、県産花きの販路拡大を目的として、全国の花き市場や量販店、小売店等を対象に商談会を実施した。また、消費拡大を図るため、企業に「お花自慢の職場宣言事業所」への登録を推進したほか、若者向けにはフラワーデザインコンテストを実施した。さらに、「～浜名湖花博15年目の春～浜名湖花フェスタ2019」の開催や「北京国際園芸博覧会」への出展を通じ、県産花きの需要喚起に取り組んだ。

#### (14) 県産品の輸出拡大

- ・県産品の輸出拡大を図るため、県産品の海外販路拡大にチャレンジする人材・事業者や商社機能を担う事業者の支援等を実施するとともに、産地形成に向けた取組の支援や海外での商談会の開催、海外バイヤー招聘等により、県産農林水産物等の輸出を支援した。この結果、「県の海外市場開拓支援による県産農林水産物新規輸出成約件数」及び「輸出商談会・見本市等参加事業者数」は順調に推移している。今後は、民間主導による地域商社機能の構築や、清水港を活用した青果物の輸出商流の構築による輸出拡大を目指す。
- ・TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定の発効等を契機として、県産品の輸出拡大や、地域企業の海外展開支援等、世界市場を見据えた積極的な施策を展開した。

#### (15) 県内企業の海外展開支援

- ・海外展開を図る県内企業に対して、海外展開支援事業（海外派遣人材育成事業、海外展開コンサルティング事業、海外ビジネス支援事業）を通じ、国内及び現地での支援を実施した。各種支援制度について海外展開に取り組む企業の着実な利用につながっている。新たにリモートによる支援を導入するなど、更なる利便性の向上を図りながら、海外展開に向けた検討から具体的な実施に至るまで、各段階に応じた支援を引き続き行っていく。

#### (16) 海外経済ミッション等の受入れ等による海外活力の取り込み

- ・海外との経済交流拡大に向け、モンゴルにミッションを派遣したほか、浙江省やタイ等からの海外経済ミッション受入れを実施した。ミッション派遣や受入れをきっかけとした企業間交流が行われており、引き続き、(公社)静岡県国際経済振興会、ジェトロなど関係各機関と連携し、企業の海外展開を支援していく。

#### (17) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 地産エネルギーの導入量増加を推進するため、市町や民間事業者が行う小水力、バイオマス及び温泉エネルギーの利活用等を支援した。今後も「ふじのくにエネルギー総合戦略」に基づき、地域の特色あるエネルギー資源を活用し、新エネルギー等の導入を促進する取組を進めその目標を着実に達成するための取組が必要である。
- ・ ふじのくに F C V 普及促進協議会を開催して F C V 及び水素ステーションの最新動向を共有し、次世代エネルギーとして期待される水素を活用した燃料電池自動車の普及促進を図った。また、県内の水素ステーションを活用して親子見学会を行い、水素エネルギーの普及啓発を図った。
- ・ 御殿場市内に設置される水素ステーションの整備に助成したことで、本県の東・中・西部に水素の供給拠点が揃い、県における F C V の利用可能エリアが拡大した。

#### (18) 省エネルギー社会の形成

- ・ エネルギーに関する情報を収集、整理し、県民に情報を発信した。
- ・ 電気自動車用充電器の維持管理や位置情報の広報により次世代自動車の普及を図った。また、賀茂・東部・中部・西部の4地域局に次世代自動車及び外部給電器を整備し、訓練において災害時非常用電源としての有用性を確認して、次世代自動車の普及啓発を図った。しかし現状では E V 等の普及が十分に図られていないため、充電器の整備も遅れている。経済産業省が策定した E V ・ P H V ロードマップや静岡県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンに基づき、整備を進めていく必要がある。E V や P H V 等の次世代自動車の普及については、災害時における非常用電源としての活用を P R することで、県民の次世代自動車に対する認知度向上につなげていくことが必要である。

#### (19) エネルギー産業の振興

- ・ 県内市場をターゲットとした安価な小型バイオマスプラントの事業化に向けて支援した。この結果、小型メタン発酵プラントの事業化に向けて、多様な製造品種別の実証試験の実施によるプラントの改良などが着実に進んでいる。
- ・ 創エネ・蓄エネの技術開発を促進し、次世代産業の創出を図るため、平成30年度に設置した「静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会」を通じて、講演会やビジネスマッチング交流会、ワーキンググループ活動、先進地視察を実施した。また、ワーキンググループのうち2つのプロジェクトについて、実証のための助成を

行った。この結果、県内企業等による創エネ・蓄エネに関する技術開発や実用化に向けた取組が促進された。

- ・ I o T 技術を活用し、太陽光や風力といった再生可能エネルギー等の発電量と家庭や事業所が利用する電力量等のデータを集約し、蓄電池の遠隔操作等により、地域内の電力の需要と供給を効率的に調整するシステム（地産地消型バーチャルパワープラント）の意義や展望、先進事例を紹介し、普及を図った。この結果、協議会において、事業者による実証事業の課題検討を行うことで、V P P（バーチャルパワープラント）への理解促進が図られた。

# 令和元年度主要施策成果説明書

交通基盤部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

富国有徳の美しい“ふじのくに”を実現していくため、「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を指針として、その礎となる社会インフラの整備・活用に取り組んでいる。

施策の実施に当たっては、インフラビジョンに掲げる「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野について重点的に取り組んだ。また、この3分野における施策を効果的・効率的に進めるため、生産性の向上や建設産業の担い手確保・育成に向けた取組を実施した。

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり
- (2) <活力・交流> 活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり
- (3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり
- (4) <分野共通> 生産性の向上と担い手確保・育成

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) <安全・安心> どこに住んでも安心して暮らせる日本一の安全な県土づくり

#### 【地震・津波災害対策】

- ・東日本大震災等の大規模な災害に対する復旧・復興活動の支援で得られた教訓や知見を活かして策定した「交通基盤部事前復興行動計画」に基づき、検討項目の具体化を図り、大規模災害に備えた取組を推進した。

今後、交通基盤部事前復興行動計画の取組成果について周知を図るとともに、引き続き大規模災害に備えた取組を推進していく。

- ・「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、大規模地震時の緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震対策や無電柱化など、防災・震災対策を実施し、信頼性の高い道路ネットワークの整備を推進した。

今後も引き続き、橋梁の耐震対策等の防災・震災対策を着実に推進していく。

- ・住民の避難、各地の産業、環境、景観等に配慮し、地域の特性を踏まえた最もふさわしい津波対策「静岡方式」を県内全域で展開している。河川、海岸、港湾及び漁港における津波による被害を軽減するため、水門の建設、堤防の嵩上げ、護岸・胸壁等の津波対策施設の整備や、水門・陸閘の自動化、遠隔操作化、施設の一元管理を可能とする津波・高潮防災ステーションの整備等を、情報伝達体制の構築と合わせて総合的に推進した。

「静岡モデル防潮堤」の代表箇所である浜松市沿岸域の防潮堤の整備については、浜名湖今切口から天竜川までの17.5km区間において寄附金等による整備を推進した。

整備が必要な海岸延長の約半分を占める伊豆半島沿岸について、景観や海岸利用との調和が可能な津波対策が求められていることから、50の地区で地区協議会を開催し、32地区において津波対策の方針が取りまとまった。その他地区においても地域住民等との合意形成を加速し、津波対策の方針を取りまとめていく。

- ・大規模地震時の汚水処理機能を確保し、公衆衛生問題の発生を防止するため、流域下水道施設の耐震化を進めた。

今後も引き続き、施設の耐震化により震災対策を着実に推進していく。

#### 【風水害・土砂災害対策】

- ・風水害の被害軽減を図るため、河川、海岸の整備を推進するとともに、想定を超える豪雨による大規模な河川の氾濫への備えとして、避難支援対策の充実などの減災対策を国や市町と連携して推進した。

今後も引き続き、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域に基づいた洪水ハザードマップの作成・普及を行う市町を支援するとともに、高潮浸水想定区域の指定に向けた検討を進めていくなど、風水害からの減災対策に着実に取り組んでいく。

- ・土砂災害の被害軽減を図るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の施設整備等を推進するとともに、被害のおそれのある区域の明示、避難を促す情報の提供、避難訓練の実施等の避難支援対策の充実を図った。また、令和元年度末に県内全ての土砂災害警戒区域の指定

が完了した。

今後も引き続き、関係部局や市町、地域住民と連携し、ハード・ソフト両面からの総合的な土砂災害対策を推進していく。

#### 【交通事故防止対策】

- ・交通事故を削減し、安全で快適な歩行空間を創出するため、交差点の改良や歩道の整備を推進するとともに、歩行空間の円滑な移動を確保するため、バリアフリー化に取り組んだ。

今後も引き続き、安全な道路環境を確保するため、県民に身近な道路整備を着実に推進していく。

#### 【社会インフラの維持管理】

- ・限られた予算の中で社会インフラの最適な維持管理・更新を行うため、「社会資本長寿命化行動方針」に基づき、舗装、橋梁、ダム、係留施設（港湾・漁港）など 25 工種について予防保全管理を進めることとし、平成 30 年度までに施設毎の「中長期管理計画」の策定を完了した。令和元年度は、中長期管理計画に基づき、各施設の点検や補修などを実施するとともに、点検・診断結果や補修工事の着手率等を公表するなど、長寿命化の取組を推進した。

今後も引き続き、策定した中長期管理計画に基づき、点検や補修など適正な予防保全管理による長寿命化の取組を推進していく。

### (2) <活力・交流>活発な経済活動と快適な交流を支える交流ネットワークづくり

#### 【道路網の強化】

- ・広域道路ネットワークを構築するため、東西交通の軸である新東名高速道路の御殿場ジャンクション以東に加え、南北交通の軸となる中部横断自動車道、三遠南信自動車道及び伊豆縦貫自動車道といった高規格幹線道路の整備を促進するとともに、これらと一体となって機能する地域高規格道路や主要幹線道路の整備を推進した。

今後も引き続き、高規格幹線道路の早期完成等を関係機関に働き掛けるとともに、地域高規格道路等の整備を推進していく。

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場（伊豆市）への選手、大会関係者、観客等の安全かつ快適な移動を確保するため、アクセス道路の整備を推進した。

令和2年7月までにアクセス道路の整備が完了したことから、今後も引き続き、誰もが安全で快適に利用できるよう計画的に道路整備を推進していく。

#### 【持続可能で活力あるまちづくりの推進】

- ・市街地では、交通の快適性・利便性の向上を図るとともに、地域の発展を牽引する都市機能の高度化を目指し、街路事業や市街地開発事業などにより、都市基盤の整備を推進した。

今後も、市町や住民と連携を図り、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・バス交通の維持・確保や自動運転の実証実験、地域鉄道の安全対策のほか、天竜浜名湖鉄道の経営計画の推進を支援した。

今後も引き続き、県民の生活を支える鉄道、バス等の公共交通の維持・活性化を図る諸施策に取り組んでいく。特に、運転手不足等の課題に対応するため、自動運転の導入に向けた実証実験を推進していく。

- ・生活排水処理については、各地域の実情に応じて、下水道や集落排水などの集合処理と合併処理浄化槽による個別処理を適切に選択し、処理施設の計画的な整備を推進した。

今後も、引き続き、市町と連携を図り、より効率的な生活排水処理施設整備を推進していく。

- ・県営都市公園において、指定管理者制度の導入による効率的な管理運営と利用者サービスの向上を推進した。また、遠州灘海浜公園（篠原地区）については、平成28年度に策定した遠州灘海浜公園基本構想を踏まえ、防災・スポーツの拠点整備を目指し、公園基本計画策定に向けた取組を進めた。

今後も引き続き、利用者数の増加や利用者満足度の向上に努めていく。

#### 【港湾機能の強化と利用促進】

- ・本県産業を支える国際物流機能の強化を図るため、国際拠点港湾である清水港において、交通ネットワークと連携した国際海上コンテナターミナル等の整備を推進した。

今後も産業を物流面で支え、県内企業の競争力維持を図るため、船舶大型化への対応など利用者から求められる港湾機能の拡充について推進していく。

- ・港湾の利用促進を図るため、外航コンテナ船定期航路及び内航RORR船定期航路に対する港湾使用料等のインセンティブの実施、官民一体となったポートマーケティング活動などにより、航路維持、新規航路誘致及び新規荷主の獲得に取り組んだ。

交流人口の拡大の観点からは、県内各港の客船誘致組織と連携し国内外のクルーズ船社等に対する誘致活動を行った。また、清水港の国際クルーズ拠点形成に向けて、連携するクルーズ船社ゲンティン香港と、C I Q（税関、入国管理、検疫）機能を備えた旅客施設の整備に向けた調整を行うとともに国土交通省の国際クルーズ旅客受入機能高度化事業を活用し、旅客上屋等の改修など周辺環境整備を行った。

今後も引き続き、各港のポートセールス実行委員会を通じたセミナーや視察会の開催、静岡県RORR船利用促進協議会を通じた利用者説明会の開催等による効果的なポートマーケティングを、新型コロナウイルス感染症による移動制限等の状況を踏まえつつ展開していく。また、クルーズ船に関しても、引き続き県内誘致組織を束ねる全県的な連絡協議会を活用して、誘致活動の情報共有を図るとともに、官民連携による清水港国際クルーズ拠点形成を着実に推進していく。

#### 【競争力の高い富士山静岡空港の実現】

- ・富士山静岡空港への新幹線新駅設置が、空港へのアクセスや周辺地域にもたらす効果について検証した。

今後は、これまでに得られた成果を活用し、新駅設置による効果や影響を周辺地域の方々に説明していく。

#### 【水産王国静岡の持続的発展の推進】

- ・漁業における生産流通の効率化、漁港施設の長寿命化対策など水産物供給体制の強化を図り、漁港漁村の計画的な整備を推進した。

今後も、関係機関等と連携し、水産物の供給体制の強化に取り組むとともに、漁港や漁村が有する魅力や機能が発揮できるよう、計画的に整備を推進していく。

(3) <環境・景観> 自然や歴史・文化と調和する人々の憧れを呼ぶ美しい景観づくり

**【地球環境の保全の推進】**

- ・建設工事に伴って排出される建設副産物のリサイクルを推進し、コンクリート殻やアスファルト殻などの再資源化率の向上を推進した。

今後も、建設リサイクル推進計画に基づく施策を推進することにより、なお一層の再資源化率の向上を目指していく。

- ・自動車排出ガスに含まれる二酸化炭素の排出を抑制するため、走行時間の短縮効果が大きいバイパス整備や交差点改良といった道路における渋滞対策を推進した。

今後も、関係機関等と連携し、効果的な交通渋滞対策を推進していく。

- ・持続可能なエネルギー体系を構築し、施設の維持管理費を軽減するため、小水力発電の普及を推進した。令和元年度は、太田川ダムにおいて、非常時の電源確保によるダム管理機能の強化を図るため、小水力発電設備の整備を推進し、令和元年12月下旬から運用を開始した。

今後も、エネルギーの地産地消を推進するため、奥野ダム、太田川ダムを活用した小水力発電施設の運用を行っていく。

**【豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成】**

- ・全ての河川を対象として、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するための多自然川づくりを推進した。

今後も引き続き、河川整備にあたっては、多自然川づくりに配慮した整備を推進していく。

- ・佐鳴湖において、平成27年3月に策定・公表した「～みんなで作る佐鳴湖～佐鳴湖水環境向上行動計画」の目標達成に向け、下水道整備等の流域対策とともに、流域住民等によるヨシ刈り、クリーン作戦による浄化活動など、地域と一体となった浄化対策を行った。

今後も引き続き、市民、企業、行政が連携し、佐鳴湖の水環境改善の取組みの定着を図るとともに、令和2年度からの次期行動計画では次世代を担う人材育成を加え、持続可能な取組体制を確立し、継続的な環境保全に取り組んでいく。

- ・世界文化遺産「富士山」の構成資産である三保松原において、砂浜の保全による背後地の防護と景観改善の両立に向け、既設消波堤の撤去や養浜などの取組を推進した。

今後も、背後地の防護及び世界文化遺産にふさわしい景観の両立を図るための取組を推進していく。

- ・平成28年度に策定した「ふじのくに景観形成計画」を着実に実行するため、景観研修会やアドバイザー派遣を行い市町の景観行政を支援した。また、良好な広域景観を形成するため、伊豆半島において進めている屋外広告物の取組を自転車競技ロードレースコース沿線や県内全市町で拡大して取り組むとともに、浜名湖においては、行動計画を策定した。

今後も、市町や住民と連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を推進していく。

- ・遠州灘の美しく豊かな砂浜海岸の復元（浅羽海岸）と、福田漁港の港口埋没対策のため、平成26年度から試験運転を実施していたサンドバイパスシステムについて、平成30年度に策定した機能保全事業基本計画に基づく運用に移行し、環境等の保全に取り組んだ。

今後も、適切なサンドバイパスシステムの運用に努め、海岸と漁港の双方の保全を推進していく。

#### （４）＜分野共通＞生産性の向上と担い手確保・育成

##### 【担い手確保・育成と生産性の向上】

- ・人口減少が進む中、災害の激甚化や担い手不足など深刻化する課題への対応として、先端技術を活用し生産性向上や新たな価値の創造が必要なため、東部・伊豆地域をモデルに「3次元点群データ」を取得し、災害復旧や観光等の様々な分野へ活用し、安全・安心で利便性が高く快適に暮らせる「スマートガーデンカントリー“ふじのくに”」の形成を推進した。

今後も引き続き、3次元点群データの取得とオープンデータ化を進めるとともに、官民連携によるデータの利活用促進を図り、新たな価値の創出を図っていく。

- ・建設産業において、将来的な建設工事の担い手不足により、社会資本

の整備や災害時の対応に支障が生じることが懸念されるため、平成31年3月に策定した「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の働き方改革や担い手の確保・育成などを推進した。

今後も引き続き、「静岡県建設産業ビジョン2019」に基づき、官民が連携し、建設産業の担い手確保・育成対策を推進していく。

- ・交通基盤行政に対する県民の理解と信頼を得て、社会インフラ整備の着実な推進を図るとともに、建設産業の担い手確保を図るため、民間企業と連携した出前講座や建設現場体感見学会等の実施、土木の魅力を発掘する「フォトコンテスト」の開催など、戦略広報の取組を推進した。

今後も引き続き、関係機関等と連携しながら、広く県民に建設産業の魅力を伝えるため、戦略広報の取組を推進していく。

- ・魅力ある地域づくりを行っていくために、道路、河川、砂防、港湾、公園などの分野において、公共施設の計画づくりから美化・保全活動に至るまで、幅広く地域住民・NPO・企業・学生など多様な主体の参加を得て、協働による公共事業を推進した。

今後も引き続き、「協働による地域づくり」に向けた意見交換会や事例発表会の開催、ホームページの「協働のひろば」等を活用した情報発信などにより協働の拡充やレベルアップを図っていく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

出納局

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

公金の適正な執行・管理に対する県民の信頼に応え、厳正で的確な出納事務を執行するため、出納（会計・物品）事務の適正化や総務事務の円滑な推進等に努める。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 出納事務の適正化と内部統制制度の推進

財務会計事務の適正な執行を確保するため、地方自治法、会計法、静岡県財務規則等の規定に基づき、県費及び国費の会計事務の審査、会計事務指導検査や指導・助言を行い、誤り等の未然防止に努めた。また、財務会計事務に携わる職員の資質向上を図るため、目的や対象者別に区分した集合研修を実施したほか、財務会計事務のマニュアルの充実に取り組んだ。

全所属を対象とした会計事務指導検査の結果では、文書指示の発生は282所属中25所属で8.9%であった。この割合は前年度の10.2%と比べ1.3ポイント、過去5年間のピーク時、平成26年度の19.9%から11.0ポイント改善した。

不適正な事務処理の発生原因として、組織的な確認不足や職員の知識不足が挙げられることから、組織的なチェック体制の強化や職員の会計事務研修の充実を図る必要があるほか、地方自治法の改正に基づき、令和2年度から財務に関する事務を主な対象とした内部統制制度が施行され、推進部局として、他部局に対してリスク管理に関する指導・啓発に努めていくことが求められる。

今後は、内部統制制度施行を踏まえ、会計事務指導検査や研修内容の改善・充実を図るほか、関係部局と連携して、適正な会計事務処理を推進する体制整備を進める必要がある。

#### (2) 安定した財務会計環境の整備

確実な公金の収納と県民サービスの向上のため、マルチペイメントネットワーク等のICT技術を活用し、県民が公金を納付する際の利便性向上や収納情報確認の期間短縮を図っている。今後も、ICT技術の発達に対応した多様な納付手段を研究し、金融機関等とも連携して、公金の納付・収納環境の向上に努めていく。

#### (3) 公金の効率的な運用

歳計現金及び基金については、地方自治法等の規定に基づき、確実かつ効率

的な運用を行い、その運用益の確保に努めた。

運用益については、近年の長期金利の下降傾向における債券利回りの低下などにより、対前年度比 75.8%と落ち込む結果となった。

運用益確保の取組として、大半の金融機関が預託引合を辞退する状況の中、預託先の開拓を進めたほか、預託方法についても、多様な預託期間を設定し、歳計現金と基金の預託を同日施行するなど、金融機関の資金需要に合った取組を進め、可能な限り運用益の確保に努めた。

マイナス金利政策により、依然として、厳しい資金運用環境が見込まれる中、今後も、経済や金利等の動向を注視するほか、購入債券の長期化により、後年度の運用益の確保に努めていく。

#### (4) 総務事務円滑化と物品事務適正化の推進

総務事務の集中処理による効率化のため総務事務センターを設置・運営し、知事部局全体の給与・旅費等の総務事務について、外部委託を活用した集中処理を行っている。職員への支援・情報提供及び相談の充実、関係所属及び委託業者との緊密な連携等を図り、業務の質の確保に努めている。

引き続き外部委託を活用し、効率的かつ的確・迅速な事務処理に努め、総務事務の円滑化を推進していく。

物品事務については、適正な執行を図るため、物品を管理する全ての所属を対象とした物品事務指導検査を行った。文書指示の定義については、令和2年度からの内部統制制度の導入に向け、見直しを行った。文書指示の発生は 281 所属中 5 所属で 1.8%であった。今後も、検査における指導や研修等を通じて、物品事務の知識や法令遵守意識の周知徹底を行い、物品事務の適正な執行に努めていく。

物品の調達等については、本庁及び総合庁舎における物品・印刷物の集中調達により、効率的な予算執行や適正な事務処理を行うとともに、環境に配慮した物品等の調達を推進した。また、コピーセンター、ワークステーション及びサプライセンターの安定運営に努めた。引き続き、適正かつ効率的、効果的な業務執行に努めるとともに、環境物品や障害者就労施設の物品など、県の政策と連携した物品等の調達を推進していく。

公用車の管理については、集中管理による効率的な車両の維持管理に努め、各所属からの依頼に応じた適時適切な配車、安全運行の確保等をはじめ、車両の削減や軽自動車化等によるコスト縮減を図った。また、交通安全対策の一環として、令和3年度までに全公用車にドライブレコーダーを整備することとし、令和元年度は 444 台の整備を行った。平成 29 年度を初年度とした公用車運用適正化 5 か年計画に基づき、より一層効率的な公用車の管理を推進していく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

議会事務局

## 主要施策説明

### 1 主要施策の実施状況及び評価と課題

議会運営費	485,087,900 円
議員海外調査・議員研修・厚生費	19,210,081 円

#### (1) 「定例会等の開催」

##### ア 定例会・臨時会の開催

定例会は6月、9月、12月及び2月の年4回、臨時会は5月20日に開催した。

合わせて92日間の会期をもって、222件の議案等の審議を行い、そのうち請願4件を不採択とし、その他の議案等については可決、同意、認定又は採択した。

##### イ 常任委員会

次のとおり7委員会において、付託された議案等の審査及び所管事務の調査を行った。

○常任委員会開催日数 (単位：日)

区 分	5 月 臨時会	6 月 定例会	9 月 定例会	12 月 定例会	2 月 定例会	計	平成30年度
総 務	1	2	2	2	4	11	9
危 機 管 理 くらし環境	1	2	2	2	4	11	9
文 化 観 光	1	1	1	1	4	8	6
厚 生	1	2	2	2	4	11	7
産 業	1	2	2	2	5	12	7
建 設	1	2	2	2	3	10	4
文 教 警 察	1	2	2	1	3	9	8
計	7	13	13	12	27	72	50

##### ウ 議会運営委員会

委員11人(自民改革会議：7、ふじのくに県民クラブ：3、公明党静岡県議団：1)で構成され、円滑、効率的な議会運営を行うため、会期、議事日程、議事順序及び議会運営上の問題について協議を行った。

○議会運営委員会開催状況 (単位：日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	平成30年度
日数	0	1	6	2	0	7	2	1	8	0	5	6	38	41

## エ 特別委員会

多文化共生推進、子ども健全育成推進及び決算特別委員会を設置した。

- ・多文化共生推進、子ども健全育成推進特別委員会は、執行機関からの説明や参考人等からの意見聴取などの調査を経て、令和2年2月定例会で調査結果の報告（提言）を行った。
- ・決算特別委員会は、議長、副議長及び監査委員を除く全議員を委員とし、常任委員会を単位とした分科会を設置して審査した。令和元年12月定例会で審査結果の報告を行い、決算が認定された。

### ○特別委員会開催状況

委員会名	定数	設置期間	日数
多文化共生推進	10人	令和元. 6.25～令和2. 3. 4	8日
子ども健全育成推進	10人	令和元. 6.25～令和2. 3. 4	7日
決算	64人	令和元. 9.27～令和元.12. 2	4日

## (2) 「行政・政策調査等の実施」

### ア 自主調査の実施

議会活動に必要な各種情報、資料を収集し、議員が活用しやすいように編集し、提供した。

### ○主な自主調査・刊行物の内容

区分	発行回数	調査・編集内容	発行部数	配布先
議会資料「視点」	年4回	県政における主要事業、県議会及び市町議会の動き、国の動き、先進都道府県の事例紹介等	107部/回	議員等
情報スクラップ	毎月1回	常任・特別委員会ごとに関連する新聞記事を編集（特別委員会分は開催ごとに発行）	121部/回	議員等
新聞社説一覧	毎月1回	新聞（7紙）の社説一覧	77部/回	議員等
各種刊行物索引一覧	毎月1回	全国都道府県議会議長会資料、地方行財政調査会資料及び時事通信社刊行物の索引・件名目録	14部/回	各会派等
県政用語集	令和元年6月（議員任期ごと）	議会や県政で用いられる基礎的用語の解説書	270部/回	議員 執行機関 事務局職員

### イ 受託調査の実施

議員から依頼される受託調査のほか、他の都道府県等からの依頼による調査を実施した。

令和元年度の議員からの受託調査件数は288件で、他の都道府県等からの調査依頼件数は118件であった。

### ウ 議員提案政策条例制定に対する支援

事務局では、条例提案会派における検討の段階から、条例制定の必要性、目的、内容等の明確化のための資料収集、執行機関との事前協議、関係団体訪問の調整等を行い、会派内における条例原案作成を支援している。

令和元年度は条例案検討委員会の新規設置はなかったが、令和2年度に向けて、条例制定に向けた会派内の検討が3月から始まり、事務局として資料収集などの支援を行った。

エ 議員研修会の開催

幅広い視点に立った議員活動の一助とするため、全議員を対象に議員研修会を開催した。

開催日	演題	講師
6月19日	荒ぶる自然災害に向かい合う、 これからの防災・減災	東京大学大学院情報学環特任教授 群馬大学名誉教授 片田敏孝

オ 海外事情調査団の派遣

県議会が政策研究のため海外諸事情調査を実施した。

調査テーマ	派遣場所	派遣人数	派遣時期
産業振興・まちづくり等	アメリカ合衆国	11人	11.9～11.18（10日間）

カ 浙江省友好交流・中国事情調査団の派遣

本県と友好提携を結んでいる浙江省と派遣、受入れを毎年交互に実施している。

令和元年度は、本県が代表団を受け入れた。

目的	内容	団長及び団員数	受入時期
友好交流	議長表敬訪問 視察	団長：戴震華（浙江省人民代表 大会常務委員会委員） 団員数：5人（団長除く）	10.16～10.18（3日間）

キ 図書室の運営

議員の調査、研究に資するため、本県議会関係資料をはじめ、官報や公報、政府刊行物の図書、資料等を収集、保管し、閲覧及び貸し出しを行っている。また、「図書室だより」（新着図書情報）や「早わかり！雑誌インデックス」（雑誌の県行政関連等主要記事の見出しリスト）を毎月発行するなど、議員への情報提供を行った。

○蔵書数

（令和2年3月31日現在）

蔵書数合計	分類別冊数
34,982冊	社会科学 17,444冊（49.9%）、総記 7,012冊（20.0%） 歴史 3,039冊（8.7%）、その他 7,487冊（21.4%）

○図書の貸出者数及び貸出冊数の状況

区分	貸出者数（単位：人）				貸出冊数（単位：冊）			
	議員	議会事務局	執行機関	総数	議員	議会事務局	執行機関	総数
令和元年度	270	330	998	1,598	540	596	2,009	3,145
構成比（%）	16.9	20.6	62.5	100.0	17.2	18.9	63.9	100.0

(3) 「議会広報の推進」

議会の活動内容をより分かりやすく県民に伝えるため、各種媒体を活用して、本会議の質疑や委員会審議の状況等を広く県民に周知した。

ア 広報委員会の開催

議会広報の実施方針や内容について検討するため、広報委員会（委員長：議長）を開催し、広報実施計画、県議会高校出前講座や大学生との意見交換会の実施、ふれあい親子県議会教室の開催、写真コンクール入選作品選考などについて協議した。

イ 県議会だよりの発行、インターネット等による広報

(ア) 県議会だより

定例会において可決した主な議案や本会議の主な質疑、委員会審査の概要等を取りまとめ、県議会だよりとして発行し、県民に周知した。さらに、県内の高校生全員にも配布し、授業等での活用を依頼している。また、県議会だよりの魅力を高めるため、表紙の写真を県民から広く募集する「県議会だより写真コンクール」を行った。

加えて、視覚障害のある人を対象に、県議会だよりの「点字版」「音声版（カセットテープ）」「音声版（一般CD）」「音声版（デージー版CD）」を発行した。

なお、県議会だよりの紙版と音声版についてはホームページにも掲載している。

○発行状況

区 分		発行・作成数	発行時期	配 布 方 法
県議会だより		115～117 万部	各定例会終了後、 おおむね 30 日以内 (年4回)	県内各世帯へ新聞折り込み (一部地域ポスティング) 県出先機関、市町等へ郵送
点字版		375 部		個人、施設、県出先機関、 市町等へ郵送
音声版	カセット	34 本		
	CD	82 枚		
	デージー版CD	69 枚		

(イ) インターネットによる広報

県議会に関する情報をより早く、より広く提供するため、県議会のホームページを開設している。現在、32 項目のコンテンツを掲載し、内容の更新を行っている。

○主なコンテンツ一覧

	名 称	備 考
1	議長のメッセージ	議長定例会等報告についても動画配信
2	議会の日程・質問議員・質問項目	
3	県議会だより	
	声の県議会だより	県議会だよりの音声版
4	本会議インターネット中継 (生中継&録画放送)	令和元年6月定例会より手話通訳映像を挿入
5	議員名鑑	
6	本会議会議録	検索システムを導入
7	しずおか県議会キッズサイト	子供向けサイト
8	委員会会議録	検索システムを導入(常任・特別)
9	議会トピックス、議長交際費	
10	特別委員会報告書	
11	政務活動費	
12	海外事情調査団報告書	
13	若者向け広報動画	高校出前講座や大学生との意見交換会等のダイジェスト映像

ウ 若者向け広報

(ア) 県内大学生向けの情報誌による情報発信

県議会の活動を若者に伝えるため、県内大学生の8割が認知している若者向けの情報誌「静岡時代」(季刊1万部:フリーペーパー)に、大学生の取材や執筆による県議会に関する記事を若者に注目してもらえるような紙面構成により3回掲載した。

(イ) フェイスブックによる情報発信

県広聴広報課が運営しているフェイスブック「静岡未来」に、年間を通じて県議会関連の記事を掲載し、県民に議会を身近に感じてもらえるよう情報発信を行った。

(ウ) 県議会高校出前講座の実施

若者の政治への関心を高めるとともに、県議会を身近に感じてもらうため、県議会議員が県内の高等学校へ出向き、生徒のグループに議員が加わり意見交換等を行う高校出前講座を実施した。

日 程	参加者	内 容
7月9日(火)	県立伊豆中央高等学校 全校生徒約600人、県議会議員1人	学校主催のフォーラムにパネリストとして出席し生徒と意見交換
11月14日(木)	県立金谷高等学校 3年生60人、県議会議員4人	意見交換:テーマ「高3生のわたしの提案!静岡の魅力をアピール!」
11月15日(金)	県立伊東商業高等学校 3年生113人、県議会議員10人	意見交換:テーマ「少子化」、「高齢化」、「海洋プラスチックゴミ」
11月18日(月)	県立沼津城北高等学校 1年生152人、県議会議員2人	議員による議会や議員の仕事についての説明と質疑応答
1月27日(月)	県立沼津東高等学校 1年生105人、県議会議員10人	意見交換:テーマ「くらし・環境」、「健康・福祉」、「教育・文化」等
1月28日(火)	県立磐田農業高等学校 3年生40人、県議会議員6人	意見交換:テーマ「選挙における投票率を上げるためには」

(エ) 大学との相互連携

若者の政治への関心を高めるとともに、学生の意見等を議会活動に活かすため、地元大学と連携して、県議会議員と学生との意見交換会とインターンシップの受け入れを行った。

○大学生との意見交換会

日 程	参加者	内 容
9月20日(金)	静岡文化芸術大学7人、県議会議員2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会の仕組み等説明</li> <li>・本会議傍聴</li> <li>・意見交換(テーマ:選挙の投票率向上と県内待機児童問題について 等)</li> </ul>
9月27日(金)	静岡県立大学10人、県議会議員2人	
11月7日(木)	静岡大学7人、県議会議員2人 ※大学キャンパスで実施	
12月6日(金)	常葉大学14人、県議会議員2人	
2月17日(月)	静岡県立大学短期大学部12人 県議会議員2人 ※大学キャンパスで実施	

○インターンシップ受入

日 程	受入人数	内 容
3月2日(月)	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会の仕組み、議会事務局の業務の説明</li> <li>・本会議傍聴</li> </ul>
3月3日(火)	5人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内見学</li> <li>・事務局若手職員との懇談</li> </ul>

(オ) 若者向け広報動画の配信

若者向け広報事業の取組について情報発信するため、県議会高校出前講座、大学生との意見交換会、ふれあい親子県議会教室の実施状況をダイジェスト動画にして配信した。

エ ふれあい親子県議会教室の開催

夏休みの社会学習の一環として、小学校高学年（4年～6年）の児童と保護者を対象に「ふれあい親子県議会教室」を開催し、県議会の役割や仕組みの学習、議員との交流や議場探検等を通じて、県議会に関する知識を育み、広く県議会をPRした。

<令和元年8月2日（金）>

参加者数：親子40組80人、出席議員：14人（議長、副議長含む。）

オ 傍聴の促進

本会議、委員会の傍聴を促進するため、県議会だよりやインターネット、ラジオ等で傍聴を促す呼び掛けを行うとともに、傍聴者向けの各種案内冊子を作成した。

○傍聴者向け案内冊子

刊行物名	内 容	発行回数	部 数	配 布 先
わたしたちの県議会	県議会の権限、組織、議員プロフィール、傍聴の方法等	年4回	6,300部	見学者、傍聴者等
県議会って何だろう？	県議会の役割等を小学生向けに説明	年1回	4,500部	見学、傍聴の小学生

○傍聴者数

(単位：人)

区 分	本 会 議		常 任 委 員 会				特 別 委 員 会			
			委員会室		モニター室		委員会室		モニター室	
年 度	30	R1	30	R1	30	R1	30	R1	30	R1
5月臨時会	9	15	3	0	3	0	0	0	0	0
6月定例会	654	716	6	3	127	126	0	0	0	0
9月定例会	565	892	3	2	101	125	0	0	4	0
12月定例会	946	979	1	2	97	97	0	0	0	0
2月定例会	927	271	2	4	137	208	0	0	0	0
閉会中							0	4	65	58
合 計	3,101	2,873	15	11	465	556	0	4	69	58

(4) 「地方議会活動の在り方等の調査研究」

ア 議会運営等改善検討委員会（委員11人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、議会運営上の諸課題に関する協議又は調整を行っている。令和元年度は全4回開催し、委員会視察記録のインターネット公開など結論が出た事項について、第1回検討結果として議長へ答申した。

イ 議員選挙区等調査検討委員会（委員11人：任期 調査終了まで）

議長の諮問を受け、一般選挙における県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の数に関する協議又は調整を行っている。令和元年度は全4回開催し、前期委員会の調査結果及び県議会議員の選挙区、定数に関する課題等について説明を行ったほか、今期の検討スケジュール等を協議し、有識者の意見聴取を実施した。

(5) 「議長公務の支援」

共通の課題等を協議し、政府関係機関等へ働き掛けるなど、都道府県議会相互の連携を図る目的で設置されている各種議長会等について、事務局は、議題の調整や運営の支援等を行った。

(6) 「議員に関する事項」

ア 政務活動費の交付

議員の調査研究等に資するために、各党派に対し、所属議員 1 人当たり 450 千円を毎月交付しており、用途は、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務費、事務所費及び人件費である。

透明性確保のため、年度終了後に議長に提出される収支報告書及び支出証拠書等について、県民等への閲覧に供するとともに、県議会ホームページ上で公開した。

イ 議員の資産等公開

議員が、その職務執行の公正と高潔性を明らかにするため、「政治倫理の確立のための静岡県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議員から提出される資産等報告書などについて、県民等への閲覧に供した。

# 令和元年度主要施策成果説明書

人事委員会事務局

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

公平・中立的な人事行政の専門機関として、職員の任免等の人事管理や給与制度の運用が適正に行われるよう、知事や教育委員会、警察本部長などの各任命権者の権限の行使をチェックするとともに、専門的視点からの調査研究や勧告など、本県の実情に即した適切な業務を推進した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 職員の適正な給与、勤務時間等の勤務条件の確保

職員の給与と民間企業従業員の給与の均衡を図るため、民間給与の実態調査等を精緻に実施し、公民給与の比較を行った。この結果等を踏まえ、議会及び知事に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行い、職員の適正な給与水準を確保した。

また、その中で、職員の勤務条件等に関する諸課題として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」「職員の心身の健康の保持・増進」など7項目の報告を行った。

今後とも、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、国や民間企業等の動向を的確に把握し、職員の勤務条件への適切な反映に努めていく。

#### (2) 公平・公正で的確な職員の任用

人格・能力・意欲を兼ね備えた優秀な人材を確保するため、公平・公正な能力の実証を基本として、人物重視の採用試験を実施した。

令和元年度は、公募した全44職種のうち、39職種においては公募数を確保したが、5職種で公募数を確保できなかったことから、全ての職種で広く人材の選抜ができるよう、応募者確保のための取組を強化し、本県の公務能率の増進に寄与する優秀な人材の確保に努めていく。

#### (3) 職員が働きやすい職場環境の確保

公務能率が増進するより良い職場環境を確保するため、公平審査事務の執行及び職員からの苦情相談の対応を行うとともに、労働基準監督機関としての事業所調査などを行った。苦情相談や事業所指導等を通じて、職員の利益

保護及び勤務環境の向上にも寄与した。

今後も、公平審査や苦情相談・労働基準監督機関としての職権の行使等を通じて、職員が働きやすい職場環境の確保に努めていく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

監査委員事務局

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

県の行財政の適正な運営に資するため、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、県の事務・事業の執行等が、効率的、合理的かつ公正に実施され、県民福祉の増進に寄与しているかどうかについて監査、審査等を行う。

令和元年度は、富国有徳の「美しい“ふじのくに”」にふさわしい公正で透明性があり、県民の視点に立った厳正な監査を目指し、機動的・弾力的な対応や、多角的な観点から、実効性の高い監査を実施することにより、事務・事業の改善と職場風土の改革に繋げることを基本方針とした。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 実施状況

令和元年度は、定期監査、随時監査及び財政的援助団体等の監査を531箇所実施し、指摘等の監査結果を219件出した。監査結果を出した所属に対して改善措置状況の報告を求め、措置状況の評価、確認した。

また、決算や財政健全化判断比率等の審査を行い、知事へ意見書を提出した。住民監査請求については1件の監査と1件の要件審査を行い、監査については棄却の、要件審査については却下の結果を出した。

さらに、令和2年4月から施行される地方自治法の改正に伴い新たな監査基準を策定するとともに、内部統制との役割分担を図りながら、監査の効率化、重点化を図るべく監査のあり方について必要な見直しを行い、新監査基準を3月に策定し、通知を行った。内部統制制度については、知事部局と情報交換や監査委員と経営管理部長、出納局長の意見交換を行った。

#### (2) 評価

定期監査等は、計画どおり実施することができた。随時監査では、抜打ちによる現金等の現物確認や施工途中の工事の進捗状況、工事事故に対する安全管理の状況、非違事案等の再発防止の取組状況を確認し、機動的・弾力的な監査を実施することができた。

また、誤り等が発生するリスクの高い事項を重点的に調査するなど、効率的、効果的な監査を実施するとともに、本庁各部局に対して「意見」を出し、

事務・事業の改善に繋がる監査を実施することができた。

依然として同様の誤りが複数の所属で発生しているため、執行部に対して多発している事案の情報提供を行い、全庁的な再発防止の取組を要請した。

監査のあり方の見直しにおいては、これまでの合規性監査の効率化を図るとともに、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)及び有効性(Effectiveness)に視点を置いた3E監査を拡充し、内部統制では確認困難な分野に監査資源を投入し、監査の効果を高めることとした。

### (3) 課題

令和2年4月から新監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査を実施するとともに、3E監査の手法等をより深く研究し、監査の見直しを着実に推進していく。

今後とも、同様の誤りが複数の所属で発生している事案について、執行部に対して情報提供を行い、再発防止に向けた全庁的な取組を促していく。

内部統制制度については、引き続き知事部局と情報交換を行うとともに、内部統制評価報告書の審査意見のため準備を進めていく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

労働委員会事務局

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

労働組合法に基づく不当労働行為の審査や労働関係調整法に基づく労働争議（集団的労使紛争）の調整、労働組合を介しない個別的労使紛争のあっせん（知事委任事務）などにより、労使紛争の迅速かつ確な解決を支援し、将来にわたる良好な労使関係の形成に資する。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### （1）実施状況

令和元年度は、不当労働行為の審査2件、労働争議の調整9件、個別的労使紛争のあっせん14件の計25件を取り扱った。

このほか、労働争議の実情調査を64件、労働組合の資格審査を23件、地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示を1件、それぞれ行った。

#### （2）評価

労使紛争の解決には、迅速かつ円満な解決が最も望ましいため、不当労働行為の審査については迅速な解決の指標として「処理期間」を施策の評価基準とし、18か月を目標値としている。労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては円満な解決の指標として「和解による解決率」を施策の評価基準とし、過去5か年の平均を評価基準値としている。

主 要 施 策	評 価 基 準		令和元年度実績
不当労働行為の審査	処理期間	18か月	3か月(11か月)
労働争議の調整	和解による解決率 (過去5か年平均)	31.0%	33.3%
個別的労使紛争のあっせん		41.9%	21.4%

※「令和元年度実績」は、令和元年度単年度の平均

※ 不当労働行為の審査の「令和元年度実績」の（ ）内は、当該年度を含む過去5か年の平均。

※「和解による解決率」

= (和解による解決件数 / (和解による解決件数 + 打切り件数)) × 100

#### ア 「処理期間」

令和元年度の不当労働行為の審査事件の終結事件1件の処理月数は「3か月」であった。

当該年度を含む過去5か年の平均は「11か月」で、いずれも「18か月」の目標を達成できた。

#### イ 「和解による解決率」

令和元年度の和解による解決率の実績は、労働争議の調整が「33.3%」で、過去5か年の平均とほぼ同率であった。また、個別的労使紛争のあっせんは「21.4%」で、過去5か年の平均「41.9%」を下回った。

これは、労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんはいずれも、当事者双方の同意を得て行うものであることから、当事者双方の主張の隔たりが大きくあっせん員が説得しても歩み寄りが難しい場合、又は相手方があっせんに参加すること自体を応諾しない場合には、やむを得ず、「打切り」とせざるを得ないことによるものである。「打切り」の件数は、調整事件では終結事件6件のうち4件であり、そのうち3件は同じ当事者間の紛争で繰り返しあっせん申請がなされたもので、いずれも相手方があっせんに参加することに応じなかったため打ち切った「不応諾打切り」であった。個別事件では終結事件14件のうち11件であり、そのうち7件が「不応諾打切り」であった。

### (3) 課題

不当労働行為の審査の平均処理月数は目標を達成しており、今後も引き続き処理期間の短縮に取り組んでいく。

労働争議の調整及び個別的労使紛争のあっせんについては、近年の終結事件の半数以上が打切りで終結していることから、今後一層、あっせん員と事務局職員が一体となって当事者に対する粘り強い説得を行うなど、打切りの解消に一層努力する必要がある。

このため、各種会議や研修会における事例研究、他都道府県労働委員会等との情報交換等を通じ、委員及び職員の専門性の一層の向上を図っていく。

また、打切りの中でも不応諾打切りの件数が多いことから、あっせんに先立って行う事務局職員による調査の際、被申請者に対し、「公労使三者委員による公正中立な取扱い」、「迅速な解決」といったあっせんのメリットを十分説明することにより、不応諾打切りの削減に努めていく。

このほか、制度を知らないために利用できないということのないよう、ホームページのほか様々な媒体を活用するとともに、効果的な広報のため対象を絞った周知活動を実施するなど、引き続き積極的な広報・PRを展開していく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

収用委員会事務局

## 主要施策説明

### I 審理調整課

#### 1 主要施策の実施状況

- (1) 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- ア 収用委員会費（人件費） 6,406,400 円  
収用委員会の委員報酬（7人分）である。
- イ 収用委員会運営事業費 9,862,442 円  
収用事件の裁決等を行うため、収用委員会の運営及び事件の審理、調査等を行った。

#### <令和元年度 収用裁決等案件>

項目	前年度からの継続件数	令和元年度申請等件数	計	処 理 状 況				次年度への継続件数
				裁決	和解	取下	計	
裁決申請	2件	8件	10件	2件	0件	0件	2件	8件
明渡裁決申立				0件	0件	0件	0件	
損失補償裁決申請	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※ 事件処理の詳細については、別表のとおり。

#### <令和元年度 収用委員会等開催状況>

区分	委員会	審理	調査等	その他	計
回数	20回	2回	2回	1回	25回

#### 2 評価・改善

##### (1) 評価

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- 平成30年度から継続中であった「一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス）」に係る裁決申請2件のうち、平成30年12月27日に申請を受理した第2号事件は、令和元年5月29日に裁決を行った。また、平成30年11月21日に申請を受理した第1号事件は、令和元年5月21日に現地調査及び審理を実施して同日結審し、同年7月11日に裁決を行った。
- 令和元年度においては、「東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線」について、令和元年9月18日付けで8件の裁決申請があった。翌日9月19日にこれらの申請を受理し、沼津市役所における申請書類の縦覧などの手続を経て、同年10月24日に裁決手続開始の決定を行った。同年11月7日に現地調査を、12月4日に審理を実施し、同日結審した。
- 上記のとおり、裁決申請のあった事件に係る手続が迅速かつ適正に行われた。

##### (2) 改善

- ア 「審理及び裁決等に関する事務」「収用委員会定例会の開催、関係機関との連絡調整等」
- 裁決申請のあった事件に係る手続が、迅速かつ適正に行われるよう、今後とも効率的な事務の整理に努める。

別表 土地収用（使用）事件の処理状況

No	事件名・事業名・場所	起業者	地目・面積	事件処理の経緯
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度第1号事件</li> <li>一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス） （御殿場市柴怒田）</li> </ul>	国土交通大臣	(収用) 道路(2筆) 789.30 m <sup>2</sup> (使用) 道路(4筆) 13.73 m <sup>2</sup>	(申請) H30.11.16 (申請受理) H30.11.21 (一部取下げ) H31.3.28 (一部取下げ) H31.4.24 (調査) R元.5.21 (審理) R元.5.21 (一部取下げ) R元.7.5 (裁決) R元.7.11
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度第2号事件</li> <li>一般国道138号改築工事（須走道路及び御殿場バイパス） （御殿場市柴怒田）</li> </ul>	国土交通大臣	(収用) 山林(1筆) 7.89 m <sup>2</sup> (使用) 山林(1筆) 2.38 m <sup>2</sup>	(申請) H30.12.26 (申請受理) H30.12.27 (調査) H31.2.8 (審理) H31.3.7 (裁決) R元.5.29
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度第1号～第8号事件</li> <li>東駿河湾広域都市計画都市高速鉄道事業東海旅客鉄道東海道本線 （沼津市一本松及び桃里）</li> </ul>	静岡県及び沼津市	(収用) 畑、公衆用道路ほか(25筆) 5,334.41 m <sup>2</sup>	(申請) R元.9.18 (申請受理) R元.9.19 (調査) R元.11.7 (審理) R元.12.4 (一部取下げ) R2.1.20

※ 地目については現況、面積については実測による。

# 令和元年度主要施策成果説明書

教育委員会

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「『有徳の人』の育成」を基本目標として、子供たち一人一人の能力、適性、意欲、成長に応じて、それぞれが持つ資質を十分に伸ばしていく教育を推進するため、「教育に関する大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」に基づき、以下の3つの柱を掲げ施策を展開した。

- 1 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現
- 2 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現
- 3 社会総がかりで取り組む教育の実現

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

#### (1) 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

##### ア 「知性を高める学習」の充実

「確かな学力の育成」について、全国学力・学習状況調査は概ね安定した結果が得られているものの、家庭学習については、更なる推進が必要である。知識の習得を超えた子供たちの学びに向かう力を伸ばす学習を、限られた授業時間の中で有効に実施していくためのカリキュラムの工夫や授業改善の方策等について、全ての学校、校種で追求していく。

「情報教育の推進」については、ICT機器の整備は着実に進んでいるが、それを活用して指導する教員のスキルの向上は喫緊の課題であり、機器整備と教員育成の両面から、取組を進めていく。

##### イ 「技芸を磨く実学」の奨励

「産業社会の担い手の育成」について、キャリア教育が多くの学校において、様々な形で取り組まれている。学校・教育委員会と産業界・知事部局が連携した取組も行っているが、教育内容の更なる充実を図るため、こうした連携を更に深めていく。

##### ウ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

「学校マネジメント機能の強化」について、学校関係者評価の公表など、開かれた学校づくりに向けた取組は学校単位で進んできているが、教職員一

人ひとり、それが当たり前、と思うレベルにまで高めていく必要があり、コミュニティ・スクール等の取組を推進していく。また、多様化する時代や地域のニーズに応じて、子供たちに多様な選択肢を提供するため、特色ある学校の具現化に向けた取組を進めていく。

「学び続ける教職員の育成」について、学習指導要領の改訂や技術革新への対応など、教職員に必要なスキルが多様化している。校内研修も含めた研修の一層の充実を図るとともに、大学院・在外教育施設・民間企業・行政機関など学校外での経験を積ませる機会を拡大する。

「乳幼児期の教育・保育の充実」について、市町における幼児教育アドバイザーの設置は順調に進んでいるが、幼児教育の無償化も踏まえ、県が行うべき支援を着実に推進していく。

「特別支援教育の充実」について、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を更に推進していくためには、教員の指導スキルの向上に加えて、学校現場で指導に当たる人員の確保が最大の課題であり、人的支援を充実させていく。

「学校における健康教育の推進」について、児童生徒の栄養バランスの確保に向け、栄養教諭等の体制の充実など学校での取組に加え、家庭と連携した食に関する取組を検討していく。

## (2) 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

### ア グローバル人材の育成

「海外留学等の相互交流の推進」について、「ふじのくにグローバル人材育成基金」を活用した海外派遣者数は着実に増加し、外国人留学生数も増加傾向にある。海外修学旅行も全国1位の水準となるなど、海外との交流は進んでいるが、こうした交流を一過性のものとせず、国際社会や地域社会で活躍できる人材の育成に着実につなげていく。

「外国人児童生徒等への教育の充実」について、外国人児童生徒等が将来にわたって静岡県で活躍するためには、日本語能力の習得は欠かせず、体制整備が急務である。小中学校における非常勤教員の配置や自動翻訳機の活用促進など、引き続き支援体制を充実させていく。

### イ イノベーションを牽引する人材の育成

「科学技術の発展を担う人材の育成」や「多様な個性を生かし、優れた才能を発揮する人材の育成」に取り組み、「科学の甲子園」などへの参加者数は、順調に増加している。各種コンクール等への参加など、児童生徒の創造性や専門性を高める取組を進めていく。

### (3) 社会総がかりで取り組む教育の実現

#### ア 新しい時代を展望した教育行政の推進

「市町の課題等に対応した支援の充実」について、各市町教育委員会との意見交換を着実に実施している。今後も時代の変化や現場のニーズを的確に把握し、施策に活かしていく。また、開かれた教育委員会を目指し、移動教育委員会による広聴や「Eジャーナルしずおか」等による広報に努める。

#### イ 地域ぐるみの教育の推進

「地域・企業等と学校の連携・協働の充実」について、コミュニティ・スクール数は大幅に増加したが、全ての小・中学校での設置に向け、取組を加速していくとともに、県立学校においても、モデル校での実践を踏まえ、設置を推進していく。

#### ウ 誰もが夢と希望をもち社会の担い手となる教育の推進

「学びのセーフティネットの構築」について、生活困窮世帯への学習支援の促進に取り組む市町数は、年々増加している。こうした取組を更に効果的に進めるため、市町・県の連携に加え、福祉部門と教育部門の連携を進めていく。

「いじめ・不登校等への対応」について、不登校者やいじめの認知件数が増加していることを踏まえ、学級担任だけの対応では限界があるため、養護教諭、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家など、チームとして児童生徒を支援する体制作りを進めていく。さらに、SNSによる相談、スクールロイヤーや精神科医による教員への相談体制の構築など、学校外における支援にも併せて取り組む。

#### エ 「命を守る教育」の推進

「防災対策の推進」や「交通安全対策の推進」について、警察、関係部局、保護者、地域のボランティア等との一層の連携を進め、防犯教室や交通安全教室の開催の促進、登下校時の見守り体制の充実など、取組強化を図っていく。

# 令和元年度主要施策成果説明書

警察本部

## 主要施策の総括

### 1 主要施策の目的

県内の治安情勢は、刑法犯認知件数が平成 15 年以降連続して減少し、「静岡県の新ビジョン」に掲げる 2 万件以下という目標を達成することができた。

しかし、重要犯罪が増加傾向にあるほか、特殊詐欺の被害やストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人身安全関連事案の発生が高水準で推移するなど、依然として予断を許さない状況にある。

また、交通事故発生状況についても、人身事故件数、死者数及び負傷者数は前年比で減少したものの、高齢者が関係する事故の割合は増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止対策が重要な課題となっている。

このため、令和元年は、「県民の期待と信頼に応える警察 ～正・強・仁～」を運営指針として、安全で安心な静岡県を目指し、

- ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応の徹底
  - 「しずおか関所作戦」を中心とした特殊詐欺被害防止対策の推進
  - 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動等の推進
  - 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進
  - 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
  - 「ラグビーワールドカップ 2019」や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」などの大規模イベントに伴うテロ対策の推進
  - 警察力を最大限に発揮するための働き方改革の推進
- の 7 つを重点目標として掲げ、各種施策を推進した。

### 2 主要施策の実施状況及び評価と課題

- (1) ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応の徹底

人身安全関連事案への対処に当たっては、個々の事案の危険性・切迫性を的確に判断し、各種法令を適用して被疑者を検挙するとともに、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に努めている。

令和元年中の児童虐待事案の相談等件数が大幅に増加したことから、関係機関との緊密な連携と情報共有を図り、事案の早期発見と児童の安全確保を最優先とした対応を行っている。

- (2) 「しずおか関所作戦」を中心とした特殊詐欺被害防止対策の推進

特殊詐欺の認知件数及び被害金額は、各種対策を講じたことにより前年と比べ減少したものの、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」を中心に、大きな被害が生じるとともに、キャッシュカード詐欺盗も大幅に増加していることなど、依然として予断を許さない状況である。

特殊詐欺被害防止対策については、取締りと被害防止の両面から徹底した対策を行い、あらゆる法令を駆使した多角的な取締りの強化とあわせ、被害の多くを占める高齢者の特殊詐欺に対する危機意識が醸成されるよう「しずおか関所作戦」を始めとする対策を推進し、社会全体で被害を防止する気運の定着と底上げに努めている。

### (3) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動等の推進

地域住民の身近な不安を解消するため、地域における犯罪や交通事故の発生実態に即した効果的なパトロールを実施するとともに、110番通報等に対しては、パトカーや航空機などの機動力を最大限に活用して迅速・的確な事案対応に努めている。

また、安全で平穏な生活を確保するため、各家庭や事業所を訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会等の開催を通じて、地域住民の意見・要望の把握に努め、必要な指導・連絡を行うとともに、交番・駐在所が発行するミニ広報紙や交番速報により、特殊詐欺や交通事故などの発生状況や防止策などの各種情報を積極的に発信した。

### (4) 子供と高齢者の交通事故防止対策の推進

子供と高齢者の交通事故防止対策を業務重点として推進した結果、令和元年中の交通事故の発生件数については、2年連続して3万件を下回ったほか、死者数は101人と、統計が残る昭和28年以降過去最少を4年連続して更新した。

しかしながら、全国的に子供が犠牲となる痛ましい交通事故が相次いで発生したほか、交通事故死者に占める高齢者の割合が高原状態で推移するなど交通情勢は厳しさを増している。

このため、「子供と高齢者の交通事故防止」を重点に、参加・体験・実践型の交通安全教育や反射材着用促進のための広報啓発活動を実施したほか、生活道路や通学路、未就学児の移動経路等において、交通指導取締りを強化するとともに、道路管理者や学校等関係機関と連携して信号機や道路標識をはじめとする交通安全施設等を整備するなど、総合的な交通事故防止対策を推進した。

### (5) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

重要犯罪は、県民の体感治安に大きく影響を及ぼすことから、引き続き、

迅速・的確な初動捜査、科学捜査の推進、適正捜査の徹底等により早期検挙に努める。

特殊詐欺の取締りに関しては、「だまされた振り作戦」による受取り型特殊詐欺犯の現場検挙活動を強化するとともに、突き上げ捜査により犯行拠点を解明し、中枢被疑者を検挙した。

薬物密売組織や国際犯罪組織が関与する事件は、組織の実態解明や中枢被疑者の検挙のほか、犯罪インフラの供給グループに対する取締りを徹底し、組織の弱体化を図った。

また、暴力団対策では、対立抗争に起因する事件が全国的に相次いでおり、予断を許さない状況が続いていることから、万が一にも県民が抗争に巻き込まれることがないように、万全な警戒を期すとともに、犯罪収益対策を確実に実施するなど、組織に打撃を与える取締りを強化している。

(6) 「ラグビーワールドカップ 2019」や「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」などの大規模イベントに伴うテロ対策の推進

「ラグビーワールドカップ 2019」は、大会関連施設で警備諸対策を推進し、大会の安全と円滑な運営を目的とした警備を完遂した。

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催を見据え、テロの未然防止を図り、県民の安全・安心を確保するため、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、水際対策及び重要施設等における警戒警備を強化するとともに、官民一体の横断的なネットワークの強化を図り、広報啓発活動の実施など、各種テロ対策を推進していく。

(7) 警察力を最大限に発揮するための働き方改革の推進

少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、限られた人員・予算を最大限に活用するため、業務の合理化・効率化などを始めとした働き方改革やワークライフバランスの取組を推進し、警察力を最大限に発揮できる組織体制の整備と全ての職員が生き生きと働くことができる職場環境の醸成に努めた。

また、警察職員としてふさわしい優秀な人材の確保や高い倫理観と実務能力を兼ね備えた職員の育成に努めるとともに、女性警察官の活躍及び若手警察官の早期戦力化を図っていく。

このほか、県第4次地震津波被害想定において津波浸水域にある湖西警察署の移転整備や交番・駐在所の建替えなど、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。